

各
說

第一章 神 社

国の中と称えられた橿原市は、青垣山に囲まれた奈良盆地のほぼ中央から南よりに位置し、旧耳成・畝傍・鴨公・八木・今井・真菅・金橋・新沢・香久山と天満・多・平野村の一部を合わせた八〇地区(町)からなる。

ここは隣接する飛鳥・磐余地方とともに、日本の古代国家形成の舞台であった地域だけに、記・紀神話にまつわる神々や、建国伝承以来活躍した有力氏族の祖神や、この地方の村々に住みついた庶民信仰から産土神の鎮まる地で、神社の格式の高さから、またその数からみても特異な地域といえる。今市内所在の主な神社は一〇〇社に及び、うち延喜式内社は三九座二七社(明神大社二、大社二五、小社一〇)、第二次大戦前まで官幣大社であった橿原神宮をはじめ旧指定村社二八社、旧村社四四社、その他旧無格社・雑社となっている。

奈良盆地の南方にぼっかりと生えあがったような畝傍・耳成・香久山のいわゆる大和三山は、古来天神や祖霊の鎮る神奈備と仰がれたが、今もこの山頂に、山麓に、その周辺にある常緑の森に多くの神々が鎮まっている。中でも天香久山とその周辺部一円は、記・紀の伝える神話伝承の中の神々の鎮まる地方である。今この山頂の国常立神社には国常立命と司水神の籠神が鎮まり、中腹には伊弉諾命・伊弉册命がまつられている。そしてこの山をとり囲むように天照大神をまつる天岩戸神社、天香山坐櫛真命の鎮まる天香山神社、泣沢女神の鎮まる畝尾都多本神社、下八釣の天児屋根命の鎮まる畝尾坐健土安神社など延喜式内社や古社がある。

この山に対し畝傍山を中心とする一帯は、記・紀の建国伝承にまつわる神々の鎮座地として、神武天皇をはじめ皇族神がその山陵伝承地やその陵墓付近にまつられている。橿原神宮・東大谷日女命神社・花園神社・安寧天皇神社・池田神社・牟佐坐神社その他で、外に古代国家形成当時の氏族の祖神の鎮まる神社の多いことに気がつく。

当市の南東から西南にかけて盆地の周辺をめぐる低い丘陵上やその山裾をはじめ、当市を貫流する曾我川・高取川・飛鳥川・米川など川沿いにある常緑の茂みの中にも、市内社に比定される神社や古代から中近世にかけてこの地方の村々に住んだ人々によってまつられた産土神など多くの神々の鎮座地がある。

畝火・耳成の山口の神は『延喜式』巻八の祝詞の山口神祈年祭にあるように、本来皇室の御料林守護の大山祇命であったが、人間生活を支える水も水源に当るこの山の神が流されるとの信仰から、山麓の拝所から拝んだ神であったとみられるが、後世山頂に遷座された。但し畝火山口神は近年再び山麓の現地に遷され、その祭神もいつのころからか神功皇后と豊受比売命・表筒男命となり、古来の主神大山祇命は末社の神になっている。

御県神として当市に高市御県・十市御県・久米御県の三社が鎮座するが、御県とは、大和朝廷時代に境を分けて開墾した田地の意であるが、諸国にある朝廷の直轄領として県主がその支配者としてその氏のまつる神社が県神社である。「御県に生り出ずる甘菜・辛菜を持ち参来て」と『延喜式』巻八の御県坐皇神祝詞にあるように、朝廷の供御にあてる蔬菜の霊をまつる社でもある。

次に古代氏族がその本貫の地に祖神をまつった社としては、太玉命をまつる忌部氏の天太玉命神社、蘇我氏の宗我坐宗我都比古神社、竹田氏の東竹田にある竹田神社、道臣命より出た大伴氏など諸氏の鳥屋にある鳥坂神社、大久米命より出た久米氏の久米御県神社、天津彦根命より出た氏族のまつる高市御県神社などがある。

次に産土神や式外社中最も多いのは春日神社で、市内神社総数の四分の一を占め二五社ある。中世以来、この地方

一円は興福寺の勢力下にあり、在地の領主や住民はこの寺の勢力に追隨して興福寺衆徒の侵略やその圧制から免れようとして、興福寺鎮守の春日神を祭神にするものが多かったとみられる。中でも天太玉命神社の如き、忌部氏本来の祭神でありながら春日神をまつて忌部氏の末孫を称した家も自ら藤原氏姓を唱える者もあったという。

この類似例として武家専制の世の致すところ、古来の祭神や社名が亡失、改めて八幡神を勧請した例もあり、明治の初年漸く古実に即して本来の社名を称したものに天高市八幡・鷺栖八幡・馬立伊勢部田中神社を八幡宮と称した如きである。中には神八井耳命が本来の祭神であった筈ながら八幡神を祭神としてなお今日に及んでいる。軽樹村坐神社も社名は復帰したが祭神は八幡神である。現在市内の八幡神社は一一社ある。

神仏習合思想の影響を受けて社頭に神宮寺を建てたり、寺域内に鎮守社を創祀した例も多かったが、明治初年の分離令で一応の解消をみたものの今なお当時の姿を残存する神社が少なくない。今井町の春日神社が既に廃寺となった常福寺の境内にある觀を呈していたり、磐余神社に磐余山神護院・東坊城の八幡神社境内に神宮寺の觀音堂があるなど、廃寺前の堂坊や墓碑・梵鐘など今に残存するものが少なくない。なお古来仏神としてまつられてきた牛頭天王や弁財天などが素戔嗚命神社・市杵島神社と改められた例もある。

祭事について古来の風を今に残すものに、畝火山口神社のデンソソ祭や埴土とり行事、東坊城のホウランヤ祭、天香山神社のゴウタクなどがある。なお中世以来宮んできた宮座講も第二次大戦終戦後改組されたものも多いが、今も古風にしたがって継承実施している所もある。現在所蔵される宮座文書中古いものは木原の耳成山口神社の文禄三年(一五九四)より天保三年(一八三二)までの当屋や新入座者記録、東坊城八幡神社宮講の元和元年(一六一五)の御宮座帳箱内保管の万治元年(一六五九)以来安政三年(一八五六)に至る八幡宮並に宮座記録、葛本神社の永正十二年(一五二五)祭式などあげられる。

以下各神社についての概要を記すが、その社名・祭神名は主として「宗教法人法による届出書」にしたがって記録することとした。

一、耳成地区

十市御県坐神社 十市町字中殿一番地（旧指定村社）

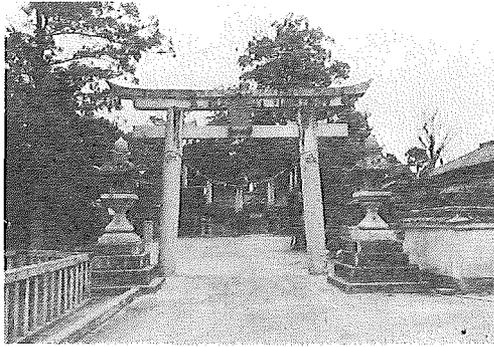
祭神 豊受大神

創建年代は明らかでないが、既に天平二年（七三〇）の「大倭国正税帳」（正倉院文書）に「十市御県神戸稲壹仟五拾貳束 租貳拾束 合壹千柒拾貳束 用肆束 祭神残壹仟陸拾八束」とあり、『新抄格勅符抄』には大同元年（八〇六）に神封二戸を給されたとある。貞觀元年（八五九）正月二十七日、從五位下から從五位上に神階をすすめられていることからみても、当社の創建の古さが知られる。「延喜式神名帳」の「十市御県坐神社大月次・新嘗」に比定される神社として、祈年、月次、新嘗祭に案上官幣に預った。「延喜式」祈年祭祝詞に「高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布登御名者曰氏。此六御県爾生出。甘菜辛菜乎……」とあり、古来六御県社の一つとして、朝廷の供御に充てる菜園（御県）の靈である御県神を祭神としている。『大和志』の記事や享保（一七一六～三六）・宝曆（一七五一～六六）・元文五年（一七四〇）の石灯籠銘によって、十三社明神とも呼ばれたことがわかる。元龜三年（一五七二）「宝陀山補嚴禪寺納帳」（補嚴寺文書）に「十市領分 巨口庵主その物、字スモ、一段殿ヨリ宿院へ御寄進東楽寺地作神田」、石灯籠に「奉寄進 藤楽寺」とあり、中世末以来神宮寺が所在していたことが実証される。現在の社務所付近が寺地であったといふ。

十市の集落の東端、太田市から三輪への街道南沿いに環濠を距てて、西面して鎮座する。

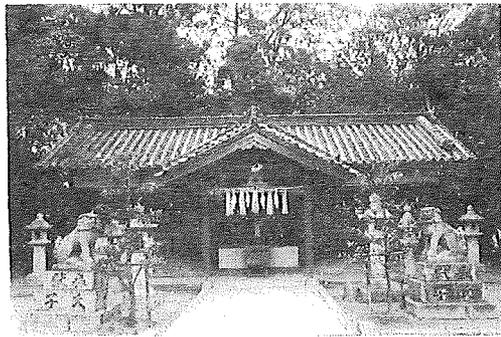
境内の南側にも掘割の跡が残るが、南北の掘割の流れは古来特に神聖視されたという。南面する境内入口向って左に「十市御県坐神社」との石標が建ち、すぐ向う側一對の石灯笼の左に「御神灯 宝曆九己卯（一七五九）三月吉日 願主月參世話人」、右に「明和三戌年（一七六〇）九月五日大阪久宝寺町 施主ゑびすや清太郎 九次十市村」との刻銘があり、右側に制札場、左側に「請雨願満氏子中明治三十四年二月建設」等とある石柵に囲まれた鏡池がある。忠魂碑前から西面する広庭に入ると、大正五年七月氏子中から献灯された大石灯笼と豊受大神の額の掲げられた石造大鳥居がある。右側には社務所があり、手水舎内の水盤に「水盤 寛政八辰

十市御県坐神社（十市町）



（一七九六）三月吉日氏子」、手水舎棟木に「寛政八丙辰年六月十二日当村世話人大工宇兵衛、源次郎、林平文一、文茂」の銘がある。その向う一對の石灯笼に「常夜灯 文政十三寅（一八三九）九月吉日」とあり、その左側に愛宕大権現碑や遙拝所がある。広庭右側の百度石には「万延庚申（一八六〇）九月建之 施主当邑新屋清九郎」の刻銘がある。拝殿前の狛犬に「奉献氏子天保十己亥年（一八三九）十二月献之 願主大坂大和屋伊兵衛」とあり、多数の石灯笼中に「十三社御神前 和州十市村千石方組頭 元文五庚申天（一七四〇）九月六日」の銘がある。

割拝殿は切妻造りで、桁行五間、梁行二間の玄関付本瓦葺。鬼瓦に「天保十亥年（一八四四）十一月吉日 常門瓦師」の刻銘が見える。昭和二十四年九月の改築。内庭の石灯笼に「奉寄進藤楽寺 施主氏子中敬白 和州十市村



十市御県坐神社拜殿（十市町）

間の切妻造り銅板葺で本殿につながっている。

本殿は三段の石階上の春日造り朱塗松皮葺で勾欄付。箱棟は銅板で千木鯉木をおく。桁行一二七糎、梁行二二二糎、向押の出が一二・五・五糎の間社で、昭和四十四年の改修である。本殿北側の末社中最南の五社大明神（祭神 菊理日女命 大日靈女貴命 春日四柱大神）で、桁行三八糎、梁行六一糎。次が玉津鳥神社（祭神玉津鳥姫命）で、春日造り熊野大神 広幡八幡大神）で、桁行三・八糎、梁行六三糎。最後は金毘羅大権現（祭神大物主命）で、社殿なく高さ五六糎の自然石をまつる素木鉄板葺桁行四五糎、梁行六三糎。表に「金毘羅大権現」、裏に「文政二歳（一八一九）三月吉日 講中」とある。これら社前の石灯籠四基のうち

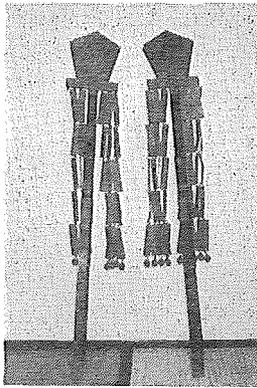
願主忠左衛門、安政六己未（一八五九）九月吉日」や「献灯世話人酒屋□□、植田永助、西村□□旨天保三年壬辰（一八三二）正月吉日 願主大坂住何某」とある。その両側に「御神灯 施主大家屋善次良 嘉永辛亥年（一八五一）四月」、さらにその左右一対の石灯籠に「十三社大明神 宝曆五亥天（一七五五）九月五日 和州十市郡十市村清二郎 小二郎 茂二郎 源治郎 庄八」とある。本殿への石段の右に「当十三社奉寄進永代夜灯 施主敬白 十市村弥太郎 幾三郎 庄介 新五郎 源次郎 弥太郎 享保七壬寅天（一七三二）九月吉日、喜平治 源太郎 佐助 弥七良 平三郎」日、その右に「十三社大明神常夜灯 願主 当村田宮宗右衛門 天保十五辰（一八四四）八月吉日」とあり、最右端に「常夜灯 施主奥田甚兵衛 辰巳利三郎 大家屋善次良 安政六己未（一八五九）六月日」との刻銘がある。一五八糎の石壇上へは一〇段の石階が設けられ、神域は正面木製朱塗棧瓦葺の玉垣、三方白壁塀に囲まれている。木造鳥居に接した祝詞舎は、一間に二

「八幡宮 天保十五辰（一八四四） 八日吉日」と「金毘羅大権現 文政九丙戌年（一八二六） 九月吉日」の銘が古い。なお拜殿南側の稲荷大社（祭神受持神）は流造り素木鉄板葺で四二・五纏に七〇纏。

社務所に保管する棟札四枚は、「奉□造宮和州十市村藤樂寺十三所大明神奉加入数四郎兵衛 善介各敬白」と

（表）
明治三十三年
奉遷宮十市御県坐神社
老月八日

（裏）
本殿及拜殿大修繕
此工事費金貳百五拾円余
祭主 郷社耳成山口神社々々掌
守社々掌兼務田村鐘太郎
区長区会議員大工石工（略）



十市御県坐神社金幣

外に昭和九年七月八日の本殿屋根替塗替、五社神社の屋根替竣工の棟札と、昭和二十四年九月二十二日の拜殿落成時のものである。なお保管する金幣の表に「十三社大明神 己 宝永六年（一七〇九） 十二社大明神 丑 九月吉日」とある。

例祭は十月十五日・十六日であったが、今は十月中旬に改めた。当日は七台の壇尻が出てにぎわう。外に十二月の新嘗祭、二月の祈年祭、五月五日の春の祭典がある。氏子二六〇戸。明神講は三五戸で四組に編

成、半年毎に宿(当屋)が交代、三月五日と九月五日に座祭を行い、当屋で直会がある習慣であったが、今は三月と九月の日曜日に営む。明治二十六年の「明細帳」には「境域坪数八百四十三坪氏子戸数百八拾五戸」と届出ている。

葛本神社 葛本町字堂ノ内四四九(旧村社)

祭神 天照大神

葛本の集落の東、道路沿いに東面して鎮座する。創建は明らかでないが、『大和志』には葛本神祠として「今称三八所神 永正十二年(一五一五) 祭式一卷在祝司家」とみえ、明治初年まで拜殿に上記祭式の額が掲げられていたとの社伝から、既に四七〇年以前に当地にまつられたことになる。古来八所(社)神を祭神としたことは、『大和志』や明治四辛未年二月日付「神社取調帳十市郡葛本村」や同二十六年三月拾日の「神社明細帳」同三十六年五月八日の「神社由緒書」に「八所神」「八社神」と記していることで明らかである。

なお前記明治四年の取調帳には「祭神勧請年記古程不明分 神仏旧号区別無之」とあり、また翌五年壬申四月の「葛本神社氏子並寺院滅罪檀家書上帳扣」には「八将神社式外小社氏子四百三拾八人」とでてゐる。さて「八所(社)」について『大和志』荒墳の項に葛本村に八か所あると記し、「十市郡郷社村社二十八村神社調帳」に「右葛本村ニ八ツノ塚御座候左ニ記ス」として

字南正司垣内 十坪七步六厘

字北正司垣内 三坪五步九厘

々堂ノ前 二坪七步七厘

々正学寺 壹坪六步六厘

々豆尾(蚊無塚) 壹坪

々七板 七坪九步九厘

々塚ノ北 二步五厘

々辨天山 七坪

とあるが、今もそれぞれの地に塚があり、当社祭礼日にお供えをする例であるという。さて現祭神を天照大神と昭和二十六年に届出ているがいつから祭神変更が行われたかは明らかにし難い。

石柵に囲まれた広庭入口に明治十九年十一月に奉納された石鳥居があるが、付近の石灯籠に「太神宮 村中安全天保三辰年（一八三二）六月吉日」等の銘があり、左側に制札跡がある。手水舎の水盤は明治八年乙亥正月の奉納。広庭向って左の社務所は公民館も兼ね、桁行七間、梁行四間庇付の瓦屋根である。狛犬一對に「愿酬嘉永七甲寅（一八五四）四月建 村中氏子」とある。拜殿は桁行三・五間・梁行一・五間の切妻造り瓦葺玄関付で、内庭は石柵に囲ま



葛本神社（葛木町）

れ四基の石灯籠がならんでいるがその銘に「奉寄進御宝前 享保二丁酉年（一七二七）八月二十三日十市郡葛本村森本氏又右衛門」「奉八所宮御宝前 享保十六年（一七三二）十一月」など読みとれる。桁行一・五間、梁行一・五間の祝詞舎は銅板葺で昭和二十七年九月二十二日の改修。

一石階上の本殿は桁行一二二糎、梁行一三三糎の間社素木の神明造りで向拝の出が五八・五糎。勾欄付廻廊をめぐるし銅板葺。左側の末社の市杵島神社（祭神市杵島比売命）は春日造りで桁行四四・五糎、梁行六八・五糎、銅板葺で棟に千木鯉木をおく。本殿右の末社は稻荷神社（祭神保食神）桁行七三糎、梁行一二一糎、棟に千木鯉木をのせている。広庭の向って右の鏡池に接したブロック塀に囲まれた一角に金毘羅大明神が屋形のないまま鎮座している。佐伯宮司家所蔵の明治十年十二月付「末社再建御願」には同年十月十一日の暴風で雑木が倒れ末社社殿が破却したので再建したいと氏子総代より願

い出た所、戸長より「聞届候事」との副申をつけ堺県令税所篤宛願い出ている。例祭九月二十二日、宮座は葛本町一円で大明神講を組織しているが、外に本郷に明神講、出屋敷に辨天講、見門・新屋敷・西垣内にそれぞれ明神講と呼ぶ小字毎の宮座がある。座祭は九月一日で、古来宮田年貢で当屋の賄いが行われてきた。佐伯宮司所蔵文書の中、明和三年（一七六六）二月吉日から安政五年までと、安政六末年（一八五九）八月から明治に及ぶ「宮田小作米算用覚」と「神田勸定帳」があるが、「神田勸定帳」に「旧九月一日講員明神様の境内に集りその年の五ツモノ（サケ・サカナ・イモ・サシ・マメ）を供えて豊作を祈り当家に於て食す」など記す外、明和三年二月より天保十一子年（一八四〇）までの毎年二月と八月の「当宿廻覚」が残されている。前記「永正拾貳年乙亥（一五一五）八月祭式」に

- ・天神ノヨミヤワ一ノ五テンエ酒ニ升肴ナスビ エタマメ モチ三ヲシキ ウヲ一サシ 米五升
- ・廿三日ノシキワ サケ一升 イネ一ツ セカウ二合
- ・ゴ殿サマエ 一井二ハイ サンシユ コサイ トヒウヲ一マイ（後略）
- ・廿日ニハ 八シヨ明神エ ヘキ一本 サケ一升 モチヒトヲシキ（後略）
- ・トウワタシハ（略）
- ・サルカクノ日記（略）
- ・トウノマワル日記 氏子（二二名連記）

昭和二十六年六月二十六日付「宗教法人法による届出書」には「境内坪数三二二坪、氏子一三〇戸、例祭九月二十二日」と記されている。

祭神 天児屋根命 武甕槌命 経津主命 姫大神

創立年代は不明であるが、寛文十三年（一六七三）の石灯籠があるので江戸初期を下らない。常盤集落の西北部に位置し、西面して鎮座する。道をへだてた南側には常光寺（真宗）が隣接している。正面に昭和三十五年九月の石鳥居が奉納され、広庭の左の手水舎は一間に○・五間の切妻造り瓦葺で中に「手水」との銘の水盤がある。入口右に大伴家持の詠んだ「玉梓の道は遠けどはしきやし 妹をあひ見に出でてそわが来し」との万葉歌碑が建っている。広庭の向って右に石灯籠が並び、向って右は手前から「常夜灯 願主大阪日野屋七郎兵衛 同甚三郎 元文元丙辰（二七三



常盤神社（常盤町）

○十二月）、「享和元年酉（一八〇一）八月」の献納である。櫓や楠などの茂る広庭右側の石灯籠は「明治二十四年旧三月建 垣内中安全」とあり、次は「春日大明神・寛文拾三癸（一六七三）九月吉日」と読める。付近に立つ楠の古木は胴囲二・〇五米。庚申講による庚申塔は昭和二十四年九月二十六日の建立で、左に稲荷大明神、金毘羅大権現の祠が並ぶが、三社とも切妻造り瓦葺で、石灯籠に「金毘羅大権現 村人甚太郎 嘉永元年（一八四八）九月」の刻銘がある。付近に「明治三庚午年十一月吉日常盤村垣内中安全」などがある。鳥居は明治二十五年十月の奉納で、石灯籠に「明治三年申十一月吉日、坪井垣内安全」と陰刻。拜殿前鳥居に「安政三丙辰（一八五六）三月吉祥日」「日野屋外二人」の寄進とある。拜殿右前の小高い塚状の土地に石囲いされた四つ又の榎の古木が植わっているが、古老の言では古来耳成山（天神山）を拝んだ拝所だという。被戸大神の依代かあるいは里から耳成山頂

を拜んだ原始的山岳信仰の名残りでないか。狛犬に「奉獻氏子村中安全 安政□年三月吉祥日」の刻銘がある。

拝殿は桁行三間、梁行二間の切妻造り瓦葺で昭和五十七年七月十五日の改築。多数の絵馬中古いのは「安政二卯年（一八五五）八月二十二日奉納御神前 常盤村氏子」である。三間に二間の内庭には「春日社常夜灯 寛政九歳（一七九七）旧八月廿一日 大坂日野屋七郎兵衛」との銘の石灯籠が奉納されてある。石階上の神域は、木造玉垣に囲まれ、正面の本殿との間の方一・五間の祝詞舎は入母屋造り銅板葺で、軒に明治三十九年旧八月二十二日と昭和二年三月吉日と油壺底に銘のある銅製釣灯籠がつるされている。本殿は朱塗春日造りの一間社で、桧皮葺の上に銅板を覆い棟に千木廻木を着けている。桁行九四糎、梁行一五〇糎、向拜の出が七四糎。

広庭の向って左に入母屋造り本瓦葺の薬師堂があり、桁行・梁行とも二間で本尊薬師如来。当社の例祭は十月二十三日であったが、今では十月九日に夜宮祭、十日に本宮祭を行う。近年まで宮田約一反あったが耳成高校敷地を買収された。明治二十六年の「神社明細帳」に「境内坪数二七三坪、氏子戸数一〇三戸」と出ている。

竹 田 神 社 東竹田町字堂垣内四九五番地（旧村社）

祭神 天香久山命

東竹田の集落の西方北より東面して鎮座する。社の南方、集落の中央を伊勢街道が東西に走り、東側を橋街道が南北に通じて集落の東南から西北に向って寺川が流れている。

祭神について、明治二十六年三月二十六日の「神社明細帳」に道臣命とあり、昭和二十七年五月二十七日の「宗教法人法による届出書」に天香久山命とある外、『大和志料』では竹田氏の祖火明命（ほのあかり天香久山命）をまつるとある。『姓

氏録』左京に「竹田川辺連、火明命五世之孫。建刀米命之男竹田折命之後也。仁徳天皇御世。大和国十市郡刑坂川之辺有竹田神社。因以為三氏神。同属在焉。緑竹太美。供御箸竹。因茲賜竹田川辺連」とあり、仁徳天皇の御代以前に竹田氏が祖神火明命をここにまつて氏神としていたので、竹田川辺連本貫の地に創祀されたことになる。「延喜式内」小社に比定されている。『大和志』に「今称三十八社」とある。

大同三年（八〇八）五月甲申安倍真直と出雲連広貞等に詔して撰せしめた（日本後紀）旧家や典薬寮に伝わる医薬やその処方を書した古医書である『大同類聚方』に、竹田川辺連家伝来の「川乃反薬」「太計太薬」「楚武川薬」について同連家に世々伝わる秘方が記されている。

境内入口左側に「常夜灯 氏子安全 文久三癸亥年（一八六三）九月吉日」とある一対の石灯籠があり、その左側の水盤には「三十八社大日寺 享保十四年酉（一七一九）十一月吉日」との銘がある。

正面の石鳥居は明治三十九年丙午十月に氏子安全を祈つての奉納である。広庭の右に大伴坂上郎女の詠んだ「うち渡す竹田の原に鳴く鶴の 間なく時なし我が恋ふらくは」の歌碑が建っている。付近に胴囲一―四米に及ぶ杉の古木の切株が残り、胴囲二・六米もある櫓の古木が茂っているが、この木影に西面して金毘羅大権現がまつられ、「安政六甲末（一八五九）八月吉日」との刻銘がある。その前の石灯籠は文久三年（一八六三）八月吉日の献納である。南面する社務所兼公民館は、桁行七間、梁行三間の棧瓦葺で、その向うて左側に接した行者堂は流造り切妻造り瓦屋根で、中に安置の青銅造り行者



竹田神社（東竹田町）

像は像高五三糶。舟形光背をつけ、左右に同じ青銅造りの前鬼、後鬼像が控えている。付近に「法印大空位」の刻銘のある花崗岩の石塔が建っている外、数個の石灯笼残欠が散乱している中に、丸桿に「十市郡東竹田村 奉寄付御宝前□□□□五月吉日」と読める。その左側の宝篋印塔正面に「宝篋印塔 維時元文六酉（一七四二）三月十五日、金輪盟主天長地久」の刻銘がある。

旧神宮寺大日堂は、宝形造り本瓦葺、桁行四間、梁行三・五間で、その鬼瓦に「和邇十市郡東竹田邑大日堂」「木原邑瓦師□□□□」と読める。正面に釣す鰯口は外径二〇糶で「施主当邑貞治郎 文政七申年（一八二四）」とある。本尊は大日如来で像高八八糶。右側に如意輪観音像と弘法大師像が安置され、毎年四月十五日に法事が行われる。広庭正面一対の石灯笼に「常夜灯寛延二己巳歳（一七四九）八月吉祥日」とある。昭和五十九年七月改築の割拝殿は、切妻造り棧瓦葺で桁行三間、梁行二間。向う側神域はコンクリート塀で囲まれているが、内庭の狛犬に「奉献 講中 安政六己未（一八五九）九月 願主当村氏子安全」などの刻銘がある。

神域内は中門と本殿を祝詞舎でつながれている。本殿は春日造り朱塗の一間社で、桁行八三糶、梁行六二糶、向拝の出が六二糶、桧皮葺。棟に千木鯉木がおかれている。向って右の境内社は巖島神社（祭神市杵島姫命）で、春日造り鉄板屋根の棟に千木鯉木がおかれ、桁行七四・五糶、梁行一〇九糶向拝の出が五三・五糶。拜殿の北側に南無妙法蓮華経開見碑があり、「村中安全 明治五申年吉日」とある。その北側の銀杏の古木（胴回二・六五米）の下に青面金剛碑が立ち、「天明六丙午（一七八六）十二月」とある。

昭和三十年代に枯れた胴囲約三米の杉の切株が数か所に残っている。

氏子六六戸。明神講を組織し、二年毎に論番で宿をつとめ、神社へ奉仕している。例祭は十月二十五日、二十四日夜宮祭であるが、三月上旬と十二月中旬の日曜日たいまつりに祈年祭と新嘗祭が行われる。なお旧曆七月十五日に松明祭が境内

で実施されたが、今は廃絶している。当日は菜種がらを芯に周囲を小麦藁で化粧巻した松明を持って参集、神官による祭礼の後、神官の手で神前金灯籠の御神火を松明に移すと四〇余名の松明に火が転じられ、それぞれ紅蓮の炎を吐く松明を振りかざして一〇〇坪内外の境内を円陣を描いて火の燃えつきるまで何回も走りまわる火の神事が行われた。松明は青年（二六才以上）は重さ四・五貫、長さ三尺、回り六尺、少年（八才以上二五才以下）は重さ二・五貫、長さ三尺、回り四尺、幼年（七才以下）は重さ一貫匁、長さ三尺、回り一尺と規定されていたという。昭和二十七年の「宗教法入法による届出書」には「境内三九〇坪 氏子六一戸 三四五人」とある。

坂門神社 中町字西垣内二七二番地（旧村社）

祭神 武甕槌神

創立・沿革等明らかでないが、享保二十一年（一七三六）の『大和志』には「坂門神社鑿観、在中村今称春日」とあって、延喜式内小社に充てられ、当時は春日神社と称していたことが知られる。寛政三年（一七九二）五月出版の『大和名所図会』などもこれにならない、明治七年の「神社取調書」や同十二年の堺県調「神社明細帳」同二十四年の「明細帳」はじめ昭和二十七年六月二十七日の「宗教法入法による届出書」にも同様に届出ている。祭神について「神社叢録」には「詳ならず」とあり、明治七年の取調書では天兒屋根命、二十四年の明細帳には春日四神とあるが、同十二年と昭和二十七年の届出には武甕槌神としている。「五郡神社記」や『大和志料』のように、南浦の天岩戸神社を当社に充てようとする異説もある。

中町集落の西に南面して鎮座する。広庭入口の一对の石灯籠は、当村氏子の北村、大西両氏が明治二十四年八月に献納したものである。「式内社坂門神社」とある石標は昭和十六年十月の建立。石鳥居は明治三十四年八月二十日当



坂門神社(中町)

村氏子北村満士、大西甚松の奉納である。広庭の右側に元の社務所と観音堂がある。正面の狛犬には「奉獻、願主北邑長治良 大西甚太郎 安政二乙卯年(一八五五)五月吉日建之」の刻銘があり、その左の石灯籠には「御蔭灯籠 天保二辛卯年(一八三二)十一月吉日」とあり、手前に自然石で無銘の水盤が奉納されている。正面の拝殿は桁行三間、梁行二間、切妻造棧瓦葺で二〇年毎の改築である。

内庭から神域へ登る石階をはさんだ一對の石灯籠の左側に「御神灯 安永九歳庚子(一七八〇)八月吉日 世話人長次郎 源助」右側に「文化二乙丑年(一八〇五)閏八月吉日 世話人 忠五郎、清次郎」とある。

石壇上正面は中央鉄格子扉が左右花崗岩の玉垣にはさまれ、三方がコンクリート塀。基壇上の本殿は桁行五七纏、梁行八九纏、向拝の出が三〇纏の素木の春日造り一間社。屋根は銅板葺、棟に千木鯉木を着けている。浜床に陶器の狛犬が二対置かれている。四〇年毎の改築で、現在の屋根は昭和五十七年の葺替である。

境内には榎・楠・櫟・ヨノミ・銀杏・樫・椋などが茂るが、樺の古木は胴囲二・五四米。例祭は元十月二十日で太鼓台も出、角力の奉納もあったが今は十月十日になっている。境内二六九坪。観音堂は二間四面本瓦葺で、厨子内安置の本尊十一面観音像は像高五〇纏、余間の位牌の中に、貞享二丑(二六八五)十一月十七日の紀年銘がある。今も観音講一戸あり、毎年四月十八日が縁日。「宗教法人法による届出書」別記に当社の例祭八月二十四日として「従前八社僧ガ管理、神仏分離後神官ヲオキ村社トナル」と神仏混合時代の当社の祭礼の様子を記している。

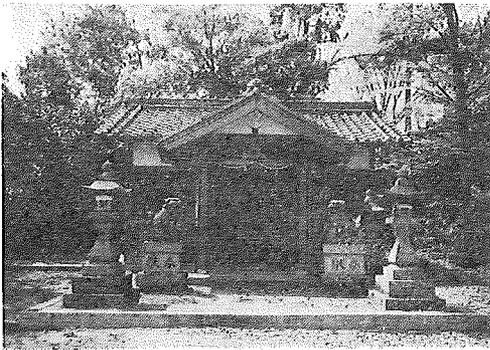
天 満 神 社 太田市町字北垣内二二五番地(旧村社)

祭神 高御魂神 神産日神 菅原道真

創建年代不明。当社頭現存の金石文中最古のものとして、内庭の石灯籠に「享保六辛丑(一七二二)正月吉日」とあることから一六世紀初頭以前にすでにまつられていたことになる。ところで、享保二十一年(一七三六)の『大和志』に並河永が、延喜式内社の目原坐高御魂神社二座並大・月次・新嘗について「在所未詳」としつつ、「或曰太田市村天神社即此」と記しているところから当社をこの式内社に比定しているのは、大正四年刊行の『磯城郡誌』と栗田寛の『神祇志料』その他である。

天 満 神 社

村天神社即此」と記しているところから当社をこの式内社に比定しているのは、大正四年刊行の『磯城郡誌』と栗田寛の『神祇志料』その他である。原川と称し、其根本地と称すべき地方人の尊崇せる小丘は真目原と称し、四方に沿へる七段歩の地はこれを宮の坪と称する等、目原は此地に誤なく、其社頭及社領の広大なりしをも併せ証するに足るべきものなり」「真目原は高さ二尺、根廻り六間あり、古来地方人は其上に登ることを忌み、若し誤って登る時は、ソコマメを病だと云へり。是蓋し目原神社の根本地にして後世天満神社を合祀するに至りて今の地に遷せしならん」と述べ、子安神社(祭神子安大神)は真目原の南に隣接する目安神社の境内地にあつたといっている。当社の佐藤官司所蔵の文書に、大正六年二月五日付奈良県知事より太田市の子安神社宛指令に「大正五年九月五日願其神社ヲ全大字村社天満神社へ





天満神社境内社と子安観音（太田市町）

合祀ノ件聴届ク、但合祀済ノ上ハ直ニ届出ツヘシ」とあり、太田市字門畑第一六九番地の子安神社とその境内社の稻荷神社の合祀を許可されている。目原坐高御魂神社は天平二年（七三〇）神戸の祖稻二七一束のうち四束を神料に充てられ（大倭国正税帳）、大同元年（八〇六）には目原二神に大和国内で神封三戸を寄せられ（新抄格勅符抄）、貞観元年（八五九）正月廿二日従五位上に昇叙され（三代実録）、延喜式では「並大 月次 新嘗」の社に指定されている。祭神高御魂神（高御産巢日神）、神産日神（神産巢日神）は、『古事記』に天御中主神とともに天地のはじめに生まれた独り神で、「むすび」とはふえ繁殖すること、生物がふえていくように万物を生みなす不思議な靈力（古語辞典）で、二神は男女の配合夫婦の義をもって万物の産霊を掌られる形而上の神である。

太田市集落の北、公民館前に道路を距てて東面して鎮座する。広庭入口左側に天満神社の石標が立っている。中に胴囲二七〇糶のものがある。入口の石灯籠一对の左側に「天満宮 文化

六年己巳（一八〇九）八月吉日」、右側に「願主八木小村屋利兵衛 当嶋 同弥兵衛」とあり、石鳥居は昭和四十六年二月吉日の寄進で、天満宮とある石造の額が掲げられている。右側の水盤は、享保十一稔午（一七二六）八月吉日に惣氏子による奉納である。広庭右側の木製朱塗鳥居の向うは、元子安神社境内から遷された稻荷神社。三段の基壇と社殿は元子安神社のものだという。素木の春日造り板葺で、棟に千木鯉木をのせている。桁行四六糶、梁行六四糶。

一対の石造花立の右側は高さ六五糎で「奉納文政八乙酉（一八二五）六月吉日願主今沢」その他寄進者銘があり、左は高さ五一糎で「奉納天保八酉年（一八三七）六月吉日」とある。手前に一基の石灯籠があり、安政二卯年（一八五五）九月吉日の刻銘がある。左隣りの切妻造り椽瓦葺の観音堂は、桁行一三二糎、梁行一二五糎で中に十一面観音坐像を安置、像高二五糎の石像で、古来子安観音と称し、出産時には各地から産砂をもらいに来たという。あるいは式内社であった前記目原二神が産靈を司る神として子安大神をまつり、その神宮寺としての子安観音かも知れない（志賀剛式内社の研究）。観音堂の西に愛宕山と刻銘された自然石の石塔がまつられているが、その前の石灯籠に「愛宕山文久元酉（一八六一）四月吉日」と「享保十乙巳天（一七二五）八月吉日」の銘が判読できる。

正面拝殿前の石灯籠一対に「御神灯 安政己未年（一八五九）四月吉日 願主今沢孫左衛門」などもあり、狛犬には「奉献 氏子中 嘉永五年（一八五二）子六月」とある。割拝殿は、切妻造りの桁行三間、梁行二間玄関付で椽瓦葺。拝殿南側の石灯籠一基に「太神宮 氏子中 春日社八幡宮 文化十三丙子年（一八二九）二月建」とある。その向う基壇上に金毘羅大権現の石塔が立つが、高さ八二糎。前の石灯籠に「常夜灯 弘化四未（一八四七）四月日（講）中」「常夜灯 氏子中 文久元酉年（一八六一）四月吉日」とある。拝殿の向うの内庭の一対の石灯籠に「奉寄進石灯籠施主大坂□□ 享保六辛丑（一七二二）五月吉日」の銘があり、石段上の登り口に木造屋根付きの鳥居がある。

本殿は、二段の基壇上にある朱塗りの春日造りで、銅板屋根、棟に千木鰹木をおく。桁行一六三糎、梁行二七六糎、向拝の出が一三二糎の間社で、祭神三柱。浜床に陶器の狛犬がおかれている。殿内に棟札五枚現存する。

(表)

梵	南無堅牢地神與諸眷属	文化十二寅年三月吉日
	南無五帝龍王侍者眷属	大工頭梁味間村政吉
		阿闍梨大西村神宮寺

一切日皆善一切宿皆賢諸仏皆威徳
天満宮一字屋根替

羅漢皆漸漏以斯成宝言願我当吉神

とある外、明治三午年九月晦日、同卅四年四月三日、昭和廿七年二月廿八日、昭和五十七年五月十八日遷宮時のものである。

氏子三七戸、例祭十月二十五日。宮座を天神講と称し、新講一五戸、旧講七戸。座祭は一月二十五日で、前後の当屋によって買物など諸準備を整え、代表者が当社に参詣、当屋で直会がある。

当社の東南約二〇米の地にあつた塚は古米綏靖天皇陵との伝があり、明治末年西村為造氏が土地取収に際し、ここにあつた前記子安神社の祠を当社に遷座を願出、大正五年許可されたことはすでに記した。この社の祭典は毎年十月十日に行われていたという。

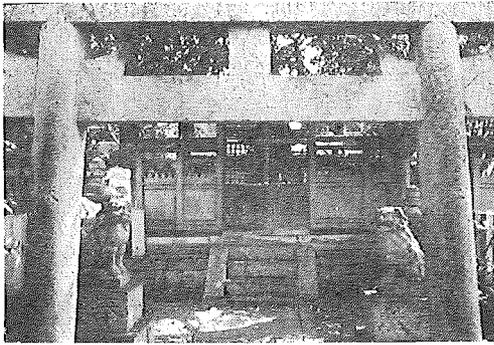
一月八日に当社広庭入口左の椋の古木と右の俗称シャボンダマの古木を男女神として、縄を張る行事が行われている外、森井茂氏の家では祖先伝来の行事として、年末に小餅一三個つくって鳥供養が行われるという。

「宗教法入法による届出書」に境内六九五坪二合八勺 氏子二六戸 一三四人と出ている。

市杵島神社 石原田町字堂ノ後七二番地(旧村社)

祭神 市杵島姫大神

創立年代は明らかでないが、現在当社に残る金石文中最古のものとして石灯籠に天和年間(一六八一〜八四)の紀年



市杵島神社(石原田町)

銘や宝永元年(一七〇四)六月吉日の刻銘があり、十七世紀末以前にこの神社がまつられていたことが実証できる。土地の伝承として、当社地が藤原京の東北隅(長)の鬼門に当たるため、藤原京域防衛の守護神として宗像神(多岐津比売命、市杵島姫命、多紀理比売命)を勧請したのが当社の創建でないかといわれる。根拠史料はないまでも考えられることではなからうか。宗像三神は天照大神と素戔嗚命の誓約によって生まれた神で、宗像郡辺津宮(多岐津比売命)中津宮(市杵島比売命)沖津宮(多紀理比売命)に鎮座する古代海上の守護神として、朝野の尊信の篤かった神である。なお当社の宮寺と考えられる仏堂の本尊阿弥陀如来像が室町風であることや、堂脇の供養碑その他石塔残欠の中に江戸期

以前にさかのぼる紀年銘をみることは、神仏習合時代の当社の由緒の一端を物語るものといえよう。

社殿は石原田東部に西面して鎮座する。広庭の南の太神宮形石灯籠一基に、「天照皇太神宮」「春日大神宮」「八幡大神宮」「文政十丁亥年(一八二七)八月吉日」とある。北側に公民館があるが、ここは神宮寺の跡で、今も弥陀三尊を安置している。拜殿の右手にある花崗岩の手水石には「奉寄進 天保式辛卯年(一八三二)十二月吉日 石原田町石井忠三郎 安井甚次郎」などがある。正面の割拝殿は、桁行三間、梁行二間の切妻造り棧瓦葺。内庭入口の左右石灯籠に「常夜灯 文化十一甲戌(一八一四)二月吉日」「鎮守弁財天 法名禪夢 施主石原田彦十良」などの銘がある。

正面の石鳥居は大正二年八月の建立。神域へ通じた石畳の左右の狛犬に「奉献 鎮守弁財天 氏子」「知吉安永歳六歳次(一七七七) 屠維協合 亥

月穀且」とあり、石灯笼に「奉寄進 石灯笼峯 時宝永元甲申年（一七〇四）六月吉日 和州十市郡石原田村安井竜次郎」と天和年間（一六八一～八四）寄進のもの外、「文久元酉年（一八六一）九月吉祥日 施主吉備村紙屋治兵衛」「梵 奉寄進 石灯笼敬白 于時正徳元年（一七一）十二月十一日 和劔十市郡石原田村石井忠兵衛」などの刻銘がある。

石階上の神域は、朱塗り木造の玉垣、三方白壁塀に囲まれているが、正面の本殿は、素木の春日造りで桁行七九糎、梁行一一二糎、向拝の出が五六糎の間社で銅板葺。浜床に木製狛犬がおかれている。本殿の南側に五間に三間の泉水があり、中に朱塗りの小祠があるが弁財天神社で、市杵島姫命をまつる。本殿の向って左側の石灯笼二基には「常夜灯 世話人村中 願主□□□ 文政十三寅（一八三〇）三月」「天満宮明治八年乙亥年九月建之」などと刻まれている。その前方の金刀毘羅宮は、朱塗木造玉垣内に西面して鎮座するが、素木の春日造りで屋根は銅板葺。桁行一三糎、梁行一〇〇糎。玉垣の左に高さ五六・五糎の役行者石像がある。すぐ左に数基の朱鳥居を設けた稲荷社（祭神保食大神）があり、朱塗り春日造りで、桁行三五糎、梁行五九糎。本殿北側の庚申堂は、ブロック造りで、内に石像（像高七七糎）を安置する。その右側に花崗岩の富士山と刻まれた高さ七八糎の山形の神像と「愛宕山天明五巳（一七八五）十二月吉日」とある石灯笼の外に四体の石地藏像が並んでいる。また、供養塔には「法印辨雄大和尚位 文化六己巳歳（一八〇九）三月二十九日 箸尾大福寺新坊後住 当邑宮寺行年六十六寂 石原田村 宮寺世話人当村源七 藤右衛門 源□郎」などの刻銘がある。「宗教法人法による届出書」には「境内二二二坪 氏子八〇 例祭十月二十二日」とあるが、今の例祭は十月十日である。

山之坊山口神社 山之坊町字丑川原三〇四番地

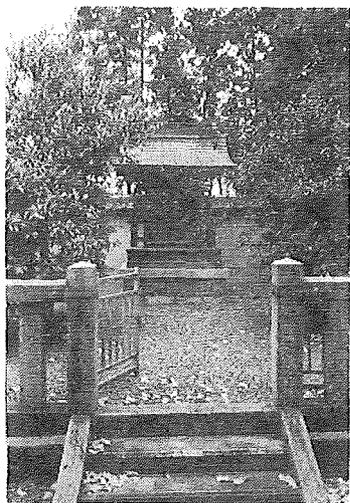
祭神 大山祇命

山之坊集落の南端、米川の北岸沿いに西面して鎮座する。昭和四十二年元耳成山口神社のお旅所であった山之坊の佐伯宮司宅から米川の川替工事のため廢川地となった今の広場に遷宮創祀した。「宗教法人法による届出書」に「古くは耳成山上に奉祀されていたが、徳川中期、享保年間（一七一六〜一七三六）境界訴えの結果、耳成山が木原町の領地と定められたので、当時の宮司佐伯丹後守が神霊を奉じて下山、その子孫の宅に奉斎して今日に至る。昭和四十二年十月十四日正遷宮奉祀」と記されている。

旧伊勢街道沿いの南入口から広庭までの長い参道両側に、近年氏子から奉納された石灯籠が約三〇基現存する。木造鳥居を入った左側に社務所がある。桁行六間、梁行二間切妻造り、棧瓦葺で、山之坊の公民館を兼ねている。左側の水舎は桁行一間、梁行〇・五間で中に水盤が奉納されている。拜殿前に石灯籠と狛犬が一對ずつ奉納されている。

拜殿は桁行三間、梁行一・五間の切妻造瓦葺。神域入口に一對の木製常夜灯が立つ。本殿は素木の流造り銅板葺で、棟には千木鰹木がおかれている。桁行九一糎、梁行一三六糎、向拝の出が四三糎。拜殿の向って右脇に明治二十三年十二月に創設された山之坊と醍醐の水田に送る米川の水を分水した時の門礎碑が立っている。

例祭は十月九日、「宗教法人法による届出書」に氏子三三五戸、崇敬者一三四〇人、境内坪数四〇四平方米とある。



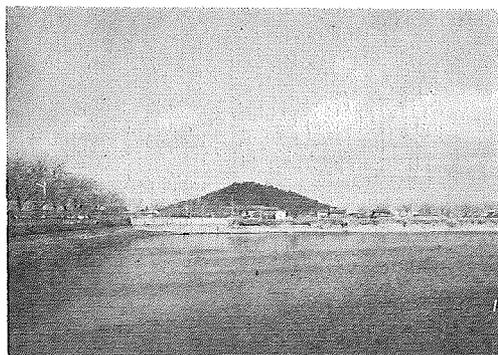
山之坊山口神社（山之坊町）

耳成山口神社 木原町字耳成山四九〇番地（旧村社）

祭神 大山祇命 高御産靈神

創立年代は明らかでないが古く、既に「東大寺正倉院文書」に「天平二年（七三〇）大倭国正税帳曰 耳梨山口神戸稻肆拾捌束陸把 租肆束漆把 合伍拾参束参把 用肆束 祭神残肆拾玖束参把」とあって、天平二年の「正税帳」に耳成山口神戸の租稻を五三束三把と定め、四束を祭祀料にあてている。さらに「新抄格勅符抄」の大同元年（八〇六）

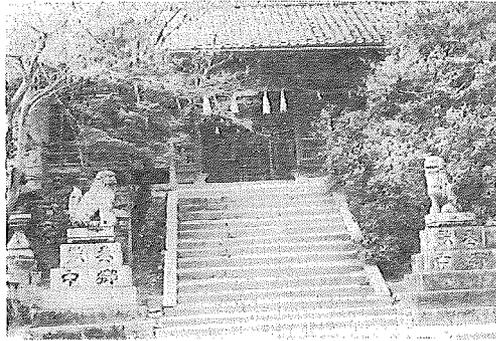
には耳无神に神封一戸をあてられ、風雨祈願のため使を遣わし奉幣されている。『三代実録』の清和天皇の貞観元年（八五九）正月甲申には従五位下の当社の神階を、正五位下にすすめられたとあり、「延喜式神名帳」では、大社に列し四時祭に案上官幣を奉られた外、祈雨神祭にも預っている。「五郡神社記」に「耳成山口神社 河辺郷在三南裏村」俗云天神山。愚僕考案 木神山雷神也。大和国七郡山口社之内也」といっているように、元々は山口神であるから耳成山麓にまつられていたのではないか。南裏村は今ないが南麓の地とみられる。俗に天神といい、山も天神山と呼んだが、大和国内七山口神の一つである。『大和志』に「新賀、北八木、石原、常盤、葛本、山ノ坊共預三祭祀」とあるが、明治の官制では郷社に列し、現在新賀、木原、山之坊、石原田、常盤、葛本の六大字の氏神としてまつられている。耳成山頂は標高一三九・一米、山麓六〇米であるから比高は約八〇米である。「紀」巻第十三允



天神山（耳成山）

恭天皇の四十二年冬十一月天皇崩御に当って弔使として来朝した新羅人が「恒つねに京城みやこの傍の耳成山・畝傍山を愛あづ」とある。外国とくこくの人々をも感歎させる耳成山は大和三山の一つと呼ばれて奈良盆地に生え立ったようなみずみずしい笠形の山姿で、古代人から神体山と仰がれ、この山に神ごもる天津神を天神とあがめこの山の山麓から山口の神として拜んだにちがいない。

南山麓の社務所前にある石鳥居をくぐって登る参道には多数の石灯笼が献納されているが、約三〇〇米登ると山頂近い八合目に東面して鎮座する社がある。石段を登りつめて広庭に出ると、向う側に一間に〇・五間の切妻造り瓦葺



耳成山口神社 (木原町)

の手水舎が建ち、中に「水盤 耳成山口社 享保十歳(一七二五) 十月日」の刻銘がある。広庭の向って左側に東面した数段の石段上の石灯笼一對は大正十五年一月山ノ坊西谷博四郎等の献納で、狛犬一對は嘉永七甲寅(一八五四) 正月吉辰 郷中による奉献である。外に「願主 新賀村□□源二郎 文政八酉年(一八二五) 九月吉日」とある石灯笼も奉納されている。ここからさらに一四段の石壇を登ると、左方に社務所、正面に拜殿がある。拜殿は桁行五・五間、梁間二間の切妻造り棧瓦葺である。天井に残された棟札に、「寛政貳戌年(一九九〇) 八月 耳成山口神社拜殿 天下太平 家内安全 五穀豊穰守□寿 大工常盤村森活良兵衛」とある。拜殿内奉納の多数の絵馬のうち「享保三戌(一八五五) 六月吉良日 奉献 耳成山口神社」や「安政二卯(一八五五)」銘の馬の絵など目をひく。拜殿の向う内庭の正面石畳付近に銅製鳥居と、「御神灯 耳成山口神社 明和四歳亥(一七

六七) 九月日「御神灯 文化元甲子年(一八〇四)三月吉日」とある石灯籠がそれぞれ一對奉納されている。

中門をはさんで石造玉垣がめぐり、中門に接して二間に三間の切妻造り鉄板屋根揚床板張りの祝詞舎、その向う正面に本殿がある。祝詞舎の左右に二対の石灯籠があるが、「常夜灯 元治元甲子年(一八六四)十一月吉日」「常夜灯 耳成山口神社」「奉獻 上御廣前 元文二丁巳歳(一七三七)八月吉祥日 郷中」などの刻銘がある。本殿は春日造り朱塗、銅板葺で棟に千木鯉木をおく。桁行一三五糎、梁行二〇六糎、向拝の出が一〇三糎の間社である。本殿内奉納の棟札九枚のうち古いものに、

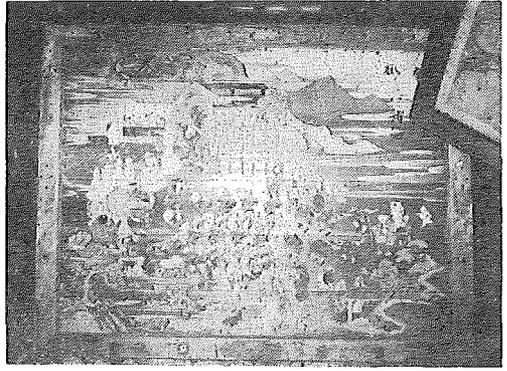
(表) 于時安永八乙亥天(一七七九)
奉上遷宮十市郡耳成山口神社
六月十有八日

(裏) 遷宮導師飛鳥社神主 飛鳥土佐守新賀村
大廣前 同社 辨治常盤村

木原村 石原田村 年預木原村庄屋平七
年寄万右衛門
葛本村 同断弥兵衛
北八木村 新賀村庄屋善治郎
年寄七良兵衛

外に「寛政十年午(一七九八)八月二十一日」「天保己亥十歳(一八三九)七月仲三日」「慶応三年丁卯(一八六七)九月十日」の本殿椽皮葺替、「同上年月日の金毘羅神社上遷宮、「明治二十三年庚寅十月十有六日」の本殿正遷宮、「大正六年六月十一日」の本殿屋根替、「昭和二十八年六月一日」の本殿屋根替拝殿修築、「同四十八年十一月二十三日」の本殿屋根替である。

向って右に桁行・梁行とも二間で鉄板屋根の覆屋内の東面した春日造り三末社は、稲荷神社(祭神琴姫大神、小女良



馬（耳成山口神社）

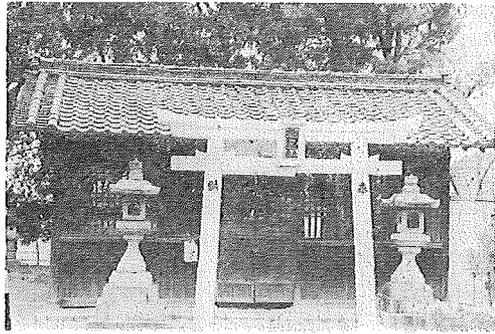
大神)で、北側覆屋の中の小祠は白竜大神である。本殿の向って左側に金毘羅神社(祭神金山彦神)が鎮座する。春日造り桁行四〇糎、梁行六四糎。社前の石灯笼に「文政六未年(一八三三)四月吉日」、石鳥居に「天保二年卯年(一八三一)八月吉日」とあり、石段にも「天保二年八月吉祥日 施主郷中北八木村世話人」等とある。

社殿の向って左、北面した社務所は、桁行四間、梁行五間で中に奉納の「算図敬標絵馬」との額が掲げられている。松岡門弟の梨原喜右衛門義信、松井平四郎親久と西村門弟の梨原嘉蔵義則、木村惣兵衛重盛の四人が、幾何学の問題と解答図を一題宛提出、嘉永七歳次甲寅(一八五四)秋に、北八木の大工次郎吉に細工謹造させて木原里氏が奉納したものである。当社の例祭は十月十三日、稻荷祭は三月の午の日、金毘羅祭は四月十五日。かつて干魘時に「雨タンモレ タンモレ」と松明かざし、神主先頭でこの宮へ参詣祈願した。「宗教法人法による届出書」に「境内四四八坪 氏子四七五戸」とある。

樋 口 神 社 木原町字樋口二七二番地(旧村社)

祭神 豊饌炊屋姫命(推古天皇)

木原の集落の北方、木原町を南北に貫通する道路の東沿いに西面して鎮座する。東南方に耳成山を望み、北に米川が流れている。創建について徴すべきものなく、境内残存の金石文中最古のものを求めても、嘉永戊申(一八四六)



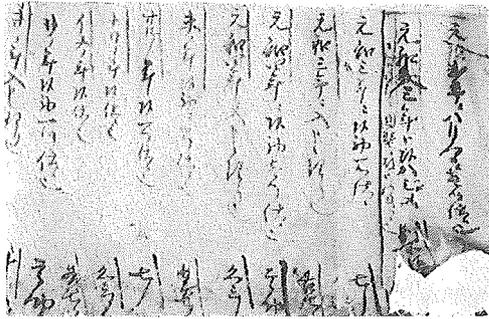
榎口神社（木原町）

二月の石灯籠が献納されているばかりで、これによって約百数十年前に鎮座していたことを知るのみである。祭神を推古天皇としていることについて、『大和志』の「耳無行宮 在木原村」推古天皇九年夏五月行幸「此所」と記しているが、金本朝一氏は『大和三山の道』に木原町の古老の言として、この神社から東が行宮の跡との伝があり、天皇という地名もあると伝えているとあるが、こうした伝承から推古天皇の霊を当社にまつたのではないかと思われる。広庭の右側に自然石の水盤があり「明治十八年酉年」の銘がある。榎口神社との額の掲げられた正面の石鳥居は昭和十六年一月の建立。拝殿前の石灯籠には「献灯 嘉永戊申（一八四九）二月 寄付村中」とある。割拝殿は桁行二・五間、梁行一・五間の切妻造り棧瓦葺で、中に明治以降の絵馬が多数奉納されている。中庭の石灯籠一对に「御神前 願主当村伊兵衛 大坂何某、安政五戊午（一八五八）二月吉日」との刻銘がある。本殿は、素木の春日造りでトタン

屋根。桁行六三・五間、梁行一〇一間、向拜の出が四四・五間。本殿の北側最も左にある一基の石灯籠に「太神宮村中安全 慶応四辰（一八六八）三月建立」とあり、中央に庚申塔、その右に「常夜灯 庚申講中 嘉永三戊（一八五〇）七月日」との銘の石灯籠が奉納されている。本殿内に棟札七枚あり、明治六四年十月二十一日、同二十四年九月十二日、同三十九年十月一日の本殿屋根替と大正八年五月十六日の本殿改修、昭和十年十二月二十九日等の本殿屋根替に伴う正遷宮時のものである。

例祭は、以前十月二十三日であったが、今は十月十日。御田植祭は四月十五日で、かつては村中祭典に参詣、境内

に弁当を持ちよって連座が行なわれたという。「宗教法人法による届出書」に「境内六八坪 氏子三七戸 一九三人」とあり、明治二十六年の「明細帳」では氏子五三戸、境内八六坪とでている。宮座は七戸で、輪番に当屋を営む。座祭は八朔祭と称し、旧暦八月一日であったが、今は九月一日に行う。前日の夜宮に当屋へ集り、屋形を組み翌朝暗いうちに耳成山口神社と樋口神社に参詣して御幣二体に神うつしし、当屋の家に神迎えし座祭を行い講中馳走に預る。今は中絶しているが、古来当屋の主は吉野川行で小石七個を拾って帰り、宮迎え日の朝これを洗面器に入れて洗顔、襦袢をした後両宮に参詣神迎えする例である。宮田は二反余あり、小作料や座の年間収支勘定を行う算用祭は正月に



木原村宮座文書

行う。宮座文書として文禄三年午（二五九四）八月一日から元和二年（二六一六）を経て天保三年（二八三三）に至る入衆者名や当屋や耆老の名を書き連ねた文書の外、天保四年正月吉日付「座中申合取締帳 木原村宮座中」との記録があり、明治六癸酉年までの当屋勤人や算用状況を記録している。明治六年の八月廿二日付の条に「一、山天神宮 立紙拾枚、一方四たれ 竹三尺二寸」「一、内宮 紙拾六枚 横紙一方八たれ 竹三尺八寸」「廿三日宮送り」とあるが、前者が耳成山口神社分、後者の内宮とは樋口神社のこと。文禄三年の文書のはじめに「八月一日マツリ」「ムマノトシ 与七」（文禄三・一五九四）「ウシノトシ トウハ 源七」（慶長六・一六〇二）「タツノトシ トウハ…… □内」（慶長九・一六〇四）「元和弍年（二六二六）八月一日 耆呂仕候也」「元和三年ニ以初一呂仕候 七郎」「元和三年ニ入申候理也 善七郎」「元和四年ニ以初耆呂仕候也 宇助」など天保三年（二八三三）まで書き連ねている。元和以前の部分は仮

名書で破損著しく読みづらいが、元和以降は連年新入座や老^(老)呂など勤めた人名を明瞭に読みとることができる。本来耳成山口神社の宮座文書であったとみられるが、いつごろからか前記のように樋口神社も講の内宮としてまつられることとなった。

市杵島神社 新賀町字内垣内四〇〇番地(旧村社)

祭神 市杵島姫命

新賀集落の中央北寄りに、南面して鎮座する。創立・由緒は明らかでないが、寛保四年子(一七四四)十二月の「新賀村明細帳」(森村文書)に「鎮守弁財天 堀内東西拾貳間南北拾壹間」とある。入口右に楠の古木が茂るが、太神宮形石灯籠一基に「金毘羅大権現 太神宮 文政七申(一八二四)八月講中」とある。広庭の入口近くに大正十年七月献納の石灯籠があり、三〇年前に建立された木造鳥居に入った左側の手水舎に「清浄水 天明二壬寅年(一七八二)八



市杵島神社(新賀町)

月吉祥日 多武峯十字坊実相院 当村甚平・勘九郎」との銘のある水盤がある。向う隅の木柵内庚申塚前の石灯籠に「五穀成就 享和二壬戌年(一八〇二)二月吉日」とあり、付近に中央を大きくえぐった巨石がおかれているが、明治二十六年三月式拾日の「神社明細帳」には「コグリ石一個」と出ている。広庭にヨノミの古木が二本茂っているが、この付近は以前内濠のあった場所で、前記明細帳付の古図には池が描かれている。付近に花崗岩で囲まれた矩形の仕切があるが、被戸神の御被所跡と

いう。正面の割拝殿は三間に二間の切妻造り椽瓦葺で、昭和三年十月十八日の上棟。多数の絵馬中嘉永己酉（一八四九）八月改之 当村氏子 奉献とあるのが古い。「本殿・拝殿・塀改造昭和十五年九月吉日」との棟札が天井に貼られてある。拝殿東側は白壁塀、西側は石柵、向う側はブロック塀に囲まれていて、内庭の狛犬に「奉献、多武峯教相院住持 法印権大僧正 延長吉田甚兵衛」「于時 弘化三歳丙午（一八四六）秋八月敬具」とある。

太神宮石灯籠に「御神灯 当村氏子 明和七庚寅年（一七七〇）八月吉日」との銘が見える。

神域は三段の石階上石造玉垣に囲まれているが石階に「安政二乙卯年（一八五五）六月吉日 氏子安全」と刻まれ、正面石鳥居には「奉寄進 鳥居森村正延 享保八癸卯歳（一七三三）八月二十二日」、石灯籠に「夜光明 安政元寅歳（一八五四）十二月 多武峯実相院」とある。本殿は素木の流造り銅板屋根で、棟に千木鯉木をのせ、浜床に木造狛犬一對をおく。桁行一三〇纏、梁行一四七纏、向拝の出が七一纏。床下に姓名を墨書した川石が納められているのは、出産児の成育祈願の奉納物だという。本殿は二間社で、左の一間に主神の市杵島姫命を、右の一間に多氣理姫命と多紀津姫命の木像の神像を安置する。この三神は「記」上巻「紀」神代上第六段一書に出る天照大神と素戔嗚命の「天の安河の誓約」に大神が素戔嗚命の佩く十拳剣を食して生れ出た三神で、多氣理姫命は福岡県宗像郡沖の島の奥津宮に、市杵島姫命は同大島の中津宮に、多紀津姫命は同玄海町の辺津宮に坐す宗像の君等のまつるいわゆる宗像三

（二七五八）
宝曆八戊寅天
辨財天

奉上誓諸神勸請

八月二十一日

新賀村氏子
遷宮導師飛鳥土佐守太神助治
宮守 新三良 甚太郎
新賀村庄屋森村善五郎宝道 十市郡下村住大工授与産五良
同村年寄 新三良 善四郎 藤原正吉
惣氏子中

神である。本殿内に宝曆八年（一七五八）から昭和五十五年（一九三〇）に及ぶ一四枚の棟札を保存しているが、右図はその中最も古いものである。

外に、寛政九年丁巳（一七九七）四月六日、安永七戊戌天（一七七八）十一月四日、弘化三丙午年（一八四六）七月十二日、万延二年酉（一八六一）二月八日、文化十癸年（一八一三）八月朔日、天保二辛卯年（一八三二）七月四日、明治四十年一月二十八日、同四年十二月十五日、同二十九年十月一日、同二十三年八月二十三日、昭和四年十月二十三日、同五十年七月吉日、同五十五年九月吉日の墨書銘がある。

現在旧氏子一〇〇戸、新氏子六〇〇戸、例祭は十月二十三日であったが、今は十月十日で、当日は祭典の外、子どもが御輿をひく。七月七日の日待行事に氏子が境内に集まって祈願の後、弁当を持ちよって会食する。明治二十六年の「神社明細帳」に「氏子七拾戸、境内坪数八十四歩」とあり、昭和二十七年五月の「宗教法人法による届出書」には「境域八十四坪七十二戸」とある。

八坂神社 上品寺町字北スゴ一四四番地（旧村社）

祭神 素戔鳴命

上品寺集落の北西に南面して鎮座する。広庭入口の石鳥居の付近に金毘羅大明神の石塔を中心に無銘の五輪塔と二基の庚申塔が東面して建つ。二基の石灯籠に「常夜灯 講中 明治四十二年十月吉日」「常夜灯 文政七甲申年（一八二四）十一月 花屋喜八」の刻銘がある。広庭の東側、三方築地塀で正面木造玉垣に囲まれた二末社の右は稲荷神社（祭神保食神）で社前の石灯籠に「正一位稻荷大明神 村中安全 文久二年（一八六二）九月吉日」とあり、向って左は神明神社（祭神比売大神）で社前の石灯籠に文久二壬戌年九月吉日と文政七甲申年（一八二四）十一月との刻銘がある。



八坂神社 (上品寺町)

右の社は春日造り朱塗銅板葺で六一糎に八六・五糎。左の社も春日造り素木銅板葺で六一・五糎に九三・五糎。付近に胴囲二米を数える檜の古木がある。広庭に出ると、かつて約二坪の池であったと伝える位置に水盤がおかれ、銘に「寛政六甲寅年（二七九四）十一月吉日 当村若連中」とある。石鳥居をくぐると石灯籠一対があり「文久二壬戌年（一八六二）九月吉日 当村氏子」と「文化九壬申年（一八二二）□□□□」などの刻銘がある。拜殿は切妻造り瓦葺で桁行三間、梁行一・五間。内庭は木造玉垣に囲まれ、正面に文政十二丑年（一八四二）九月奉納の狛犬と「素戔嗚尊 延享三寅歳（二七四六）九月九日」の刻銘の石灯籠が奉納されている。南面する本殿は朱塗の春日造り銅板葺で棟に千木鯉木をおく。桁行七三・五糎、梁行二一〇糎、向拝の出が三四糎。昭和十九年九月二十日付神社財産登録申請によると本殿並びに中門は吉野神宮の払下げと記されている。拜殿の西に二間四方の瓦葺の観音堂がある。

例祭は十月九日で、八日が夜宮祭。末社の稻荷祭は三月の初午の日、神明祭は三月十五日、金毘羅祭は四月十日で御供まきがある。

氏子四五〇戸、宮座は明神講と称し一〇戸、中座一一戸、下座五戸からなり、座祭は一月二十五日と十月一日に行うが、交代した新当屋は当社の御幣を奉持して自宅に帰り一年間奉祀する習わしである。「宗教法人法による届出書」に「境内九三坪 氏子二九八人」と記されている。神社所蔵の「八坂神社傍書」によると上品寺上田三良次家文書にあるとして、明神講は「安永四年（一七七五）ごろからはじめられたが、近年は氏神祭当日講員羽織袴で拜殿に籠り大豆の鞘炊きを食べ神酒を受く。後

各員当屋の家に至り用意の珍味を味ふ。珍味鼻つきめし、五合の御飯を銘々盆に盛り、其盛れる御飯の周囲を新薬にて鉢巻せり。……(中略)但し蠶を香高く入れた味噌汁は特に美味なり」とある。

稻荷神社 上品寺町字市の壺三七番地(旧無格社)

祭神 保食神

上品寺集落の東南方新地古池畔に面した小丘陵上に東面して鎮座する。広庭入口に六段の石段があり、「大正元年十月新調」「新地氏子中」と刻まれている。一對の石灯籠に「稻荷大明神 文久二壬戌(一八六二)九月吉日」とある。水盤に「奉納 明治十九年丙戌五月 葛本村酒谷庄衛門」とある。三基の朱鳥居をくぐると石段上の社壇に、正面木造玉垣、向う三面ブロック塀に囲まれた本殿は朱塗の覆屋内素木の春日造りの厨子内に東面してまつられている。桁行一三四・五纏、梁行一三二・五纏。

祭典は十月八日夜宮祭、九日本宮祭の外、三月の初午の日は御供まきもある。八月三十一日には八坂神社と同じく御籠り行事を行い、氏子それぞれ夕食を持参、午後九時ごろまで二百十日、二十日の厄日を前にして五穀豊穡を祈願する、いわゆる風日待がある。「宗教法人法の届出書」に「境内一〇・五坪氏子一八戸」とある。

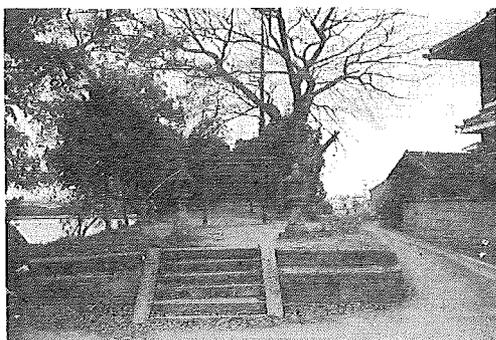
須賀神社 新口町字宮ノ内四八九番地(旧村社)

祭神 須佐男命 天児屋根命 経津主命 建御雷命 姫大御神 神功皇后 中筒男命 底筒男命

新口集落の北方西寄りに東面して鎮座する。創立年代は明らかでないが、数多い祭神については、本来の主神とみられる素戔嗚命の外に春日四神や住吉神を合祀したのでないかと考えられ、祇園信仰から春日・住吉信仰への推移を

思わせるが、確かな史料はない。

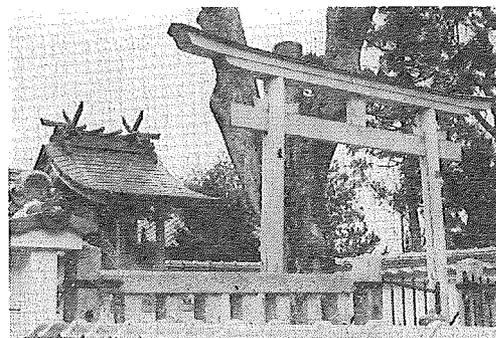
広庭入口に昭和十一年建立の百度石があり、須賀神社の石標になっている。一對の太神宮形の石灯籠に「献灯 文久二壬戌年（一八六二）十一月吉祥日」と陰刻。大正十一年四月建之とある石造大鳥居を入ると右側に公民館、左側に切妻造り瓦葺の手水舎があり、中に「新口邑 藤本玄佐 同又市郎 享保五庚子歳（一七二〇）五月吉日」とある。また付近に「常夜灯 和州十市郡新口村彦六歛言 正徳六丙申天（一七二六）二月吉日」の刻銘をもつ石灯籠の丸棹の残欠がころがっている。石鳥居に「天保十一年子（一八二八）八月吉日 氏子中」とあり、拜殿前一對の石灯籠の右



稲荷神社(上品寺町)



須賀神社(新口町)



新堂神社(西新堂町)

側に「常夜灯 願主当村弥兵次 天明九丙戌（一八三八）八月吉日」左側に「献灯 大正十一年四月建立」とある。狛犬には「于時 天保九戊戌（一八二〇）冬臘月日 世話人辨治 勘助 長兵衛」の刻銘がある。割拝殿は桁行五間、梁行二間の切妻造り、棧瓦葺で格子窓が付いている。昭和五十一年の改築。中に農事曆の描かれた絵馬が懸けられ、「奉納 当大字明治八年旧八月廿四日」と判読できる。拝殿内庭の石灯籠は天明二寅（一七八二）八月の奉納。

本殿は流造り素木の銅板葺で、棟に千木鱈木がおかれた三間社。桁行二五三糎、梁行一八七糎、向拝の出が八一糎で中央に素戔嗚命、向って右に春日四神、左に住吉大神をまつる。

昭和五十五年七月の改築。境内社六社あり、稻荷神社（祭神保食神）、愛宕神社（祭神火産靈命）、衝神社（祭神八衢姫命・八衢彦命）、琴平神社（祭神大物主命）、市杵島神社（祭神市杵島姫命）、水神社（祭神弥都波能売命）。

例祭は十月の第二日曜に、新嘗祭は十二月初旬、早苗振祭は六月下旬に営まれる。氏は一三〇戸で、戦前まで明神講があつたが今は廃絶。大正四年の「神社明細帳」に「境内五百三十七坪 氏子百七戸」とある。

新 堂 神 社 西新堂町字東垣内一八二番地（旧村社）

祭神 伊奘諾命 伊奘冊命

新堂集落の北方西よりに南面して鎮座する。創建年代は明らかでない。石鳥居は、昭和二十六年十月吉日氏子中の奉納。同日付で建設された新堂神社の石標もすぐその隣にある。広庭右側に太神宮形石灯籠があり、その向うの流造り素木の小祠は銅板屋根で、棟に千木鱈木をのせている。桁行三六・五糎、梁行三九・五糎で天照大神をまつる伊勢神社である。正面拝殿前の石灯籠一对に「常夜灯 寛政二庚戌（一七九〇）九月八日 当村氏子中」と「施主氏子中」との刻銘がある。石鳥居は大正六年六月十日の奉納で、狛犬には「奉納 高市郡今井町 願主大谷喜祐 安政午（一八

五八)三月吉祥日」とあり、その右側に水盤が奉納されている。

拜殿は桁行二・五間、梁行二間の切妻造り椽瓦葺の揚げ床板張りで、向う側は白壁扉に囲まれた神域になっている。内庭には昭和十四年一月日奉納の常夜灯が並んでいる。四段の石階上の登り口に素木の鳥居が建ち、基壇上の本殿は桁行六〇・五糎、梁行一一八糎、向拝の出が六〇・五糎の流造り素木で銅板葺。棟に千木、鯉木がのせられている。広庭の向って左側に、かつて当社の神宮寺であったと思える毘沙門堂があり、その前の一對の石灯籠の左に「常夜灯 寛政二庚戌年(一七九〇)九月」とあり、右側に「常夜灯 願成就 宝曆甲戌年(一七五四)正月吉日」の銘がある。毘沙門堂左の小堂は庚申堂で、堂内石塔に「庚申文政十丁亥(一八二七)八月日」との刻銘がある。前の石灯籠は昭和六年十一月の奉納。

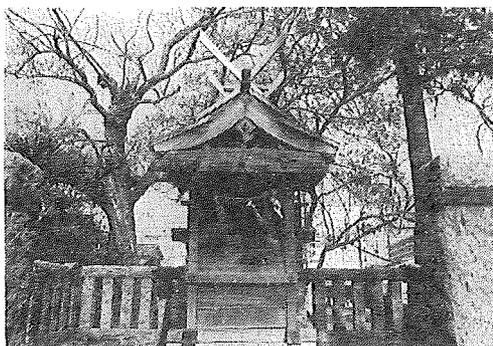
当社の例祭は十月八日で、氏子四一戸。境内坪数一九八坪。

二、畝 傍 地 区

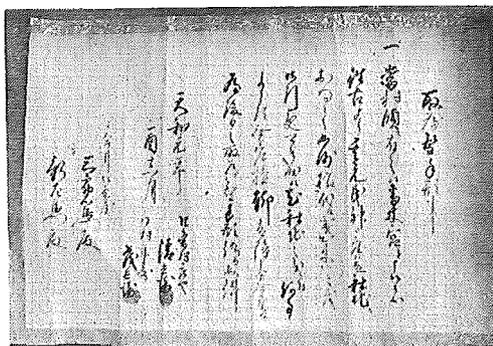
高市御県神社 四条町字宮坪七六一番地(旧無格社)

祭神 天津彦根命 高皇産靈命

創祀は明らかでないが、「宗教法人法による届出書」には成務天皇の頃の創立と考えられるとある。『日本書紀』成務天皇の条に「五年の秋九月、諸国に会して国郡に造長を立て、みやつこおき 県邑に稲置を置つ」とあるが、高市県主に天津彦根命の後裔を任じられた。『高市郡神社誌』に「当時県主が其の封地に於て組神を奉祀し、以て祭政一致の制度にならひしもの実に当社の癩始なるべし」とあり、『延喜式』に祭神の座数を載せてないので本来は一座であったも



高市御県神社（四条町）



取為替手形の事（高市御県神社）

宮とも称し、今井町の有力家高木家（四条屋）が当社社人の筆頭となり、今も一族六家が氏子として奉仕している。明治初年までは宮座によって古儀にしたがって祭典が行われてきたという。現に高木総本家に宮座講に関する天和元年（一六八二）十二月の四条村庄屋清兵衛、同村年寄茂兵衛より今井四条屋三郎衛門、同新左衛門宛の「取為替手形之事」や享保七壬寅年（一七二二）十一月付で四条村治兵衛、証人同村八兵衛より今井町嘉右衛門、新左衛門宛の「差入申一札之事」の文書を所蔵する。

当社は四条の集落の北端今井町南端と境する旧檀原市老人憩の家の南隣に、西面して鎮座する。境内には櫛・椋・

樞などの巨木が林立し、この宮の古さを思わせる。西側の道路から社地に入ると、広庭の入口左に明治三十九年十月今井町上田長之助奉獻の「式内大社高市御県神社」との標石が立っている。正面一対の石灯籠には「御神灯 文政八乙酉年（一八二五）正月吉祥日 今井町高木善右衛門栄誉 高木弥重郎正辰」の刻銘がある。木造鳥居を入ると、拜殿前一対の石灯籠があるが、「献灯 明治三十四年十月 高木政次郎建立」と示されている。基壇上の拜殿は桁行三間、梁行二間の銅板葺切妻造りで格子窓と格子がつけられてあり、内部はコンクリート打になっている。内庭の石灯籠二対に「御神灯 明和七庚寅歳（一七七〇）九月吉祥日 願主今井町高木三郎左衛門」と大正十三年十月上田良之助 同吉作奉納とある。狛犬には、「安政六末（一八五九）正月吉日建 今井町高木嘉右衛門 同弥重郎 同弥惣治郎」とある。

本殿は、桁行八六糎、梁行一三七・五糎、向拜の出が六二糎の素木で春日造。屋根は板葺で棟に千木、鯉木を備えている。例祭は十月十三日、祈年祭二月十三日、新嘗祭十一月三十日で、高木本家の記録によると、古来の「神饌七台」として

- | | | | |
|-------|----|------|----|
| 一、御神酒 | 壹台 | 一、鯉 | 壹台 |
| 一、御洗米 | 〃 | 一、昆布 | 〃 |
| 一、御鏡餅 | 〃 | 一、果物 | 〃 |
| 一、海魚 | 〃 | 一、塩水 | 〃 |

とある。宮座は氏子の高木家一統六戸で組織、かつては座祭当日神職先導、次に箱張灯を持ち麻上下を着け帯刀で先導し、次に当家々主が大紙幣を捧げて之に続き、以下氏子順次参拜の例であったが、明治七年以後は行列のみになった。『高市郡神社誌』に「奉捧高口宮御湯釜明和五戊子年（一七六八）九月 願主今井町高木嘉右衛門」との銘の御

湯釜が所蔵されているとある。「宗教法人法による届出書」には「境内地三三七坪五 氏子世帯五〇人」とある。高木与文家に「高木宮記録」として元和七年（一六二二）三月の御造宮、寛永十六年（一六三九）九月鳥居・御社修復、明暦三年（一六五七）三月の屋根替、延宝五年（一六七七）九月の御造宮、元禄八年（一六九五）九月と享保十四年（一七一九）九月の屋根替、寛延三年（一七五〇）九月、明和五年（一七六八）九月、天明八年（一七八八）九月の屋根替、天保二年（一八三二）九月の御造宮に関する記録を所蔵されている。

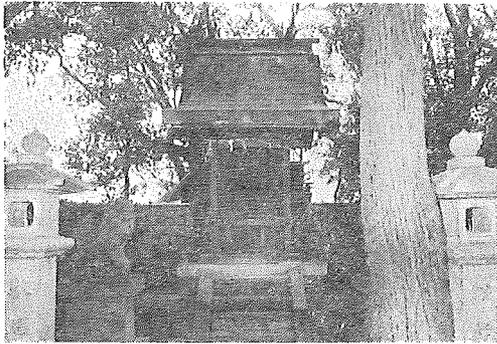
春日神社 四条町字小泉堂七一五番地（旧村社）

祭神 武甕槌命 経津主命 天兒屋根命 比咩大神

四条集落小泉堂の西方に東面して鎮座する。創祀年代は明らかでないが、本殿前の石灯籠に享保十七年（一七三二）九月の刻銘があるところからみてこれ以前の創祀であると考える外、直接の根拠史料がない。但し『高市郡神社誌』並に同『寺院誌』によると当社の「本殿床下の重量せきりょうに使用せる石あり。もと碑石の台石なるべし。銘あり。浄賢禪門文安六年（一四四九）六月十六日と刻せり。因って思ふに文安の頃、社地に小泉堂なる堂宇ありて、春日社は寺地の鎮守社なりしならん。斯くて部落名は此の仏堂より起りしものならんに、堂宇已に廢し其の鎮守社は今に伝へて当社となりたるならん歟」とあることから、当社もあるいは南北朝から室町のころの創祀かともみられる。ちなみに古老の伝ふは、現橋本山称詮寺（真宗本派 本願寺派）はかつての小泉堂の廢寺跡に復旧された寺といわれ、小泉堂は南北朝期に浄賢禪門の建立と伝え、現在当社殿下の方一尺という碑石の台石は、浄賢禪門の石碑の台石で、その紀年銘は往生の日と伝える。

広庭入口向って左に、大正四年九月奉献の石灯籠、右側の自然石水盤に「奉納氏子中 明治廿四年五月吉日 石施

主堀田卯平」との刻銘がある。正面中央一対の石灯籠は、明治廿四年五月建之、豊田」とある。広庭各所に楠や檜の古木が茂るが、右側に被戸神の依代らしい神石が建っている。拜殿前の狛犬は明治十三年一月吉日氏子豊田の寄進で、石灯籠一対に「奉獻 安政六己未年（一八五九）十二月吉日 願主大坂大庭屋清兵衛 取次豊田」とある。拜殿は切妻造り瓦葺で、桁行三間、梁行二間の揚床板張りで、多数の絵馬のうち賤ヶ岳合戦図が古く、「御宝前 嘉永四年（一八五二）九月 中川頼平 佐久間玄蕃 豊田村」の墨書銘がある。拜殿向うの内庭から神域を囲んでブロックの高塀がある。本殿の手前中門の左右は木造玉垣で屋根は瓦葺。内庭にある二対の石灯籠の一対に「御宝前 享保十七壬



春日神社 (四条町小泉堂)

子年（一七三三）九月吉日 氏子中」他の一対には大正七年五月施主西内安松などがある。神域内二対の石灯籠は何れも大正七年八月の献納である。本殿は、桁行一〇二・五糎、梁行一七〇糎、向拜の出が八〇糎の流造り素木の一間社で、カラー鉄板屋根。千木鯉木が棟にあがっている。

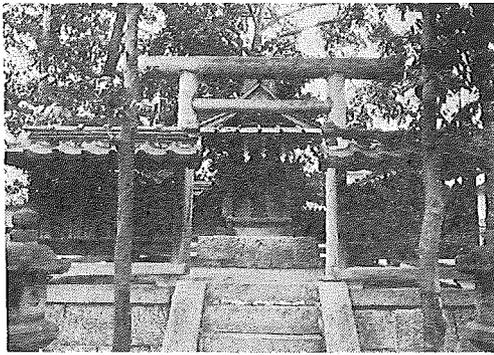
本殿内棟札に「奉遷宮 庚寅天保元年（一八三〇）正月吉日 神主大谷村播磨守 小泉堂村氏子中」や「奉修理 弘化二巳年（一八〇二）九月二十日」「拜殿上棟当屋紺屋利助 嘉永二己酉年（一八四九）九月吉日」「奉遷宮春日大明神天児屋根命武運長久村中安全祈処 嘉永四年（一八五二）九月吉日」「奉遷宮春日神社 明治二十六年十月十二日再建」「明治三十二年九月八日強風雨にて大破に付同年十月四日修繕落成奉遷宮」「奉修理御神殿敷地拡張拜殿改築神饌所建設 大正七年十月六日」などがある。例祭は十月九日、十日。座祭は十月の第一日曜日で、祭典後御湯行事が行われる。

氏子二七戸で宮座を組織し、当屋は二戸宛管まれる。元、宮田四畝歩あった。「宗教法人法による届出書」には「境内三四六・三六坪 氏子四二戸二六〇人」と記されている。

春日神社 四条町字三条垣内一九二番地(旧無格社)

祭神 武甕槌命 経津主命 天兒屋根命 比咩大神

四条本村の南東、四条町から御陵参道への路に沿った東側に西面して鎮座する。創立年代は明らかでないが、『高



春日神社(四条町三条垣内)

市郡神社誌』に当社宮座文書として寛文十一年(一六七二)四月三日の「宮預け日記四条村たつみ」との古帳簿が残存していることから、このころ既に当社が存在していたことを示す外、これ以前の創祀を証する史料がない。四条の本村から東南隅にあるため古来辰巳の宮とも呼ばれた。広庭入口に明神造りの石鳥居があるが、明治二十五年九月南講中の寄進である。すぐ右に春日神社の石標が立ちその右に俗称上古浮孔宮の礎石だったという心柱孔をもつ礎石がおかれてある。その南側に「獻灯 畝火山坐神社 慶応二年丙寅(一八六七)九月吉祥日」との太神宮形石灯籠があり、鳥居の左側には「獻灯 文久二年壬戌(一八六二)十二月立 願主堤秀伯 七兵衛 茂兵衛 喜兵衛 甚助」とある二基の石灯籠が奉納されている。すぐ向う側に自然石無銘の水盤があり、広庭中央に近い一對の石灯籠は大正十三年四月に、拝殿前の狛犬は明治十四年辛巳三月の奉納。割拝殿は桁行四間、梁行二間の切妻造り

瓦葺で中に數多の絵馬が奉納されている。拜殿の向うは狭い内庭で、正面に七段の石階がありその上に瓦葺の木造玉垣に囲まれた一・五間に二・五間の神域がある。石灯笼に「猷灯 春日社 文久元酉年（一八六二）十一月吉祥日」などの刻銘があり、石鳥居は大正十三年四月の建立である。

本殿は春日造り素木で、桁行八三糎、梁行一四〇糎、向拝の出が七〇糎で屋根は銅板葺、棟に千木纏木をおく。本殿内に享保七壬寅歲（一七三二）八月二十九日、明治十四年二月十四日、同二十五年五月二十日の棟札の外、大正十三年七月十一日本殿、拜殿改築時の棟札はじめ昭和二年十月二十四日、同四十一年十月、同五十二年四月の本殿屋根銅板葺替時の棟札が納められている。本殿背後の椎の古木は胴囲一・六五米の外、拜殿左方にもトガの古木がある。神域の高塀南に西面する祠は、春日造り銅板葺で、桁行六七糎、梁行九〇糎。禊戸神をまつる現位置は元当社本殿の鎮座地で、大正十三年七月十一日現位置に宮うつししたという。

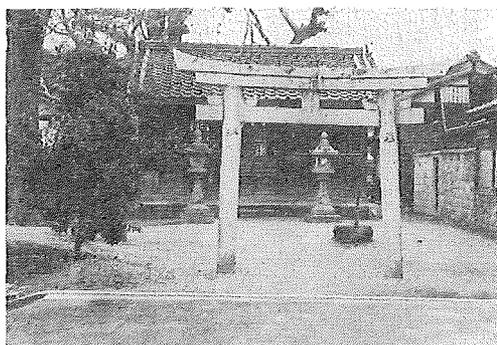
例祭は十月十一日であるが、元は十月二十五日であった。例祭当日は神酒と米と塩を入れて煮る御湯行事が行われ、無病息災・五穀豊穰を祈る。「宗教法人法による届出書」に「氏子五〇世帯二八〇人、境内八七坪五二」と出ている。宮座講は南講十一戸、中講二五戸とある。座祭は十月一日。古帳簿として前述した寛文十一年四月三日の「宮預け日記」の外、明和元年申（一七六四）八月日夜大雨のため枝折した時の「神木枝折払覚帳」や嘉永元年申（一八四八）八月十日の「宮座入用帳」・明治十四年八月の宮座算用帳などがある。なお神饌所内の釣灯笼箱の外面に「文久庚亥年（一八六三）二月中旬」の墨書銘がある。

春 日 神 社 四条町字里ノ垣内五三〇番地（旧無格社）

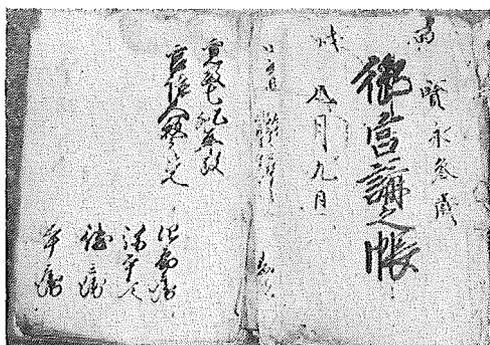
祭神 武甕槌命 経津主命 天兒屋根命 比咩大神

四条の集落の北に西面して鎮座、土地では北の宮ともいう。創立年代は明らかでないが、当社の宮座文書として保存されていた『高市郡神社誌』にある「甲戌宮講掛銀帳」に、元禄七歳（二六九四）八月九日の紀年銘があると記されているところから、元禄ごろ既にまつられていた社であること以外徴すべき史料がない。

広庭入口に石造明神鳥居があるが、大正十一年四月の献納である。付近に無銘の自然石の水盤があり、左方の銀杏の古木は胴囲二・五五米で、禊戸神の依代として縄が張られている。右方の古木は椋である。拜殿前一对の石灯籠に「春日社 宝曆六年丙子（一七五六）九月吉日」等の銘がある。正面の割拝殿は、桁行二・五間、梁行二間の切妻



春日神社（四条町里垣内）



春日神社御宮講之帳（四条町里垣内）

造り瓦葺で多数の絵馬のうち享和元年辛酉歳（二八〇二）九月二十五日に奉納された馬の絵図が古く「奉懸御宝前高木春光当村氏子喜多千吉友次郎」との墨書銘がある。拜殿の向うはコンクリート塀に囲まれた神域で、本殿のある石壇との間の内庭に一对の狛犬があり、台座に「氏子 安政六年末（一八五九）正月立之」との刻銘があり、狛犬は昭和五十八年篤志家の寄進である。昭和五十八年新築された本殿は春日造り素木で桁行七六纏、梁行一三

纏、向拝の出が五一纏で銅板葺、棟に千木鯉木をおく。『高市郡神社誌』によると、棟札に

(表)

奉 文久元年
春日大明神様屋根替作来普請
納 九月二十四日

(裏)

辛 文久元年 高市郡
御遷宮大谷播磨殿 曾我村
西 九月二十四日 大工嘉兵衛

とあり、明治三十五年八月二十八日の「奉遷宮屋根替」が保存されているという。神域の東北にそびえるヨノミの古木は胴囲二・八九米。拝殿とその北方の神饌所は昭和五年九月十八日の改築。神饌所に前記宮講文書の外、宝永五年子(一七〇八)十月吉日付「往來帳」があり、中に「子の暮に田地買求中候に付極之事」として「有畝九畝四条領内字かいもり御年貢高九斗九升」などと記されている。神饌所前に土止として石灯籠の残欠円形桿が二本埋められていて、「享保十八年癸丑(一七三三)八月吉日」の刻銘が残るが、「高市郡神社誌」に「破損して足のみ存す」として上記紀年銘の外「奉灯 雨乞願成就 四条村」と記されている。例祭は元十月二十五日であったが、十月十一日になった。当日御湯行事がある。宮座は北講と称し、今一六戸で営む。

座祭は十月一日で本殿に参拝後、割拝殿で直会が行われ、当屋を中心におくり座・迎え座と三戸で協力して座祭準備が営まれる。「境域一三二坪、氏子二一戸」と「高市郡神社誌」に記されている。

八幡神社 四条町字下太郎九四六番地(旧村社)

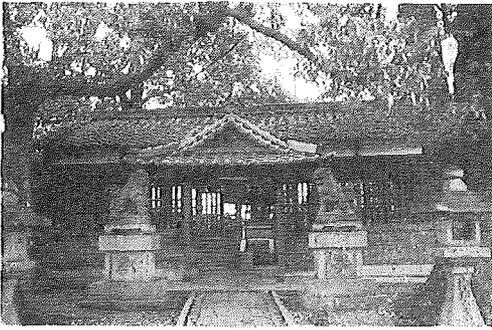
祭神 誉田別命 天児屋根命

創建年代不明。但し当社所在の金石文中『高市郡神社誌』編集当時、元文五庚申歳(一七四〇)九月十有一日銘の棟札が納められていたと記されているし、現に南組宮座講の文書である「南組宮座講中□□□□」に、寛保元歳酉(一七四八)九月十二日付で「酉年初会」「酉年勤 左兵衛」「戌年勤 久兵衛」等と記されていることからみると、十八

世紀中葉にはすでにまつられていたことがわかる。祭神について前記元文五年の棟札に「奉遷宮香椎大明神」とあり、また宝暦二年(一七五二)寄進の石灯笼に神功皇后の銘のあることを思うと、元々の祭神は神功皇后であったとみられ、その後何れの年にかどのような理由でか、皇后の名を失って応神天皇をまつる八幡宮に変わっていることがうかがえる。しかもまた、その後天児屋根命が新しく合祀され、現に祭神が二柱になっている。

明治二十二年旧七月二十三日の飛鳥川洪水で社地の過半を社殿とともに流失、その後氏子の努力により社頭を復旧、飛鳥川の堤防を利用して現在のようにな堅固な石垣を築いて社地を整えたという。

四条町新町の東端、飛鳥川が西流から北流にうつる曲流地点に西面して鎮座する。周辺は高く堅固な石垣上に築かれたコンクリート塀に囲まれている。参道石段の登り口に天保二年(一八三一)に氏子によって寄進された一對の太神宮



八幡神社(四条町新町)

形石灯笼に「御神灯 享和二壬戌歳（一八〇二）四月中旬 新町氏子中」との刻銘がある。石鳥居は明治三十九年日露戦役記念に氏子中から献納された。石段を登った左側に「御神灯 大峯山上 日待講中 文化三丑（一八〇六）九月吉日 世話人たん治」とある。広庭の向って左側は、元藪であったが今境内地になっていて、北側広庭入口付近二本のヨノミの古木は胴囲二・七五米と三・五八米に及ぶ。花崗岩の石榜に「五穀成就 町内安全 天保四年癸巳（一八三三）三月十七日 世話人 畑草屋莊へエ」との銘がある。左側に被戸神の依代の榊が花崗岩の仕切の中に植えられている。正面の石鳥居の向うの水盤は自然石で無銘。前述の一对の石灯笼の付近に「神功皇后 四條新町講中 宝曆二壬申年（一七五二）六月吉日」、左右に「献灯 明治十三辰九月日 当村北西忠治良」という在銘石灯笼がある。二本の楠の巨樹があるが、右側のは胴囲三・六七米。狛犬に「奉献 明治三十二年亥五月上旬」などがあり、その西側には「御神灯 文化三丙寅年（一八〇六）九月吉日 氏子中」とある一对の石灯笼が建っている。左側の神饌所は昭和初めの改築で、桁行一・五間、梁行二・五間の棧瓦葺切妻造り。拜殿は桁行五間、梁行二・五間切妻造り格子窓付の割拝殿で、中に多数の絵馬が掲げられているが、明治二十六年のが最も古い。昭和五十五年の拝殿修理と同四十六年九月十二日本殿屋根替時の寄進者名の表札がある。内庭は左右木造のカラー鉄板屋根の玉垣で囲まれている。中に「奉納 丁亥文政十年（一八二七）十二月立之 願主米屋半兵衛 小西良助 繩手屋利兵衛 油屋小三良 多葉粉屋 太兵衛 替所弥太良」の銘がある。

本殿は、明治五念□月氏子・周旋人」等とある基壇上にあり、桁行八五・五糎、梁行一五〇糎、向拝の出が七一糎の春日造りで、元桧皮葺であったが今銅板葺。棟に千木鱧木がのせられてある。本殿内に次頁の棟札がある。

外に明治三十九年拾月廿七日の正遷宮と、大正八年十二月六日の本殿屋根替、昭和十二年十月九日の本殿破風箱棟修繕、昭和三十八年十月十一日と同四十六年十月二十三日の屋根替の正遷宮時の棟札を納めている。

(表)

元文五庚申歳九月十有一日
 梵 奉遷 宮香椎大明神町内繁昌如意安全祈所
 遷宮師敬傍山福生院法印市大窪村住
 番匠師米田源助
 各敬白

(裏)

大和国高市郡四条新町
 庄屋伊兵衛
 年寄 五兵衛
 同 兵衛
 宮本講連中当屋
 斯波養流軒三角堂歌水源定敦
 呈同姓真要軒麟角堂松柏源経治
 新講連中当家
 柳屋平五郎
 各敬白



八幡神社湯釜 (四条町新町)

本殿外側に胴囲三米に及ぶ桶の巨木がそびえ立っている。

神饌所内の御湯釜の銘に「奉寄進御湯釜 四条新町村宮講中拾芻人 安

永三甲午歳(一七七四) 九月吉祥日」とあり、内径三四・五糎、高さ二八

糎。戦前まで石鳥居の向って右前で御湯行事が行われたという。氏子一〇

九戸、例祭十月二十五日で、神楽奉納もある。

宮座講は四組あり、元講二〇戸(今二戸に減)、安永講一一戸(今六戸)、

寛保講一五戸(今九戸)、古講(宮元講)一一戸。宮田は元講に三反、安永講

に二反八畝一五歩、寛保講に三反余あったが今なくなっている講もある。

座祭は十月十二日で、各講とも当屋に九時ごろ集合、山・野・海の物を供

して参詣、当屋に帰って直会が行われる。寛保講に寛保元年(一七四一)

組織当時の古帳が残り、その表紙に「南組宮講中 寛保元年酉九月十三

日」とあるが、外に嘉永三年（一八四九）九月吉日の当番年貢帳、明治六年七月十日の講中什物書上簿があり、安永講に安永三歳午（二七七四）九月吉日付宮講中覚帳、丙年弘化三年（二八四六）九月吉日付明神講入用控帳や、明治拾貳年旧九月拾貳日改宮講中雜費日記など保存されている。境内六六〇坪。

生国魂神社 大久保町字ムシ三一の五六番地（旧村社）

祭神 生国魂神 咲国魂神



生国魂神社（大久保町）

創建年代不明。当社現存の金石文中最古のものとしては、文化四丁卯年（一八〇七）十二月吉日の石灯笼刻銘であるが、『高市郡神社誌』編集当時残存したという当社の棟札に「寛文八歳（一六六八）九月吉日」の紀年銘があったというから、遅くとも十七世紀中葉ごろには、既に創建されていたことになる。しかも当初は畝傍山の北麓に近い中腹の字垣内二〇七番地にあったが、大正六年から七年にかけて集落の大移転を行ったのに伴い、大正九年十月二十日現在地へ遷座したという。

祭神生国魂神・咲国魂神とはまたの名を生島神・足島神というが、生・足とは進取的で讚美称賛の意で、天孫降臨の時従った三十二神の中の神である。『古語拾遺』では、大八州の霊とされ、八十島を領く神として神武天皇の代、鎮魂の八柱神とともにまつられ、高台より陸地や大地を見おろす位置に祭られ、陸地生成の状を見、その作用を神の力として国鎮の神としてあが

められた。このことは、大阪の生国魂神社が元玉造にあって淀川の沖積平野に立つ台地で、高台から陸地生成の様子を見、その作用をする神として祭られたといわれるが、当社も元畝傍山中腹の地から西方大和の平地を鎮める神として、大阪の生国魂神社の分神を勧請されたのではなからうか。社頭は大久保の集落の東端に西面して鎮座する。境内は正面石柵、右側と背面がブロック塀に囲まれ、左側が公民館になっている。広庭入口の石鳥居は昭和八年四月三十日に篤志者一〇数名による献納である。広庭右側に大正四年十月奉献の船形水盤が置かれていて、正面の石灯籠一對に「御神灯 文化四丁卯年（二八〇七）十二月吉日 若連中」と「太神宮 大正四年十月 御大典記念 青年団」との刻銘がある。

拝殿は桁行五間、梁行二間の切妻造り棧瓦葺で、中に絵馬の外遷宮前の当社や氏子集落の模様を描いた絵図が掲げられている。拝殿の向うはブロック塀と瓦屋根のコンクリート塀に囲まれ、中に大正四年八月在郷軍人一二名（うち戦死者三名）によって奉献された狛犬がある。本殿と拝殿の繋ぎ廊下は、一間に三間のカラー鉄板屋根になっている。正面八段の石階は御大典記念に大阪の氏子中で築かれたものである。高さ一・〇五米の壇上の神域内左右と正面は木

(表)

奉正遷宮神武天皇 大廣前
 畝火山口神社
 祠官大谷景次

(裏)

明治拾九年
 戊六月三日
 高市郡洞邨
 村総代
 辻本七次郎
 同社守
 島田順三郎

造扉付の石玉垣で、背面がコンクリート塀になっている。基壇上の本殿は朱塗流造り二間社で、椽皮葺。箱棟に千木鱈木が着けられ、桁行一五〇糎、梁行一七八糎、向拝の出が九〇糎。本殿内に五枚の棟札が納められている。

前頁の棟札の外に、大正四年十月二十七日「奉天照皇太神宮・奉遷宮屋根、高麗犬・石階段・手水鉢奉獻」「昭和七年拾月完成 生国魂神社屋根替修繕上棟祭」「奉納石鳥居 昭和八年十月三十日」「生国魂神社屋根葺替 昭和四拾六年十月七日」と記されたものがある。『高市郡神社誌』には

(表)

寛文八歳九月吉日

梵

奉生玉明神造宮息災延命福貴祈所也

(裏)

久保子

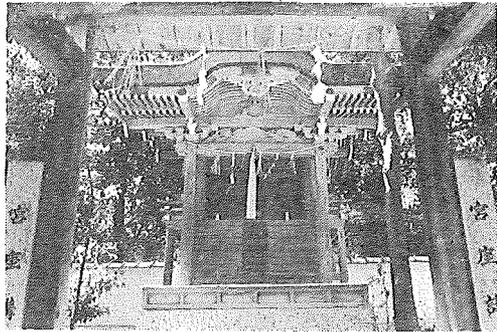
と記されているが、今見当たらない。

現在氏子六八〇戸、例祭十月十二日、境域三二〇坪五合。

大久保神社 大久保町字宮ノ郷二四五番地(旧村社)

祭神 神武天皇 姫ひめ蹈た鞆たる五十鈴いすず媛命

創建年代不明。境内金石文中最古のものは天和二年(一六八二)五月の石灯籠であるが、『高市郡神社誌』によると、当社の宮座共有の什器中に古座所蔵の湯釜があり、銘に「和州高市郡大久保村天一大明神釜萬治三庚子年(一六



大久保神社（大久保町）

六〇）九月吉日大久保村庄屋太平次時代寛政元年酉（一七八九）二月改鑄物師小原石見掾藤原昌次」とある。この釜は今亡失して見当らないが、これによると萬治三年ころから寛政元年ころにかけてこの宮で御湯行事が行われていて天一神を祭神としていたことになる。天一神は一名「なかがみ」ともい、陰陽道の神で太白星とも青華とも称し、常に八方に運行しているのだからこれに当る方位を侵してはならぬといわれた。この神はまた悪い方角を塞いでこれを守る神だとも説かれ、その遊行する方角に向って事をなせばよいともいわれた（国史辞典）。曆神の一つで、十二神将の主将あるいは地星の霊ともいった（広辞苑）。当時この宮では祭事の外、符呪禁厭の法も行っていたと推測できるが、明治になって神道もまた外道の混合を許されぬこととなり、「多武峯略記」の畝傍山の東北の道に老翁の姿で示現した「人王第一国主」の伝である当地の国源寺創立伝説から神武天皇と五十鈴媛皇后の二柱を祭神としたといわれる（高市郡神社誌）。しかし『大和志』の畝傍山東北陵の項に「四條村ニ在り。祠廟ハ大窪村ニ在り」とあるので、本来の祭神は、やはり現祭神であったとも思えるが詳らかでない。

社頭は大久保集落の西、畝傍山の東北に当り白檜の密林の中に東面して鎮座する。

参道入口の石灯籠に「猷灯 施主佐藤徳良 大正七年八月八日」とあり、左の石標に「灯明料金貳拾円 大阪佐藤徳藏」とある。石鳥居は大正七年十月八日松井與藏・徳次・甚四郎の奉納である。広庭の右にある水盤は無銘であるが、かつての大窪寺（国源寺の前身）跡の礎石で、手水所は十字花卉形に刻まれている。左右に檜の古木が三本立って

いるが、中央は胴囲二・七七米ある。向って左側は禊戸神の依代の櫛を囲むコンクリート玉垣である。

拜殿前の狛犬に「奉献当村氏子中 明治廿二年丑九月八日」等とあり、その左右一対の石灯籠に「御神前灯明 享保四己亥年（一七一九）八月十八日 大久保村」とある。拜殿左方の石灯籠に「奉修寄進 天和二年（一六八二）五月吉日 大窪村」との刻銘がある。

割拝殿は切妻造り棧瓦葺で、桁行五間、梁行二間格子窓揚げ床。中に昭和五十三年十月本殿改築時の寄付者を記した板札が掲げられている。内庭は三方コンクリートの高塀で向って左が神饌所になっている。神域までコンクリートの石畳が敷かれ、一間に三間の渡廊の上は銅板屋根である。七段の石階上花崗岩の玉垣を距てた神域内にある石灯籠は大正八年一月、七名の篤志家の献灯である。

本殿は素木の流造り銅板屋根で、棟に千木鯨木がおかれている。桁行一六一糎、梁行一九七糎、向拝の出が九八・五糎の二間社で、殿内に六枚の棟札が納められている。最も古いのは明治三十二年亥三月廿一日の「奉正遷宮氏子安全 大久保神社」等の墨書銘で、外は大正五年九月三十日の正遷宮、大正十二年十月二十日の屋根替、昭和十七年四月一日の栓皮葺と同十八年十月一日の屋根替、同十五年十月一日の渡廊・神饌所建替時の棟札である。向って右の末社は春日神社（祭神天児屋根命）で、素木の春日造り銅板屋根で桁行三五・五糎、梁行五五糎。中の棟札二枚は大正五年九月三十日の正遷宮と昭和十二年八月十五日の拝殿改修時のものである。

氏子三八戸。例祭は十月八日。宮座二組あり、地域別に北座が二〇戸、南座が一八戸からなる。座祭は十月二日で、両講とも当社に参詣、年間の取きめが終ると、当屋で直会があり、次年度当屋へ伊勢音頭で送る例である。当屋へ回り持の屋根は栓の素木造り五〇糎に七〇糎、一〇糎大で、御幣は座祭当日上下番の当屋でつくる。元は南北共有の宮田一反一畝二二歩あったが、榎原神宮神域拡張時に処分され、今残るのは他床二反余だけである。宮座記録とし

て「壬午宝曆十二年（一七六二）正月吉日 宮講中控帳」等である。

鷺 栖 神 社 四分町字門ノ脇三〇五番地（旧郷社）

祭神 天兒屋根命 天照皇大神 菅田別命

四分集落の東北、八木街道沿いの飛鳥川堤防のすぐ下から東に延びる平地の常緑樹の茂みに西面して鎮座する。創立の年代は明らかでないが、『延喜式』卷九神名上の高市郡五十四座の中の「鷺栖神社」と郡内式内小社の第一と

して制敕の官幣に預った神社に比定されていることからみると、既に一〇世紀初頭以前創祀の古社である。「五郡神社記」には「鷺栖神、亦鳥居社と曰う。未だ神号を詳にせざる也。『新撰姓氏録』曰く鳥井宿禰は高麗国人、伊利須使主の後也」と高麗人の祖神の宮とあるが確認できない。

『古事記』垂仁天皇の条に、皇子本牟智和氣皇子が出雲大社に参詣の節、曙立王皇子に随い詛盟したとある鷺栖池や、「釈日本紀」にみえる「藤原宮在高市郡鷺栖坂北西」とある鷺栖坂が、当社頭と同じ場所とすると、今の社は西北に偏したようであるが、明確でない。現地の伝承では、飛鳥川の集中豪雨で神社が流出、現在地に遷座されたという。『大和志』に、「在四分村一今称鷺栖八幡」与「城殿・高殿・醍醐・繩手」とあるが、当社最古の石灯籠銘に「春日大明神 元禄十三年辰（一七〇〇）八月吉日」とあるので、初めは天兒屋根命のみをまつて春日神と称していたが、後世皇太神と八幡



鷺 栖 神 社（四分町）

神の品陀別命を合祀、江戸時代の享保末（一七三五）ごろは八幡神が主神になっていたことは『大和名所図会』の記事も同様で、天児屋根命と天照皇太神は脇座にまつられていたのを、明治十二年古実にしたがって春日神を主神に復した。当社に残存する文化十一年（一八一四）の湯釜銘に「四分大明神」と記されているところから鎮座地の四分を社名にしていたことがあったとみられる。

当社の郷中は四分・城殿・高殿・醍醐・縄手・小房であったが、今は高殿を除く五大字の氏神となっている。郷社に指定されたのは明治三十九年十二月二十八日の告示による。

飛鳥川右岸の堤防上の道路から石段を下りて社頭に参入する入口に「享保五年庚戌（一七二〇）八月十五日」の銘のある石造明神鳥居があり、右側に「鶯栖神社」の石標が立つが、その前の石灯籠に「春日社氏子中寛延二己歳（一七四九）二月吉祥日 石工伊兵衛」との刻銘がある。向側近く胴囲二六五纏の楠の古木がそば立ち、その後方に社務所がある。傍らに無銘の水盤があるが、参道をはさんだ二対の石灯籠に「常夜灯 慶応元乙丑（一八〇五）六月建之」などとあり、礎石に「談山妙楽院□□座中」などの銘が見える。広庭に「明治四十八年八月中旬建之」との銘のある石鳥居が立ち、一対の狛犬には「天保十五年辰（一八四四）十二月 郷中 世話人四分村久治郎」などの銘がある。一対の石灯籠は明治廿一年戊子八月と大正五年三月の建立で、左側の銅板葺切妻造りの手水舎内に奉納されている花崗岩の水盤には「安永九庚子年（一七八〇）九月吉日」の刻銘がある。

正面松皮葺の間口一間の神門をはさんで左右一・五間ずつの銅板葺透塀の向うが内庭で、拝殿は桁行五間、梁行二間の割拝殿で、両側は板床を張り、葦戸を囲らず入母屋造り瓦葺である。拝殿内の絵馬に「奉懸御神前 文化九甲年（一八一二）葉月中旬、小房村氏子」と「嘉永六年丑（一八三五）八月吉星 花橋書 小房村四分村氏子」として九名の奉納者名がある。拝殿の向うに松皮葺で桁行二・四米、梁行二・七六米の祝詞舎があり、拝殿と本殿まで石畳が布



湯釜 神社 栖鷺

かれている。石灯籠一对に「常夜灯 郷中安全 慶応元年（一八六五）六月建之」と刻まれている。正面の本殿は内庭から八段の石階上の五・五間に四・五間の石垣壇上に西面して鎮座。流造り椴皮葺で棟に千木鱈木を置いた三間社で、桁行六・三五米、梁行四・六米、向拝は四・八米に二・三〇米の素木造りで昭和六年の改築。中央にかつて主神とされていた品陀別命、左に主神の天児屋根命、右に天照大神をまつる。

昭和四十六年十二月十一日に屋根替工事完了正遷宮祭が行われている。本殿内三座にはそれぞれ神鏡が奉安されていてその銘に「寄付 維時明治十有六年癸未貳月上旬 小房村植松徳平」とある。当社の神紋菊一文字。

例祭は十月十日、祈年祭二月二十日、新嘗祭十一月二十六日の外、六月に早苗振祭がある。祈年祭には、米・酒を入れた湯を沸騰させ笹の葉で四方天地被の後参詣者にも被を行う。

今保存されている御湯釜は二個あり、径三一・五糎、高さ二五糎でその銘に「和劬高市郡小房村若連中 春日大明神御湯釜 安永九庚子年（一七八〇）八月」とあるが、他の湯釜に「和州高市郡四分大明神御湯釜 四分村高殿村醍醐村木殿村繩手村 文化十一年戊（一八一四）八月十五日 御鑄物師六右衛門」とある。宮座は各大字毎個別に十月中に営まれ、座祭や日待講では当屋の家に当社の三祭神の軸を掛けて祭る例である。

当社所蔵の釣灯籠二対あり、一对の銘に「奉願主 平井安平」とあり、他の一对に宝永六年丑（一七〇九）八月十五日 四分村醍醐村繩手村高殿村城殿村」とある。現在氏子は約七〇〇戸であるが、昭和二十七年の「宗教法人法による届出書」には、境内地九六一坪五勺三、氏子三六〇世帯、崇敬者五〇〇人と出ている。

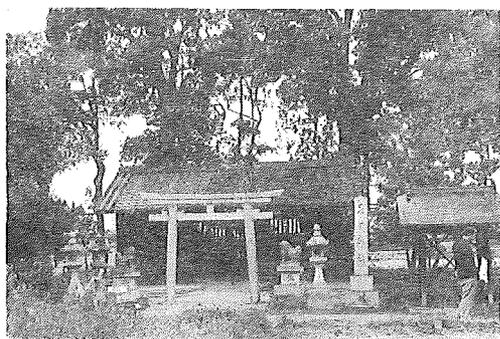
春日神社（四分町）

祭神 天兒屋根命

四分集落の南、吉野川分水路の北に沿う田園の中に南面して鎮座する。神域は背後に二本の楠の古木を背負い、数本の常緑樹が茂っている。創立年代不明。広庭の入口に奉納されている太神宮形の一對の石灯籠に「春日社 安永四乙未年（一七七五）二月吉日」とあることから既に二〇〇余年以前からまつられていたことがわかる。付近を「出

黒」または「田黒」ということから、当社は俗に「田黒の宮」または「でんぐろさん」、さらに大字にちなんで「しぶけの宮」とも呼んだ。往古洪水のため高市郡高市村畑から流れてきた神がここに鎮座したと伝えられる。ちなみに前記畑の字「をさか」八九四番地には品陀別命をまつる八幡神社（旧無格社）が鎮座し、明治二十五年の「明細帳」では、富士神社 祭神木花咲夜姫命と出ている。

広庭入口右側の手水舎は桁行一間、梁行四尺の銅板屋根で、中の自然石の水盤に「氏子中」との刻銘がある。拝殿前の狛犬には「奉献 村中安全 明治三十六年十月立之 世話人米田亀治郎 染川巳造 川合源四郎 高田町森川宇平次 今西嘉七 細工人 当村松井石勝」とある。明神石鳥居に「奉納 明治二十七年八月吉日立 当村氏子 吉田治平 同イク」とあり、石灯籠は昭和十七年二月に米田源治郎 妻真千子の献納である。



春日神社（四分町）

割拝殿は、切妻造瓦葺で桁行三・五間、梁間二間で中に明治三十六年八月十五日当村氏子奉納のものと昭和八年十月十五日に大正宮座講奉納の絵馬が掛けられている。神域は拝殿の向う側で、三方白壁塀瓦屋根に囲まれ、中の石灯籠は、明治十六年八月十五日当村氏子六名による奉納である。

本殿は素木の春日造で屋根は銅板葺。桁行六四・五種、梁行一三〇種、向拝の出が六四種。棟に千木鯉木がおかれいている。昭和初年の改築で昭和五十九年一部修理された。

例祭は十月十日。「宗教法人法による届出書」には「境域七三坪六合九勺 氏子四二戸 五三人」と記されているが今は氏子六〇戸。

宮座は明治講二四戸と大正講一三戸で宮んでいる。座祭は明治講が十月九日、大正講が十月六日にそれぞれ当家で行う。以前は神官立会の上伊勢神宮お祓によるくじで当屋を選定したが、今は順番制をとっている。明治講の宮田は、神社境内に接した地二畝歩で毎年当家によって耕作する。

木 殿 神 社 城殿町字宮ノ本一六六番地(旧村社)

祭神 天児屋根命 素戔嗚命

祭神について明治二十四年の「神社明細帳」に天児屋根命と届け出ているが、昭和の「宗教法人法による届出書」には天児屋根命と素戔嗚命としている。しかし古老の口碑や当社現存の金石文によれば、古く牛頭天王(素戔嗚命)を祭神としたということであるから、祭神が春日神にかわった時期は明治のころからと推察される。それでも現に拝殿に打ち付けられてある棟札を見ると、「奉造建牛頭天王拝殿 明治二十八年未十一月吉日 当村大工東九平六十四才」と墨書されているし、「高市郡神社誌」に「今拝殿内に在り」とする御湯釜銘に「高市郡城殿村牛頭天王御湯釜

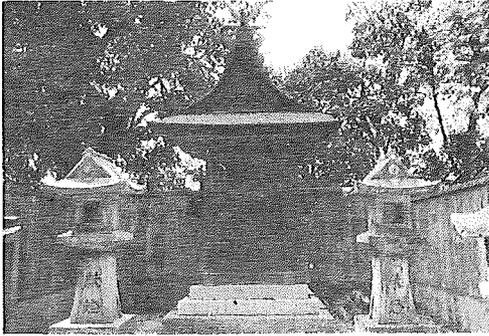
〔明和六己丑年（一七六九） 願主京都城殿屋六兵衛津田大和掾作〕とあると記されているところから素戔嗚命が祭神であることは動かせぬ事実とみられる。創立年代は明らかでないが、内庭の石灯籠銘に萬治二年（一六五九）八月とあるので、十七世紀中葉以前の創建神社であることが実証できる。

神社は城殿集落の東北端、常緑樹の茂みの中に東面して鎮座する。広庭入口の石灯籠に「常夜灯 願主京都城殿屋六兵衛 世話人当村善次郎 天保二辛卯年（一八三二）十二月」とあり、石鳥居は明治二十八年未十一月の奉納。太神宮形石灯籠の右側は「献灯 氏子安全 明治三十四年十二月 願主四人」左側は「願主三人 大正三年五月建之」。

水盤は花崗岩、舟形で天保四己歳（一八三三） 氏子中の献納である。

拜殿前石灯籠に「献灯灯明講明治十三辰八月吉日」等とある。石鳥居は大正八年十月当村氏子中と大阪の篤志家三人の奉納。狛犬には「奉献氏子中 于時明治九年八月十五日」とある。割拜殿は桁行四間、梁行二間の切妻造り 棧瓦葺格子窓付で、天井に前述の棟札が打ち付けられている。神域は三方コンクリート塀に囲まれているが、内庭の一对の石灯籠の右側に「萬治二年八月十五日城殿村」左側に「献灯村中安全 明治二十九年正月吉日建之 還曆 賀納和田藤九郎」との刻銘がある。付近にある方九九纏の花崗岩の囲いは、御湯行事のためのもの。

本殿は三段の石階上にあり、素木の春日造檜皮葺で、箱棟は銅板で葺かれ棟に千木鯉木を着けている。桁行一〇三纏、梁行一四七・五纏、向拝の出が七〇纏。中に棟札四枚あり、明治二十九年一月二十九日の本殿改築に伴う正



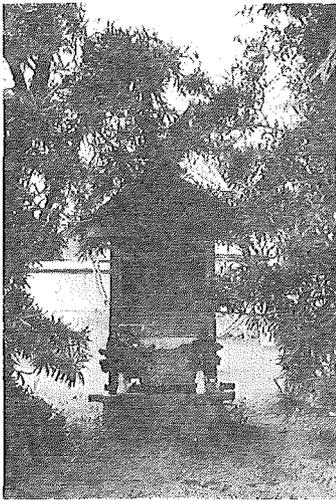
木殿神社（城殿町）

遷宮、大正十年四月六日の屋根替による遷宮、昭和三十七年十月五日の改築、さらに同四十九年二月二十四日の屋根替による正遷宮を経たことがわかる。本殿背後の楠は目通り一・九八米。

当社の氏子四六戸、例祭は十月九日(夜宮)十日(本宮祭)で、三月の新年祭、六月二十四日(二十五日)の早苗振祭、十二月の新嘗祭が営まれる。三月の祈年祭と十月九日の夜宮祭には、酒・塩・洗い米を入れて御湯を焚き、無病息災と豊年祈願が行われる。宮座は地域単位に三講あり、講約三〇戸、座祭は十月七日で三組に分かれて営む。当日は当屋の家に御簾をかけ、当屋と迎え当屋によって祭の準備を行う。境域二四五坪五四。

畝 島 神 社 田中町字弁財天一三六番地(旧雑社)

祭神 市杵島姫命



畝 島 神 社 (田中町)

田中集落の西北隅にあたる小台地に南面して鎮座する。創立年代は明らかでない。境域に石灯籠の残欠とみられる丸棹があつて、「辨財天 寛政元己酉年(一七八九)九月 田中村氏子中」「辨才天 寛政八丙辰年十一月吉日 当村伊兵衛和助 利兵衛」と刻むが、広吉家文書(旧市史料集)の文禄四年(一五九五)検地の項延宝三卯年(一六七五)に、「除地 弁才天」とあるのは当社のことであるので、延宝三年(一六七五)以前既に神社がまつられていたことも実証される。神社名も、明治二十四年七月二十一日付明細帳には「厳山神社」とあるが、昭和二十八年八月十日の「宗教法人法による届出書」に

は厳島神社となっている。なお大正十一年の『高市郡神社誌』によると「明治二十五年の明細帳に辨才天とあるも、大正五年三月四日の明細帳には厳山神社とあり、社頭周池等の水景を欠けるを以て、為めに改称せしものなるべし。現今社殿破損して、修理せられず、社地又雑草の鋤除するなくして荒涼を至せり」と記されている。

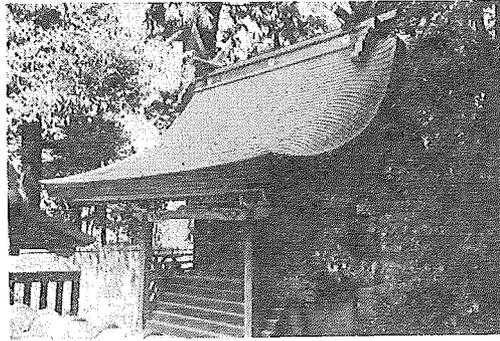
東入口近く庚申石が立ち、付近に胴囲三・九米のヨノミの古木がある。

本殿は素木の春日造りトタン葺屋根で、桁行五七樞、梁行六七樞、千木鰹木が棟にのせられている。社の下方や付近に古建築の礎石を思わせる花崗岩の残欠数個残されている。例祭は一月十日で、当日は祭典終了後御湯行事が行われ、参拝の子どもたちへの振舞もある。古来この神を信仰すると女の子は「別嬪さん」になるとの伝承があるという。「宗教法人法による届出書」に境内坪数一二二坪官有地第一種、信徒戸数七拾人と出ている。

大 歳 神 社 石川町字宮ノ本三三二番地（旧指定村社）

祭神 大歳神 大山咋命

創建年代は明らかでないが、当社の金石文中最古のものとして『高市郡神社誌』編集当時所在の石灯籠に、延宝六年（一六七〇）六月廿八日寄進の銘があったことは十七世紀中葉ごろ既にまつられていたことになり、もっと以前の『延喜式』に大和高市郡式内小社「大歳神社二座」とあるので、平安中期以前の創祀ということになる。『式内社調査報告』には、『五郡神社記』に当社について「社家者説曰、陸田、二座、保食神、大歳神・保食之神之子也是又石川俣合祖権令建社所「祭祀平」とある点から、この社の創祀は当社が石川村に属するところからこの村を開発した人物とみられる石川楯であるとしている。中世両部習合神道から大山咋命を主神として社名を山王社といったことは、棟札にみえるところである。



大歳神社(石川町)

大歳神は素戔鳴命の御子で、母は大山祇命の女大市比売命。穀物の守護神といわれ、大国主命の国土経営の際、「吾を倭の青垣山の東方山上に奉祀せよ。吾は御諸山に鎮りませる大歳神なり」とあり、大国主命の国土経営に協力されたといわれる。大山咋命は大歳命の御子で、山野を開き川を治めて水害から庶民を護る神といわれ、また酒造の神として大津の日吉神社の祭神でもある。

石川集落の東北、古の大野の丘の西端にあり、森の中に西面して鎮座する。参道口から左折する石段を上って大正九年九月氏子中建之とある石鳥居をくぐり、右折する石段を上ると広庭にでる。向って右の水盤は花崗岩を加工した角箱形で、天明二壬寅年(一七八二)八月吉日の刻銘がある。割拝殿は桁行五間、梁行三間の入母屋造り棧瓦葺の格子窓付で、中に掛けられた絵馬の中「奉掲御祠前 維時弘化四丁未(一八四七) 初冬上澣 邨中氏子 醍醐

邨森邨庄左衛門 小房邨前部緒左衛門 今井鎮瀬河勘兵衛」の墨書が目につく。神域の手前、石階の左右に一对の石灯籠があって、「常夜灯 天保十一庚子年(一八四〇) 九月吉日 氏子山田小三郎」「天保十二辛丑六月吉日 氏子石井氏」と刻む。石垣壇上の三対の石灯籠には、「献灯 大正八年十一月 御所町西川勝次郎」「御神灯 明和三戌年(一七六六) 九月吉日 当村氏子」「献灯 施主弥兵治 元治元甲子年(一八六四) 十二月」等の銘がある。狛犬には「奉納 元治二乙丑年(一八六五) 五月吉日 施主肥前国長崎東浜町島田治八 世話人太田弥平次」とある。

神域は白壁コンクリート塀で中門付。正面五間、奥行二・五間。石垣上左右に御湯かまどが築かれていて、毛付の

六月二十七日と秋祭の十月十六日に西宮講と東宮講の御湯行事が行われる。本殿は朱塗の二間社流造りで、屋根は銅板葺、棟に千木鯉木をおき、向拝は極彩色。箱棟に下り藤の神紋がある。桁行一七七・五糎、梁行二〇二糎、向拝の出が八六・五糎で、浜床に像高七四・五糎の木造狛犬をおく。殿内に棟札が一〇枚余あるが、最も古いのは、

(表)
 丙 (一八二五)
 文化十三年
 奉造建山王大権現社 氏子中
 子 八月上旬

(裏)
 先年札損し候に付 世話人 当邑 中
 天保十二年書替 氏子 佐古衛門八
 弥兵衛

で、外に境内社の分として「奉造建春日大明神社 文化十三年八月上旬」と記したものがあつた。天保十二年辛丑十一月上旬の「奉再造屋根替」の棟札に祭神が山王大権現と春日大明神と墨書され、「明治八年七月二十五日 奉勧請山王神社 村中安全」と、「明治九年七月吉日大歳神社ヲ勧請」とあり、明治二十七年稔十一月三十日の分に「奉造宮山王神社」「大歳神社奉遷宮」、大正十四年九月本殿の瑞垣南北修繕の分に「再建素戔鳴命瑞垣」「再建稻荷大明神瑞垣」と記されている。

本殿の左側、白化粧コンクリート塀の中の境内社は稲荷神社(祭神保食神)で、素木の春日造り銅板葺。桁行四〇・五糎、梁行五六糎、同右側コンクリート塀内の境内社は社殿なく、榎の依代が植えられ、土地では春日神社と呼んでいるが、明治二十四年八月廿五日の明細帳には境内社二社をして牛滝神社(祭神 牛頭天王)とあり、「朝鮮之国及び



大歳神社湯釜(西講)

根ノ国ニ行キ玉ヒ 稲田妃ヲ妃トシテ八重垣ノ宮ニヲヒテ牛ヲ昨初玉ヲ故牛
滝ノ尊号アリ 榎木ヲ以テ御体トシ氏子并ニ信徒ヨリ敬ヒ奉リ 元来此神ハ
御饌神ト崇メ奉ルナリ」とあり「社殿無之」とある。別に稻荷神社の「社殿
桁行壹尺五寸梁行一尺貳寸」と出ている。

当社の氏子二三戸、例祭は十月十六日で、十六日夜御湯行事が行われる。

宮座講は三講あり、西宮講は左講とも称し講員九戸、宮田一反一畝、東講は
講員八戸、宮田一反一畝、南講は六戸で宮田一反、各講とも当屋で宮田を耕
作、収穫で座講の費用に宛て、十月二十六日の日待に算用を行う。西宮講に
「両氏神御神影」の絵図を所蔵するが、その裏書に「御神影 和弐高市郡石
川村 于時寛政五癸丑年(一七九三) 六月下旬西宮講所持 住庵濁生謹書」と
ある。御湯釜は径三六糎、高さ三〇糎で銘に「奉再造御湯釜 和弐高市郡石
川村宮講中 安永元辰年(一七七二) 五月 祭裏御鑄物師同国五位堂杉田越前大掾」とあり、東講の御湯釜には、「奉
再造大和国高市郡大歳神社花園神社御湯釜 天保四癸巳歳(一八三三) 五月吉日 石川村東座講中 御鑄物師杉田越
前」とある。境内一一八七坪五五。

花園神社 石川町字花園官塚三四五番地(旧無格社)

祭神 媛ひめ踏た躰ら五十鈴いすず姫ひめ命のみこと

石川本村の集落北に西面して鎮座する。以前は杉の巨木がそびえていたが、落雷のため枯れて今なく、檜・柳など



花園神社 (石川町)

常緑樹の森の中の小祠である。社地は小丘陵で、頂上を削平された円墳状を呈し、北側に堀があって、四〇〜五〇年前まで水がたまっていたと伝える。

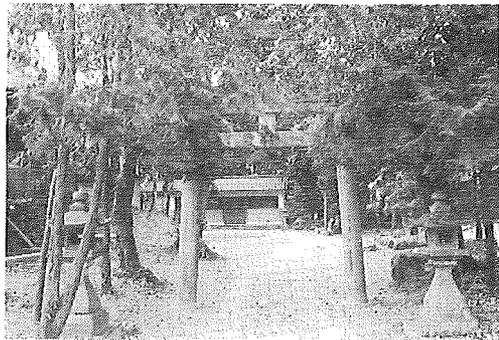
古来この地が神武天皇の皇后媛踏躰五十鈴姫命の御陵であるとも伝え、字名を花園宮塚という。度々調査が行われたが、考証となる文書記録なく今日に及ぶという。当時この地が史跡地や御陵地に指定されると、周辺の耕地その他すべて買収の憂目にあうので、伝来の古文書等すべて焼却したと伝える。いつのころかこの伝承地にまつられた小祠が当社である。神殿は素木の春日造り銅板屋根で、桁行四五・五糎、梁行六四糎、向拝の出が二四・五糎。祠前の狩野形石灯籠の銘に「奉神前奇進石灯籠 石川村中 延宝七己未天（一六七九）九月吉日」とある。

例祭は元旧八月十八日であったが、今は九月十八日で、当日は御湯行事も行われる。現存する御湯釜は大歳神社東講と共有で、その銘に「奉再造大和国高市郡大歳神社 花園神社御湯釜 天保十四癸卯歳（一八四三）五月吉日 石川村東講中 御鑄物師杉田越前」とあり、今も境内社殿の西南に二個のかまどが築かれている。

春日神社 大軽町字北垣内三七四番地（旧村社）

祭神 天児屋根命

創立年代は明らかでないが、当社現存の金石文最古の石灯籠に寛文十二年（一六七二）十一月吉日と刻銘があるので



春日神社 (大軽町)

遅くとも十七世紀中葉に存在したことがわかる。

大軽集落のほぼ中心に東面して鎮座する。参道入口の一对の石灯笼に「常夜灯 寛政四壬子年（一七九二）霜月吉日」とあり、明神造り石鳥居には「奉納 葉種商福田竜太郎・石政三七・谷口貞次郎 昭和三十年一月吉日」の銘がある。石庭の太神宮形石灯笼に、「太神宮 おかげ 文政十三年庚寅年（一八三〇）」とあるおかげ灯笼が寄進されている。「おかげまいり」とは江戸後期から農民・都市住民のあいだに流行した伊勢参りをいう。伊勢神宮遷宮の翌年など特定の年に、庶民が仲間をつくり大挙して路銀を持たず沿道の人々の喜捨・庇護によって参宮したことで「抜けまいり」ともいった。帰村後これを記念して神社などに灯笼を寄進したのが「おかげ灯笼」である。広庭の右側に「伝説地 応神天皇軽島豊明宮趾 大正四年十一月 奈良県教育会建之」との石標が立ち、付近にハート型のほりくぼめをもつ花崗岩の水盤がある。

。自然石に刻まれた「天飛ぶや軽の社の斎槻 幾世まであらむ隠妻そも」の万葉歌碑は小清水卓二氏の揮毫。明治十三年十一月建之の一对の石灯笼に接して右に陽石、左に陰石がおかれている。割拝殿は桁行五間、梁行一・五間。棧瓦葺で昭和四十二年五月五日の上棟。戦前には農耕図の絵馬などがあったが、すべて焼却したという。

拝殿後方の神域は、三方が昭和四十二年に土塀がブロック塀に改修されたが、拝殿と本殿の繋ぎ廊下は一間に二間の瓦屋根である。中庭の狛犬には「献納 氏子安全 明治二十四年十月吉日」とみえ、石階左右の石灯笼には「奉御宝前寄進石灯笼 三次郎 寛文十二年（一六七二）十一月吉日」、「奉寄進石灯笼 大和国高市郡大賀留村 延宝七己未年 敬白



八幡神社 (大軽町)

(一六七九) 七月吉日」とある。石垣壇上の本殿は素木の春日造り銅板屋根で、棟に千木鯉木をおく。桁行六三糎、梁行一〇四糎、向拝の出が三五糎。棟札は第二次世界大戦後すべて焼却したという。本殿裏に大きな古木の切株が残っている外、内庭左側切妻造りの覆屋の中に御湯かまどがある。御湯行事は二月八日(元は旧正月八日)の祈年祭、五月八日の御田植祭、十月八日の夜宮祭に行われる。

例祭は十月八日(昔は旧九月八日)夜宮祭九日、本宮祭十日仕直しである。正・五・九とか三夜さんなどといったという。十二月八日は算用祭で、年間の宮田年貢や祭典、座祭など詰費の算用をし祭典を行う日である。氏子一九〇戸。宮講は元二〇数戸あったが、今は二〇戸で営み南講と北講に分かれそれぞれ一〇戸で組織している。宮田は元三反歩あった。

八幡神社(元雑社)は大軽町字殿厳寺四〇九番地の一に鎮座、祭神品陀別命。この付近は、応神天皇の軽島豊明宮跡伝承地と称されてきたので、当初前記神社の祭神は応神天皇でなかったかと考えられたが、当社の東南約二〇〇米の小丘陵上常緑樹の茂みの位置を俗に八幡さんと呼び、古来応神天皇の霊の鎮まる地として崇敬している。この聖地の南に北面した塚があり丸石がまつられてある。古来神殿なく、創祀年代も明らかでない。唯、明治二十六年九月十日に新築された拝殿があっただけで、昭和五十九年に改築されている。桁行四・五間、梁行一・五間の切妻造り棧瓦葺。塚の前に石灯籠が一对あり、「御神灯 大正十年十一月 施主倉田信太郎・氏子中」との刻銘がある。

神霊はすでに春日神社へ合祀されたが、地方ではここを八幡屋敷と呼び、神木を奉祀して今日に及ぶ。古来、土地をさわったり、枯木に触れても祟りがあると恐れられている。

素戔嗚命神社 五条野町字堂ノ前六九四番地（旧指定村社）

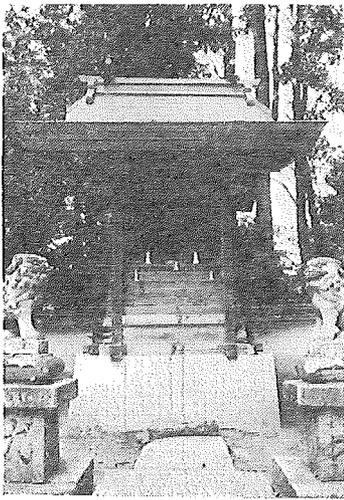
祭神 素戔嗚命

創立年代不明。当社に現存する金石文中最古のものとして、天明四年（一七八四）寄進の石灯籠があるので十八世紀末葉ごろには遡る。古来牛滝大明神と呼び、昔は牛疫排除を祈願する者も多く、毎年八月十四日の牛滝祭には遠近の農家が競って牛を伴って参詣したという。

祭神素戔嗚命は「記」「紀」神話に荒神とされ、舎衛国の祇園精舎の守護神牛頭天王も非常な荒神とされたことから、日本で素戔嗚命と習合、中世には京都八坂神社（祇園社）の祭神とされた外、各地でも牛頭天王としてまつられた。

本来疫病神で、『旧事本紀』には「三輪明神の曰く、わが和魂の神、牛頭大神、往古より悉く大地を寄つかまる。貧富病状を任せて世間の疫鬼等は皆この神の従能力なり」とある。

五条野集落の北端丘陵上に南面して鎮座する。参道口から広庭まで昭和四十七年三月竣工のコンクリート道を爪先上りに登ると、左右に「御神灯 氏子中 安政五年（一八五八）十二月吉日 神田信吾」と刻む太神宮形石灯籠がある。明神造り石鳥居をくぐり約五〇米登ると、一對の太神宮形石灯籠があつて、



素戔嗚命神社（五条野町）

「常夜灯 天明四甲辰（一七八四）五月吉日 氏子中 田中武兵衛 上田庄兵衛」とよめる。広庭右側の水盤には「奉納 安政五年戊午（一八五八）八月日 願主家内安全」と刻まれてある。右に建つ石標は、本殿・拝殿改修時の献納者の記念碑である。拝殿前の花筒に「奉納 講中安全 願主井上長四良」とある。割拝殿は切妻造り棧瓦葺で、桁行四・五間、梁行二・五間の玄関付。ここに明治ごろの絵馬数枚掲げられているが、墨書銘は消滅していて読めない。拝殿の向って右側に御湯行事のかまどが築かれてある。内庭は三方白壁土塀で、屋根は瓦葺。石階上の神域との境には花崗岩の玉垣が築かれ、本殿前まで石畳が敷かれてある。狛犬には「奉献 願主安全 于時慶応四年辰（一八六八）閏四月吉日」等と刻まれている。

本殿は素木の流造りで、屋根は椀皮葺に銅板を覆ってあり、棟に千木鏝木が付けてある。桁行一〇九糎、梁行一七二糎、向拝の出が七九糎。浜床に木製狛犬がおかれている。本殿床下の鬼瓦に「御坊村瓦屋嘉兵衛常新作丁未年菽月吉日」とある。殿内に「奉正遷宮素戔鳴命神社屋根替上棟納氏子中 大正元年十一月二日」と昭和二十七年四月十二日の本殿屋根替時の棟札二枚が納められている。

例祭は元十月十三日であったが、今は十月十日が夜宮祭で、十一日が本宮祭。かつては牛滝祭として境内に多数の牛が集められ、それぞれ衣装を競ったことである。御湯行事が二月・十月・十一月と三回行われた外、例祭日には生漉の紙に牛の絵の描いた版木で刷った札を渡し、それを各家庭の牛小屋に貼る習わしがあった。

氏は今九戸で宮座を営むが、宮田一反二畝二歩あり、氏が耕作して座の費用に充てる。座祭は十月十日で、当屋は玉くじで定める。当屋の屋形は素木造りで一米の高さに幅三〇糎大につくられ、御幣は送り当屋が、屋形は受け当屋が棒持して宮送りするが、昔は麻上下の服装であった。「宗教法人法による届出書」に「境内地一八二坪 氏子一〇世帯 崇敬者一五〇人」と届出ている。

八咫鳥神社 五条野町字神ノ木六九四番地(旧指定村社)

祭神 加茂武津身之命

創立年代は明らかでないが、参道左側に奉納されている石灯籠銘に寛文元年(一六六一)六月吉日とあり、十七世紀中葉にはすでに当社が創立されていたことになる。

加茂武津身之命は、八咫鳥大神とも称し、高皇産霊神の孫として「記」「紀」に出る神で、天照大神の訓により「天より八咫鳥を遣はさむ故、其の八咫鳥みちりび引導きてむ。其の立たむ後より幸行でますべし」(「記」中巻)と神武天皇を導き、また兄宇迦斯・弟宇迦斯むすこに使用した神として山城国下鴨の賀茂御祖神社にまつられているが、当社の神はその分霊である。『高市郡神社誌』によると、当社氏子西川家に伝わる嘉永元年(一八四八)九月の祝詞に、例年九月八日前記山城国賀茂御祖神社の鴨巢主の子孫の祠官が当社へ参向するのが明治維新ごろまでの慣例であったとある。

五条野集落の西方、近年植樹された松の茂る森の中に北面して鎮座する。通称松の馬場の東から南に入る参道入口北側に太神宮形石灯籠があり「天照皇太神宮 家内安全 慶応四年戊辰(一八六八)十一月吉日」と刻まれている。南側四段の石段上の石灯籠一对に「常夜灯 天明四甲辰(一七八四)五月吉日 上田正兵衛 田中武兵衛」とある。西側にある檜の古木の切株は径一



八咫鳥神社(五条野町)

四八纏ある。参道にある一對の石灯籠のうち左側の角柱に「奉御宝前石灯籠 寛文元年（一六六一）六月吉日 和州高市郡五條野」、右側に「施主源五郎 源八 明治十二年卯九月」とある。

広庭に登ると、一對の石灯籠に「御神灯氏子中」「御寄進 享保二年（一七一七）丁酉十一月八日 五條野村善四郎」とあり、水盤は自然石船形で「施主 高野山五明院 宝曆六天丙子（一七五六）九月二日」とある。

拝殿は桁行四・五間、梁行二間の切妻造棧瓦葺玄関付で、中に「于時明治十五年 村氏子中 对竹畫」とある神武天皇東征図と「奉納御神前于時明治十五年中秋之望 奉毫者对竹」と記された八岐大蛇退治図が奉納されている。拝殿の西に接して径一四〇纏の檜の切株が残り、その西側には竹藪が茂る。石階上の内庭は石の玉垣とブロック塀をめぐらしている。石造花筒一對に「八咫鳥大明神 享保十二年丁未（一七二七）卯月八日 奉寄進五條野村善四郎」とある。左右石灯籠に「御神灯 安永二癸巳年（一七七三）氏子中」、狛犬に「奉献 安政六己未歳（一八五九）十二月吉日 村中安全 施主中山與七」とあり、御湯かまど付近に陽石、石階右側に陰石がおかれているが、神域の神聖護持を象徴する一種の塞神信仰の名残とみられる。拝殿前から花崗岩壇上の神域までの繋ぎ廊の屋根は鉄板で葺かれている。本殿は春日造り朱塗で屋根はカラ―鉄板、桁行一〇六・五纏、梁行一六八纏、向拝の出が七八・五纏、棟に千木鯉木が着けられている。

中に棟札五枚納められているが、最も古いのが

(表)

奉遷	天家泰平五穀饑殊村中安全
宮八	庄屋文右衛門
八咫鳥	年寄忠左衛門
大明神	同断喜市良
弘化三	弘化三
午歲	午歲九月吉祥日

(表)

奉遷	丙 弘化三歳
上葺	上葺正遷宮
九月四日	大廣前

(裏)

上棟請負大工	大軒村 忠次良
絵師	御坊村 宗二郎
桧皮師	今井町 福井伊助

(裏)

祭主飛鳥太夫大神朝臣助常	庄屋 文右衛門
大工	年寄 忠右衛門
屋根屋	同断 喜市良
今井町	伊 助治

で、外に明治五壬申年十一月二十二日の屋根葺替と明治四十五年六月拾九日の改築、昭和三年十月七日の鳥居新築時と昭和四十四年八月一日の本殿屋根替時の正遷宮のものである。

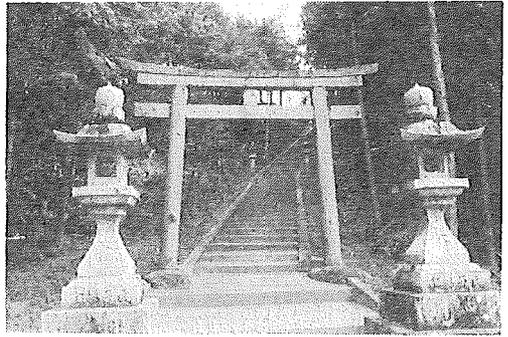
氏子一六戸、境内四五〇坪。例祭は十月十日で九日が宵宮祭。宮座一六戸で第二次大戦前は宮田一反八畝あり、収穫高で宮座行事を行ったが、氏子中で入札して耕作した。座講の当屋は前年十二月の算用日に伊勢神宮御被により抽せんするが、座祭の際当屋で高さ五〇纏の竹二本を割り、水引で結んで御幣をつくり、神迎えすると当屋の屋形の前に立てて祭典を行う。宮講に明治廿五年旧正月改の「宮講歳中規定書」がある。

春日神社 五条野町字ウチガイト一〇〇九番地(旧村社)

祭神 天兒屋根命

創建の年代は明らかでないが、当社の内庭に奉納されている石灯籠銘に、「延宝四天(一六七六)十一月吉日とある所からすると、十七世紀中葉ごろにはすでに創建されていたことがわかる。五条野集落の西方丘陵上の桧林に覆われた閑寂な地に南面して鎮座する。

よく整備された数十段もの石段の登り口に一对の石灯籠があつて、「常夜灯 氏子安全 明治三庚午年九月七日」の銘がある。無銘の石鳥居をくぐった参道中程に「大正四年十一月 氏子安全 御大典記念」などの刻銘のある石



春日神社 (五条野町)

灯籠、石段を登りつめた所に同銘の大神宮形石灯籠がある。広庭の左方の水盤は花崗岩で、「天明五乙巳年（一七八五）五月吉祥日 氏子上田庄兵衛・田中武兵衛・上田弥四良」とあり、西隅に御湯行事用のかまどがある。南面する割拝殿は元は東面していたが、昭和四十五年五月三日に改築され、桁行四・五間、梁行二間の玄関付切妻造り瓦葺である。

内庭のすぐ前方石階上に「奉納 氏子中 慶応四年戊辰（一八六八）六月吉日」との刻銘の狛犬があり、左右の石灯籠には「御神灯 氏子中」、「和州高市郡五條野村、延宝四天（一六七〇）十一月吉日 施主敬白 貞一郎 久三郎」等の銘がある。さらに付近一対の石灯籠に「常夜灯 天明四甲辰（一七八四）五月吉日 上田庄兵衛 田中武兵衛」「氏子中」などの銘があり、花崗岩の花筒に「奉納明治参拾二年旧九月七日」とある。神域の正面は花崗岩の玉垣、三方ブロック塀に囲まれているが、基壇上の本殿は素木の春日造りで、屋根は松皮葺に銅板で覆い、棟に千木鱈木が載せられている。桁行一・三糎、梁行一・九三糎、向拝の出が九七糎。浜床に無銘で高さ三・二糎の一木造りの狛犬がおかれている。棟札が八枚納められているが最も古いものは、

(表)

文政三庚辰年
(一八二〇)
 奉上普高市郡五条野村春日神社
 九月吉祥日

(裏)

遷宮導師飛鳥社神主	飛鳥土佐守	大工当村幸助	五条野村	石川村
五穀成就氏子繁昌	五条野村神子	輕村忠蔵	庄屋善治郎	画
	筑後		年寄与右衛門	正画
宮守神田祐司			同断吉三郎	山師

である。外に「弘化四歳丁未（一八四七）九月三日 奉上尊正遷宮」と明治三庚午年九月卅日の屋根替、明治二十四年八月廿一日と同四十二年四月二日の改築、大正四年十月十五日の石灯籠寄進、昭和四十四年八月一日の遷宮棟札である。

氏子十三戸。例祭は元十月十四日であったが十七日になり、今は十月十日で、祈年祭二月二十四日、六月に早苗振祭、新嘗祭は十二月七日に行う。境内三七二坪。宮座は一三戸で、戦前は宮田三反、畑二反、山一反歩所有。氏子で耕作していて収穫高を座講や神社の諸費に充て、十二月二十日に算用する例であったが今は山林のみである。座祭は今十月十日で、伊勢神宮の御被札によって抽せんして定めた先宿（前年当屋）と後宿（本年当屋）の戸主が麻袴を着け神官の先導で、他講員も羽織・袴で高張提灯をもって神社に参拝する。当社の分霊は先宿から受けついでお仮屋屋形に迎えて座祭の後、直会が行われる。『高市郡神社誌』によると、享保元年甲申歳（一七一六）九月七日にこの座講を組織したとある。

御湯行事は二月十四日の祈年祭と六月の早苗振祭と十月十日の例祭に行われ、塩・洗米・酒を注いだ水を沸騰させ、神官によって被いが行われる。元「和州高市郡五條野八多鷹大明神春日大明神牛頭大威徳明王社御湯釜也 正徳四歳（一七二四）九月吉日 氏子中敬白」との在銘の御湯釜があったというが今ない。

牟佐坐神社 見瀬町字庄屋垣内七一八番地（旧指定村社）

祭神 高皇産霊神 孝元天皇

当社所在の見瀬とは「ムサ」の転訛語と本居宣長がいつているが、『紀』では身狭、『日本紀略』や『続日本紀』では「牟佐」と書いている。宣化天皇陵を身狭桃花鳥坂上陵といっているように、高取川中流付近一円の地をムサと呼んでいる。『紀』巻第二十四天武天皇元年七月の条に壬申の戦鬪中高市郡大領^{こつりのみやつこあがたねしめ} 領 県 主許梅の神懸りにしたがって戦勝に導いたとの記事に「吾は身狭社に居る、名は生靈神なり。……(中略)高市・身狭二社の神を礼ひ祭る」とあり、また当社の禰宜宮直君^{みやじきみのみ}述が文安三年(一四四六)に書いた『五郡神社記』には、牟佐神社は牟佐村築田にあり、祭神

生雷神で、旧記によると、安康天皇の代牟佐の村主^{むらぢ}青によって当社が創祀されたと記している。

『三代実録』には、清和天皇の貞観元年(八五九)正月二十七日に「従五位下牟佐坐神に従五位上を授け奉る」と記され、『延喜式神名帳』の牟佐坐神^{大・月次}に比定され祈年、月次・新嘗の三祭に大社として案上官幣に預る^{新嘗}由緒ある古社として社頭も繁栄したと思われる。しかし『大和志』に、今櫛

原天神と呼ぶとあるように、享保二十一年(一七三六) 当時には、古の祭神や所伝を失って時流に追従し、菅原天神をまつる社となった。しかも天保十三年(一八四三)の棟札では天神宮、春日大明神とあるし、慶応四年(一八六八)の棟札には天神と高皇産霊命を祭神とし、明治四年には本来の祭神に「生雷神・恩兼命」を加えた。さらに明治二十五年の「明細帳」や昭和二十八年七月二十六日付「宗教法人法による届出書」では高皇産霊神・孝元天皇



牟佐坐神社(見瀬町)



馬佐坐神社 繪馬

と届出ている。

孝元天皇をまつるのは、この地が天皇の軽^{かるのさかきほら}境原宮跡伝承地〔紀〕孝元天皇四年春三月都を軽の地に遷す。是を境原宮といふ〕とのことからまつたものである。

近鉄吉野線岡寺駅の線路を越えた西側の小丘陵上に東面して鎮座する。高取川を渡った参道入口の石造明神造大鳥居は、明治十五年の建立で牟佐坐神社との石額が掲げられている。石段下一対の石灯笼は、昭和十二年七月の献納。一直線に見上げる石段を登りつめた位置に、昭和四十年八月奉納の石灯笼と「奉獻上天神宮御廣前 享保四己亥年（一七一九）九月吉日 和州高市郡見瀬村」とある石灯笼がそれぞれ一対あり、正面に木造明神鳥居とそれをはさんで左右に「常夜灯 安永二癸巳（一七七三）九月吉日」とある石灯笼が奉納されている。広庭左には数本の杉が林立、中に胴囲二・四六米の古木もあり、右側は常緑樹が茂って付近に花崗岩の玉垣に囲まれて被戸神の依代の榊が植えられている。拜殿前の狛犬には

あり、右側は常緑樹が茂って付近に花崗岩の玉垣に囲まれて被戸神の依代の榊が植えられている。拜殿前の狛犬には「奉獻 氏子 慶応紀元丑年（一八六五）六月 良辰建之」とある。割拝殿は入母屋造り瓦葺玄関付で、桁行七間、梁行二間。中の絵馬で古いのは「奉獻御神前享保二丁酉歳（一七一七）九月日」と「天保八歳丁酉（一八三七）六月」奉納の分である。内庭は三間に四間で、四段の石階を架しているが、奥正面の石灯笼に「奉獻上天神宮 御広前 享保四己亥年（一七一九）八月吉日 和州高市郡見瀬村」とあり、向って左に御湯釜屋形がある。

正面の本殿は二社並立、向って右は高皇産靈神神社で、桁行一一八・五糎、梁行一九七・五糎、向拝の出が九二・

五糧、素木の春日造り一間社で屋根は松皮葺。箱棟は銅板で棟に千木鯉木をおく。左の孝元天皇社は素木の春日造りで、桁行七六糧、梁行一四二糧、向拝の出が六七・五糧、松皮葺、箱棟などの様式は右神殿と同じで両社とも一間社である。神殿内に棟札八枚あり、

(表) 奉上葺正遷宮両社 御廣前

(裏)	時 <small>(一八三二)</small> 二天保二年	神主飛鳥土佐守一	宮守 平兵衛	高市郡見瀬村兼常庄屋
	辛卯八月十三日	大神朝臣勸請	源七	觀覺寺村彦兵衛
			彦兵衛	年寄 弥市郎
				同断 信三良
				喜兵衛

外に天保十三年寅菊月廿九日の「天神宮 春日大明神正遷宮」嘉永五年（一八五二）八月廿七日の「上葺正遷宮」慶応四年（一八六八）八月廿四日の天兒屋命神と天神宮皇座靈神神社の奉遷、明治四年八月廿四日、同廿一年九月吉日の正遷宮時のものなどが残る。

例祭は十月九日で八日夜宮祭、氏子六七五戸。宮座は大宮講（二〇戸）小宮講（四〇数戸）があり、小宮講は萩本・鍵元・敬神・親切その他を含め六講に分かれている。戦前までは宮田として共有田をもっていた。座祭は十月八日で大宮講は拜殿で、小宮講は各当屋毎に掛軸をかけて祭典の後直会がある。当屋は毎年座祭の日に伊勢神宮お被による抽せんで選定する。宮文書として享和元辛酉歳（一八〇二）三月の「牟佐坐神社縁起」がある。明治二十六年五月五日付県知事宛の「古建物編入願」が提出されているがそれによると、明治十五年内務省乙第五六八号及同年大阪府乙

第七十五号御達によって当社を上申すべき処、神官并に氏子の疎漏のため社殿無しと報告上申洩したので編入願いたいとの文書で、添付した別紙に次の「棟木之写」がある。

本殿

一棟木 竪六尺 五寸角 椽

(面右) 孝元天皇即位四年建立 天武天皇白鳳元年奉勅再建

(面正) 奉造営 牟佐大神 大宮 永享八年天歲次丙辰八月八日上棟

(面左) 旧宮朽損今茲改造之ノ牟佐神社禰宜宮道君奉遷宮 行事番匠

八 幡 神 社 見瀬町字八王子一四三の一番地(旧村社)

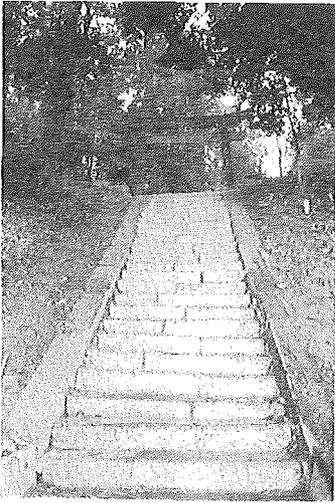
祭神 応神天皇

創建年代不明。江戸時代中期に一時当社頭を応神天皇の輕豐明官跡に擬せられたことから、豊明神社、豊明八幡宮と呼ばれ、明治二十五年一月の「神社明細帳」では、明治十二年の「明細帳」に八幡神社と届け出ているのは誤りに付、豊明神社と改称させてほしいと願出ている。境内社も今では「宗教法入法による届出書」によって春日、恵美須の二社とするが、江戸期の棟札では清水八幡宮と八王子の二座とあったが、後世この所伝を失って、八王子社は牛頭天王社、春日社は戎神社とされた。明治二十五年の明細帳では恵美須神社(祭神事代主命)と八王子神社(祭神不詳)とあり、「宗教法入法による届出書」では前記のように届出ている。

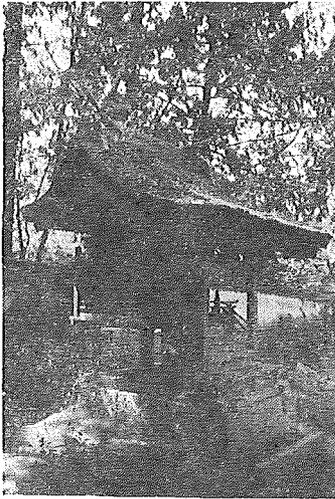
社頭は見瀬集落の西北に当る常緑樹の茂る丘陵上に東面して鎮座する。石段を登りつめた広庭入口の石鳥居は明神造りで、明治三十年五月の奉納。すぐ右の水盤は花崗岩で、その銘に「豊明社 自在講中 宝曆四(一七五四)五月廿

八日」とある。拝殿に向って右に径一五〇糎に及ぶ巨樹の切株がある。割拝殿は桁行五間、梁行二間の入母屋造り棧瓦葺格子窓付で、中に奉納されている「奉懸御宝前 公信 天保八丁酉（一八三七）六月」が目につく。拝殿の向うは白壁塀瓦屋根に囲まれ、内庭には慶応元丑年（一八六五）六月奉献の狛犬がある。左方に桁行一間、梁行〇・五間の切妻造り瓦葺の御湯屋形があり、かまどが築かれている。

神域への石段下左右一対の石灯籠には「豊明社 寛延二巳天（一七四九）九月吉日」とある。神域は石階上に中門をはさんで一・五間の白壁瓦葺塀と木造玉垣に囲まれ、向って左に本殿がある。神殿は素木の流造りの一間社で桧皮葺、箱棟は銅板で、棟に千木鯉木がおかれている。桁行一〇九・五糎、梁行一七七糎、向拝の出は八五糎。棟札には昭和三十七年五月に改築された旨を記す。中央一基の石灯籠に「奉納御宝前 見瀬村 延宝六年（一六七八）八月十五日」の刻銘がある。向って右の二社は春日造り素木銅板葺で、棟に千木鯉木がおかれている。桁行一五〇糎、梁行八二・五糎で、左が春日神社（祭神天兒屋根命）右が恵美須神社（祭神事代主命）。



八幡神社（見瀬町）



八幡神社本殿（見瀬町）

例祭は十月九日。「宗教法人法による届出書」には「氏子二五世帯七八人、社地一四二一坪」と出ている。本殿内棟札には次の墨書銘がある。

(表)

于時文化六己巳八月二十八日
五穀成就氏子繁昌火難水難風雨順時祈処

(裏)

奉御建	清水八幡宮	飛鳥神社	大工棟梁	大工見瀬村兵次郎
初穂神社	遷宮掌神主	大神助段	見瀬村庄屋清九郎	利兵衛
			見瀬村兵五郎	善次郎
			橋村	幸兵衛
			五奈野村	五兵衛
			役人年寄	善三郎
			同断	大善助

奉	戊 <small>(一八三八)</small> 天保九歳	清水八幡宮	大広前
上	葺正	遷宮	
戌七月七日		八王子神社	

三枚目には明治十四年八月二十八日「正遷宮応神天皇靈村中安全祈所」などと記されている。

春日神社 南妙法寺町字宮ノ前一三二番地(旧村社)

祭神 天児屋根命

創立年代不明。『高市郡神社誌』によると、現高取町与楽と寺崎の古老の伝として、往古当社のすぐ東南にそびえる貝吹山頂に牛頭天王をまつる社があり、与楽・寺崎・南妙法寺とも祭祀に預っていたが、いつのころからか三村とも山頂の神霊をそれぞれの村に勧請して牛頭天王を祭神とする杵築神社を創祀したという。ところが当社はいつの間にかかつての所伝を失って、素戔嗚命の後妃稲田比売命を祭神とするようになり、さらに時流の動きに同調して春日の神をまつることになった。当社最古の金石文に「春日社 寛文四辰年（一六六四）九月吉日」と刻む狩野形石灯籠があるので、当時すでに春日の神を祭神としていたことがわかる。前書によると、明治四十一年、当社は往古稲田比売命を祭神としていた関係から、古来社殿を建設しない風習であることを届

出て認可され、今日に至ると記されている。

社頭は貝吹山の西南、南妙法寺集落の南方丘陵の頂上から約五〇米下方に南面して鎮座する。社頭の東南麓には、古来塚口と呼ぶ前方後円墳があって、一説に綏靖天皇陵でないかという。広庭の入口、桁行一間、梁行〇・五間の切妻造り鉄板葺の小屋には七体の地藏石像をまつり、近くの石鳥居には「安政三辰（一八五六）十月立 氏子中」の銘がある。また石灯籠には「春日社 寛文四辰年（一六六四）九月吉日」「春日社 安政四年丁巳（一八五七）正月吉日 吉田喜平治 氏子菱田忠兵衛」とある。「春日大明神」の額を掲げた拝殿は、桁行三間、梁行一・五間の切妻造葺瓦葺で、格子窓付、揚げ床になっている。内庭の右側に御湯行事の行われる方九二纏の花崗岩で仕切られた所があり、その前は行事の際神官座席となる。十月十六日の夜宮祭に、こ



春日神社（南妙法寺町）

こで酒・塩・洗い米を入れた御湯を焚き、御湯行事が行われるが、この時神官の帯びた縄は、安産の帯と称し氏子の妊婦に授与されるという。正面の狛犬は明治十二年己卯十二月吉日に、根成柿の岡本善太郎・桐山亦平の奉納である。石階上の神域は桁行三・九米、梁行三・六五米で、正面中央が鉄格子の扉、左右白壁扉で三方ブロック造りの玉垣に囲まれ、依代の神木榊(元は松)が植えられているのみで、神殿がない。

氏子二九戸、例祭十月十六日、境内四三九坪。宮座は二講あり、上一六戸下一三戸。座祭は十月十六日と三月中旬の春祭である。第二次大戦前は、宮田約八反歩あり、うち御供田(四畝)は当屋が輪番に耕作したという。

鳥坂神社 鳥屋町字東浦一六〇番地(旧指定村社)

祭神 豊受比咩命

貝吹山から北にのびる丘陵の先端、鳥屋集落の東字東浦に、東面して鎮座する。創立の年代は明らかでないが、「延喜式神名帳」の鳥坂神社二座韃に比定されている。

祭神二座については、室町初期になる「五郡神社記」に「衝鳥坂神社二座 左高皇産靈尊 右天押日命也」とあり、『日本書紀』神武天皇の二年に天皇が大伴氏の祖道臣命の功を賞されて、宅地を賜わって築坂邑つきのかむらに居らしめたところがあるが、道臣命はこの地に神府をつくって自らの二祖神の高皇座靈命とその子天押日命父子をまつたのははじめたと記している。「つきさか」とは「衝坂」または「桃花鳥坂」といわれたと『山陵志』にあり、今の鳥屋町付近を指している。並河永の『大和志』には、当社が鳥屋村の東に鎮座、天照大神を祭神とすると記している。既に江戸初期において天照大神を祭神としたことは、当社保存の棟札に「寛文元曆(一六六一)八月吉日 天照皇太神宮」と記されていることよってわかる。その包紙には「安政三辰年(一八五六)九月改」とある。数年前まで当社に保存されて

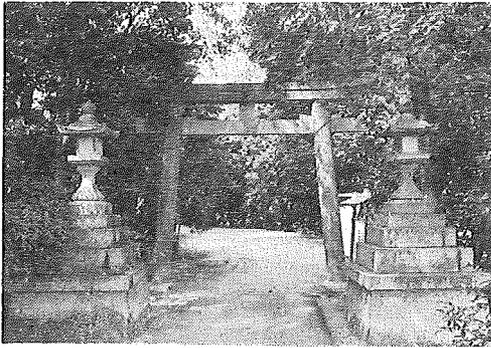
いたという御湯釜にも「天照大神御湯釜 寛文十三癸丑（一六七三）九月十一日 和州高市郡鳥屋村」と陽刻されているという。

明治以来、祭神が豊受比咩命になって今日に及んでいることは、明治二十七年の「明細帳」や昭和二十八年の「宗教法人法による届出書」によって知られるところである。

いずれにしても当社が道臣命の創立とみ、「延喜式神名帳」に二座と記され、現本殿が二間社の形式を伝えている点などからしても大伴氏の二祖神を祭神とするのが至当ではなからうか。高皇産霊神は国土経営に、その子天押日命は天孫降臨の際大功あり、道臣命もまた大伴部を率いて神武天皇の東征を援けて功績のあった神であることは、『記』『紀』の記すところである。

参道入口の一对の太神宮形石灯籠は昭和三年三月一日の献灯である。背後の明神鳥居は、大正四年十一月大正天皇御即位御大典記念の奉納。右側の手水舎には無銘の自然石水盤があり、付近に元制札場の台石が残っている。これと並んでプレハブの神具庫もある。東面した広庭には石柵に囲まれた榊が植わっているが、これは禊戸神の依代である。拜殿前一对の狩野形石灯籠には「奉寄進 願主講中 宝曆六丙子年（一七五六）九月吉日」とあり、向って右側に願主森川伊兵衛と陰刻されている。狛犬には「奉獻 大正四年八月氏子森本久吉・神戸上西庄造」とある。

拜殿は切妻造瓦葺で、桁行七・五間、梁行二間。両袖に押入れが付いている。昭和五十四年の改築で、中に明治二十七年奉納の太閤記山崎合戦図が掛



鳥坂神社（鳥屋町）

けられてある。拜殿の向うは一間に一・五間の祝詞舎で、その向うは石階上の神域であるが、三方がっちりした白壁塀に囲まれ、正面は石造角柱の門をはさんで石の玉垣を連ねている。社地は丘陵の一部を切り開いたやや傾斜地に東面して建造されているが、基壇上の本殿は、春日造素木で桁行一〇六糎、梁行一六七糎、向拝の出が五〇糎。屋根は銅板葺で棟に千木經木がおかれてある。昭和五十五年の改築。本殿左右の狛犬は、明治二十八年九月吉日の建立で、その左右狩野形石灯籠に「奉寄進御宝前 于岩宝永四年丁亥（一七〇七）五月五日 塚願主」との刻銘がある。

境内社は九社あるが、いずれも社殿なく高さ数一〇糎、巾二〇糎、厚さ約一〇糎の角石に神名が陰刻されているのみ。拜殿の南の小高い山腹に築かれた石階上に散在している三社は、(1) 春日大明神（祭神天兒屋根命）で明治末年小字高松口（高松八八五番地）から遷座。(2) 八王子大明神（祭神五男三女神）で、大道東の山（南口畑九六八番地）から遷座、明治十二年の「明細帳」には祭神不詳とある。(3) 大木大明神（祭神勾迺迺智命）、（字垣内二〇四番地）の郡村宅地より遷座。

拜殿に向って北側の末社は六社ある。

- ① 弁財天（祭神市杵島姫命）で、当初からこの社地にまつられ厳島神社ともいう。
- ② 若宮大明神（祭神天押雲命）明治末年ごろ高松口（字高松八八五番地）から遷座という。
- ③ 大土大明神（祭神大國魂命）当初からこの社地にまつられていたという。
- ④ 山王権現（祭神大山咋命）元当社の拜殿北西の林の中に鎮座。明治十二年の「明細帳」には上主神社祭神大物主命と記されている。

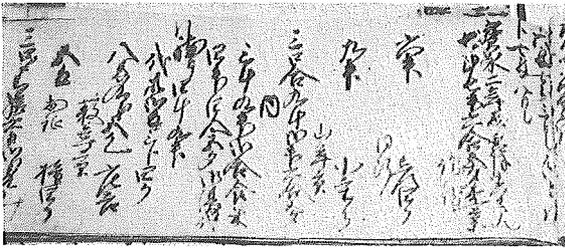
⑤ 牛頭天王（祭神素戔嗚命）八坂神社とも称し、字城の藪より遷座と伝える。

⑥ 住吉大明神（祭神表筒男命）字垣内（一一九一番地）郡村氏の宅地より遷座という。

『高市郡神社誌』によると、上記①③以外の末社は、寛文元年（二六六一）以降当社地へ遷座と記している。拜殿南側の末社前に狩野形石灯笼一对、北側末社前に同角桿石灯笼五基、丸桿二基の石灯笼が奉納されている。例祭は、十月十六日の夜宮祭と十七日の本宮祭の外、三月十一日の春祭と十二月十六日の算用祭が行われる。

宮座は一座で、今三五戸の氏子で営まれているが、大正十一年の『高市郡神社誌』には、四七戸とあり、第二次大戦以前は共有財産として田地二段七畝十九步、畑地五畝二十五步、宅地二十四步、山林二段一畝四步あり、内田地一段四畝二十步が宮座行事費で、残部が当社の基本財産であったとある。

宮座神事は、古来旧曆九月十一・十二の両日に宮座規定にしたがって厳肅盛大に行われてきたが、今は十月十六・十七日になっている。昭和五十五年改定の「鳥坂神社祭事覚書」によると、座祭前日の十五日氏子（宮講員）中の総代五名、後先当家二名、当年の宮宿（当家）に集って神官の修祓を受け、紙幣・神饌物や千本搦・大注連縄の



鳥坂神社宮座算用帳



鳥坂神社文書箱 (天和2年)

材料藁を準備する。十六日は総代五名、役係一〇名はじめ講員全員に参加を呼びかけて注連縄ない、千本搦、神饌物づくり、神社のかざりつけなど行うが、中でも大注連縄ないは勇壮である。生藁十二把を一束にして根元にし、これ

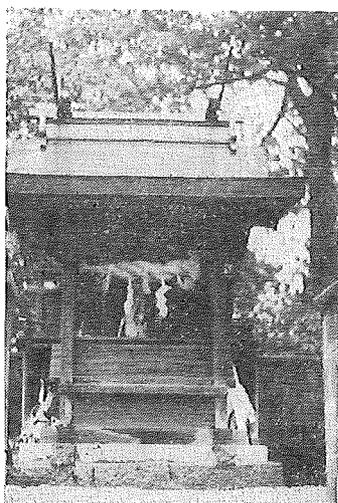
を三流に分け、各流始めは三把継ぎ、次に二把継ぎ計二十七把で仕上げるが、この時、前後宮宿戸主二名が根持役となつて縄の根元を把持、多くの氏子が一斉に穂先をとつて渾身の力でなうのを力の限りで堅持して、衆力に抵抗、約二時間で完成するという。当日は夕刻より夜宮祭、十七日に大祭を行い、直会・当家渡しを行うが大祭当日には大老餅と称し、数え年六〇才〜六九才に五合餅、七〇才〜七九才に一升餅、八〇才以上一升五合餅、女七〇才〜七九才五合餅、八〇才以上一升餅を配する古例を今も実行されている。昔は御供の米は高取川の清流で洗い。神饌物の中に生きた鯉とあひるを供えて生贄にえとしたが、人身御供の名残といえよう。

「宗教法人法による届出書」に「氏子五八戸 五二〇人、境内地五五・一坪九・六」と記されている。拜殿押入所蔵文書に「宮座算用帳」があるが、延宝九年酉（一六八一）九月十一日から宝曆十年（一七六〇）までの宮座役人や宮宿受人らしい人名一四三名連記され、毎年の宮田年貢はじめ藪・畑・山林からの年貢収入や所要経費の算用結果が記されている外、元禄七戌（一六九四）十一月十六日定の宮座に関する取極など記されてある。中に「右古帳ニモ御座候通、古往方相極ニ而年六拾一二罷成候者萬事無役之管ニ而御座候」などともある。

春日神社 鳥屋町字ウルシハラ九九八番地（旧村社）

祭神 石椋孫神いわくらひこ

鳥屋集落の中心部から約四〇〇米東南、今は廢絶しているが旧益田地の西岸に当る妙法寺に通ずる道に西面して鎮座する。社地の東北真下に檀原ニュータウンの団地が開けている。「延喜式神名帳」の「巨勢山坐石椋孫神社」に比定されているが、土地では春日神社とも若宮とも呼んでいる。『大和志』に「巨勢山坐石椋神社在鳥屋村東南」今称「巨勢谷春日」とあり、同書山川の項に「石椋小野在鳥屋村」隣「益田地」とある。天正三年（一五七五）の「畝



春日神社 (鳥屋町ウルシハラ)



春日神社の鳥居額
(鳥屋町ウルシハラ)

傍山古図」(大谷教榮氏蔵)には平安初期に築造された益田池に水が混濁と貯えているように描かれている。創建の年代は明らかでないが、延喜式内社に充てられるとすると、かなり古い時代の創建ということになる。石椋孫命は室町初期の「和州五郡神社記」に祭神は石椋妣命で大物主命の後・三種津姫命の別名としているが、その根拠は明らかでない。古老の言によると、現宣化天皇陵前の桜の木に白鳥が休憩した所にまつられていた社を当社に合祀されたことから「舟付山」と鳥居額をめぐる争い、現に当社鳥居上に掛けられているという。

参道入口から急傾斜の石段を登ると、中段に「献備 昭和十八年九月吉祥日 増田周白」と刻む石鳥居があり、「巨勢山座石椋神社」の額を掲げている。石段頂上の石灯籠に「常夜灯 文化六年(一八〇九)九月八日」の刻銘がある。広庭向って右側に被戸神の依代の榊が植えられている。拝殿前の石灯籠に「常夜灯 天保三辰季(一八三二)九月四日 増田周造」、狛犬に「奉納 萬延元年申(一八六〇)十一月吉日 村中安全」と刻む。割拝殿は切妻造り棧瓦葺で、桁行四間、梁行二間、中に明治十年九月八日の西南の役の絵馬を掲げているが、『高市郡神社誌』には安永八己亥天

(一七七九) 秋九月吉辰の絵馬を記している。内庭から石階上の神域はブロックの高塀に囲まれ、正面の本殿は素木の流造り銅板葺で、棟に千木鯉木をおく。桁行一〇四・五纏、梁行一四五纏、向拝の出が四七纏。社の背後は杉・松の古木や檜など常緑樹が茂っている。例祭は十月十五日が夜宮祭で十六日が本宮祭。夜宮祭に御湯行事が行われるが、今残る御湯釜に「南宮講鳥屋春日神社 明治三十八年九月八日」の銘がある。氏子一二戸で宮講を営み、南氏子という。十月十六日の祭典後当屋渡しを行うが、戦前まで宮田三反半所有、寛延二年(二七四九)七月の「神田名寄帳」もあつたという。

春日神社 鳥屋町字船付山三八五番地(旧村社)

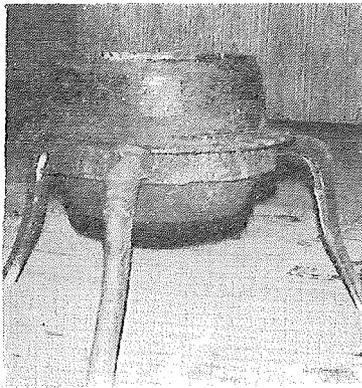
祭神 天児屋根命 倭彦尊

創立年代は明らかでない。元は垂仁天皇の御弟倭彦命身狭桃花鳥坂墓の塚の上にあつたが、明治二十年八月二日社地が倭彦命の御墓所と治定、同年中に社殿を移転して社地を返納すべき由、諭達されたので、同大字小沢某一家の氏神八王子社鎮座地の提供を受けるとともに、付近の山林三畝一〇歩を所有者逸崎亀太郎氏より買収開拓して遷座した。このとき、在来の八王子社は当社の撰社とされている。旧地の社地は四五〇坪もあつたが、今の社地は僅一〇五坪に過ぎない。

社地は鳥屋字船付山の東方人家のすぐ上に接した城山山頂を切り開いて造形されたもので、参道を登った左方に瓦葺切妻の地藏堂がある。広庭入口に明治三十八年十二月氏子から寄進された石鳥居があり、その近くには「御神前 宝永七年(一七一〇)カノヘトラ八月吉日 鳥屋」とある。石灯籠や「天保七申(一八三六) 氏子喜七」の刻銘をもつ水盤などが奉納されている。向って左、石段上の小祠は、春日若宮神社(祭神天押雲根命)で素木の春日造り、桁行四



春日神社本殿 (烏屋町船付山)



春日神社 湯釜 (烏屋町船付山)

○糶、梁行五五・五糶、鉄板葺で棟に千木鯉木が着いている。その左に高さ五二糶の社殿のない神石が建つが、これが上記の当社本来の八王子神社で、祭神には天忍穗耳命・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野久須毘命・多紀理姫命・市杵島姫命・多岐津姫命をまつる。元は広庭の右側にあつたが、当社遷座に当りこの位置に移したという。拝殿前一对の石灯笼に「常夜灯 安永六丁酉(一七七七)八月吉日」とある。右側に花崗岩で仕切られた囲いの中に狛戸大神の依代がある。拝殿は桁行五間、梁行二間、玄関付の切妻造り棧瓦葺で、大正十一年の『高市郡神社誌』には「文政七甲申歳(一八二四)九月 逸崎忠兵衛・藤原忠敬奉献」との板額(鹿の絵)や「寛政八丙辰(一七九六)八月当村氏子勸兵衛敬白」との絵馬があつたというが今ない。天井に「奉上天棟昭和三十一年九月二十日」との棟札が張られている。拝殿の向うは三面白壁築地塀で、石階上の本殿との繋ぎ廊は一間に二間の鉄板屋根で葺かれている。本殿狛犬には「奉献 氏子中 明治三十八年十二月立之」との刻銘がある。

本殿は素木の春日造りで、桁行二二〇糎、梁行一八四糎、向拝の出が九六糎、屋根は鉄板葺で棟に千木鯉木をおく。殿内に「奉遷宮春日大神大広前 氏子安穩守護 畝火山口神社祠官大谷景次 明治十有九亥八月二十三日」など墨書の棟札が納められている。浜床には高さ二四糎、体長二八糎の木造狛犬がおかれている。

例祭は十月十六日。以前、十五日の夜宮祭に御湯行事を行ったが、今は昼間に執行される。氏子四一戸、宮座は二四戸。座祭は十月十五日。十二月十五日には算用祭を行い、宮座その他会計決算を行い当屋交代をする。かつては宮田六畝一〇歩、畑一八歩あり座行事費に充てていたという。保存する湯釜の銘に「春日大明神御湯釜 安永五丙申年（一七七六）八月廿五日 和州高市郡船附山講中 弥兵衛・善七・利右衛門」とあり、高さ三二・五糎、径三〇糎。

八 幡 神 社 西池尻町字宮ノ前二五九番地（旧指定村社）

祭神 菅田別命

創建年代は明らかでないが、境内に奉納されている石灯籠の中に寛永九年（一六三二）三月吉日の銘があるので、これ以前の創祀であることがわかる。社地は江戸期の領主神保主膳の所領で、累代領主の崇敬篤く、毎年米五斗銀五匁を祭祀料とした外、初穂料五斗灯明料金百疋を寄進するなど、同家の武運長久祈願の神社として栄えた。

西池尻集落の東南、旧県道の五井初瀬線東沿いに南面して鎮座する。広庭入口の鳥居は明治三十六年一月の献納で、村中安全の刻銘がある。広庭はもみ・榎・檜など古木が林立しているが、銀杏は胴囲二・九米に及ぶ。右側に制札場跡の基壇、左側に一・五間に一間の手水舎があり、中に無銘の水盤がある。入口に向かって西面する切妻造りコンクリートの覆屋の中に三末社が鎮座する。右が稲荷社（祭神食毛知命）で素木の流造り、桁行二四・五糎、梁行四四糎。中の棟札に「享和三癸亥年（一八〇三）二月初午 願主若連中」「昭和四十九年三月三十一日再建」とある。中央

の三柱神社は流造りで、東照大権現（祭神徳川家康）・熊野大権現（祭神熊野三所権現）・金剛蔵王大権現をまつる。中に納められた棟札には天保八丁酉年（一八三七）四月十五日 奉遷宮熊野大権現・同奉遷宮金剛蔵王大権現・同奉遷宮東照大権現とある。左が水神宮（祭神高靈祭・闇靈祭）で、棟札に昭和四十九年三月三十日改築とある。以上三社は、元領主神保氏が崇敬していた神社を遷座したものという。

広庭の井戸跡付近が元神宮寺の跡地であったといわれる。南面する拜殿前右側に被戸大神の依代である榊が植えられ、正面一對の狛犬には「奉獻 明治二十五年三月建之」の銘がある。拜殿前右側の境内社中南側が皇太神社（祭神



八幡神社（西池尻町）

天照大神）で、素木の春日造り鉄板葺。桁行七四・五糎、梁行一三・五糎。左が春日神社（祭神天児屋根命）で中の棟札に「文政戊子天（一八二八）春二月吉辰 奉行鹿島四郎兵衛・藤原房行・伊藤直記・藤原祐光・下役森本善助幸高」などがある。境内社前の石灯籠に「春日社 弘化三丙午年（一八四六）五月 施主峯上氏世話方森本順助」とあり、拜殿前二対の石灯籠の内、中央一對に「寛延四辛未歳（一七五二）八月吉日」と「同年八月十四日」、左右の一對に「寛延元戊辰年八月十五日」の銘が見える。

拜殿は石段上にあつて、切妻造り本瓦葺。桁行四・五間、梁行一・五間。正面に「八幡宮」の額が掲げられ、裏に享保五年庚子（一七二〇）八月 桑原重寛と墨書している。内部にある多数の絵馬のうち比較的古いのは文化六巳（一八〇九）八月吉日と慶応三年（一八六七）八月吉祥日奉納のもの。『高市郡神社誌』によると「天明乙巳年（一七八五）奉再建拜殿」と「明治四十一年

改築」との棟札があると記されているが今見当らない。内庭の右側に四間に一・五間の神饌所があり、左側と正面が石の玉垣になっている。正面の明神鳥居に「享保十五年戊（一七三〇）九月吉日」、「一對の石灯笼籠に「八幡宮 寛永九年（一六二四）三月吉日大和国高市郡池尻」と「奉寄進石灯笼 諸願成就 延宝九辛酉年（一六八二）七月吉日」との刻銘がある。向う五段の石階上の神域はコンクリート塀に囲まれ、本殿は素木の流造り銅板葺で、桁行一三三・五糎、梁行一九六糎、向拝の出が八九糎。氏子四〇〇戸、宮座は古座八戸（大正ごろ一八戸）新座八戸。例祭は十月十四日。座祭は今十月十四日であるが元は旧八月十五日、当屋渡はその翌十六日であった。古座には元、宮田二反九畝一九歩あったという。『高市郡神社誌』には、古座の安永七戊戌年（一七七八）立春十五日付の「宮座定書」を載せるが、その内容は神主（当屋の家長）の家に忌引等穢があれば次番の家に送り、座議員の中に死者があれば相続者（座嗣といふ）を全座議員に跡目相続披露をすべきこと、というようなものであった。

なお宮座所有物としての金灯笼に「奉寄進 池尻八幡宮廣前金灯笼 神保主膳惟定性元茂申辰享保九年（一七二四）九月十五日」とあり、御湯釜に「和州高市郡池尻村八幡御湯釜 文化五年戊辰（一八〇八）十一月五日 冶工杉田六兵衛宗弘」とある。昭和二十八年五月十八日付「宗教法人法による届出書」に「境内地六三二坪六合三勺、氏子七三世帯五二〇人、例祭十月十四日、祈年祭二月二十八日、勤勞感謝祭十二月十四日」などと届出ている。

軽樹村坐神社 西池尻町字軽古一七八番地（旧指定村社）

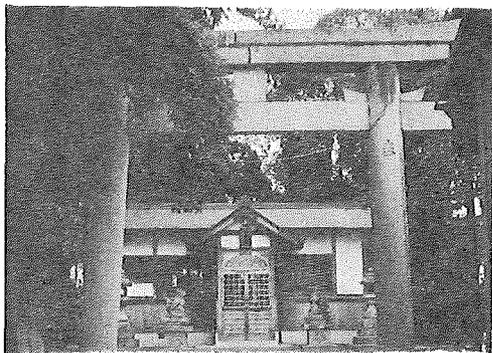
祭神 誉田別命

創立年代は明らかでないが、平安期以前の創祀とみられ、「延喜式神名帳」卷九高市郡五十四座大卅三座の中の「軽樹村坐神社二座並大。月次新嘗。」に充てられている。既に『三代実録』卷二清和天皇の「貞観元年（八五九）正月二十七日、

大和国輕樹村の神從五位上を授け奉る」とあり、上古はいわゆる式内大社として格式高く、社頭も壯嚴だったに違いないが、漸次衰退して江戸期には一時荒廢したことがあった。その後の再興によって漸く現状のようになった。『大和志』にも「池尻ノ屬輕子邑ニ在リ」としながら「此社今廢ス」と享保末（一七三六）ごろの当社の廢れを記している。祭神は元二座で、神名は「五郡神社記」に彦座神と白髮王を記しているが、『姓氏録』第三卷左京皇別下に「彦座之後孫白髮王、初彦坐命未賜阿弥古姓、成務天皇御代賜輕地三千代是負輕我孫姓之由也」とあるところから輕氏の祖先をまつたものと考えるべきである。「萬葉集」卷第十一の二六五六「天飛ぶや輕の社の齋いはひつゝま櫨 幾世まで

あらむ隠妻こもりづまをも」とは当社の社頭にうつそうと繁茂していた櫨の古木に寄せて詠んだものであるが、後世退転して変遷を重ね、祭神さえもいつのころからか時流にならって八幡神をまつることとなった。

西池尻集落の中心から西南小字輕古の人家から爪先上りの参道を北東に進むと、櫨その他常緑樹の茂みの中に南面して鎮座する。広庭入口に大正五年一月建立の明神鳥居があり、付近に無銘の水盤、昭和九年三月建之村中安全等と刻む石灯籠がある。拜殿前の狛犬に「奉獻 明治廿五年旧三月立之」などどあり、その左右の太神宮形石灯籠に「御神灯 天保九戊戌年（一八三八）八月吉日 氏子中」と刻まれている。割拝殿は桁行四間、梁行五間切妻造り棧瓦葺で、昭和五十六年十月の改築。絵馬は多いが、明治十五年八月十五日の「奉納御神前当村氏子」とある太閤記の絵が最も古い。神域は石の玉垣で囲まれ、背後はコンクリートの白壁塀。本殿は素木の春日造り銅板葺で、棟



輕樹村坐神社（西池尻町）

には千木榿木がおかれている。桁行七〇糎、梁行一〇五糎、向拜の出が五三・五糎。昭和五十六年十月の改築である。浜床に木製狛犬がおかれている。

例祭は十月十四日で、祈年祭は二月二十八日、新穀感謝祭は十二月十四日。宮座は今一戸で座祭は十月十日、十一日に当屋送りする。以前は宮田約五反余（五反田・生実・西川原）あったが今はない。御湯釜の銘に「捧奉八幡宝曆六丙子歳（一七五六）八月十五日 和苧高市郡整子村 願主泉州堺住海部屋平助」とあり、内径三一糎、高さ二五糎。十月十四日夜宮祭の時の御湯行事には、酒と米若干を入れて炊き、これを吞むと子どもは健康で風邪などもひかないという。各戸では茶瓶に入れて持ち帰る習慣がある。宮座講に明治四十一年一月二日「氏神基本財産扣帳」があるが『高市郡神社誌』に当社の座講中に「天明八歳申（一七八八）ノ八月十一日 御宮様造用扣帳」が残されている旨を記すが、今は不明である。

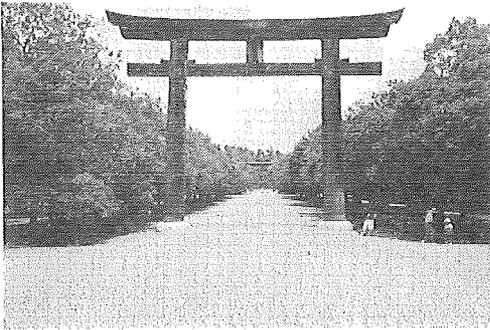
榿原 神宮 久米町九三四番地（鎮座地は畷傍字高島二五二番地）（旧官幣大社）

祭神 神武天皇 ひめたたらい 媛蹈鞬五十鈴媛命 すずのみめ

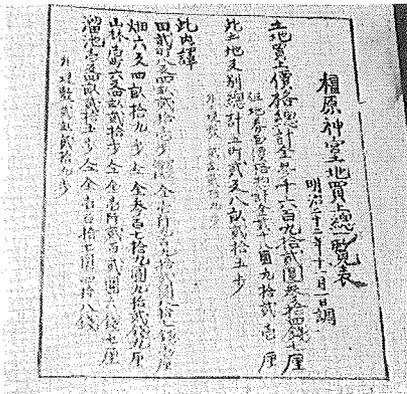
五十鈴媛は「日本書紀」では事代主命、「古事記」では大物主命の御娘とある。

創建は明治二十三年で、同年三月榿原神宮の社号が宣下されて官幣大社に列せられ、その四月二日勅使参向の下、鎮座祭が行われた。

旧来その所在が明らかでなかった神武天皇陵や榿原宮跡についてのこの地方篤志の人々の主唱になる調査顕彰と保存の運動がきっかけとなって当神宮の創立が実現の運びとなった。明治二十二年五月、かねてからの運動の実現に鋭意努力してきた高取町下子島の西内成郷はじめこの地方有志四一名によって榿原宮跡への神武天皇と皇后の神霊を



檀原神宮表參道



檀原神宮土地買上一覧 (天理図書館)

まつる神社を創建されたい旨請願し、直ちに採納され、同年七月二十三日京都御所の温明殿(賢所)と神嘉殿を下賜された。温明殿を神殿に、神嘉殿を拝殿に充てて創建されたのが今の神宮である。

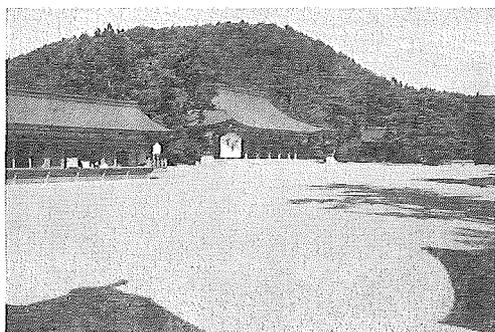
元々神武天皇の神霊をまつた確実な史料として文献に出るのは、「日本書紀」卷第二十八の「天武紀」壬申の乱(六七二)の記事が最初で、これによると神憑りした高市県主許梅(こめ)を遣わして神日本磐余彦天皇陵に天皇の御霊をまつり拝ましめ、馬・兵器を奉るとある。その後この地が神武天皇の神霊の在わす地であるとの伝承は、平安朝ごろ「多武峯略記」(群書類従第19冊所収)に引用する古記に、神武天皇の霊告として記されている。ここには天延二年(九七四)三月十一日早朝、檢校泰善が畝傍山の東北を通行の時、身に茅裘を着けた白髪の老人に会い、「我は是人皇第一代の国主で常にここに住まう者だ」といい終って姿が消えたので、泰善は毎年三月十一日彼の地で法華経を講じたとある。

続いて貞元二年(九七七)当国の国主藤原国光がこのことを伝え聞いて方丈堂を建て、観音像を安置したとある。今の大久保

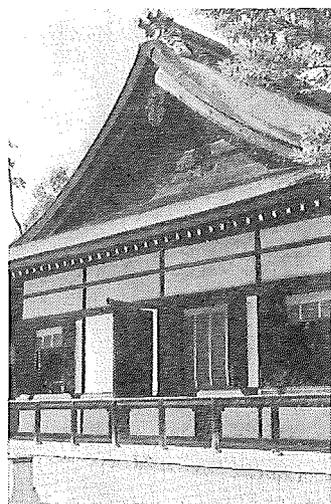
字寺内にある国源寺（浄土宗）の創立は神武天皇陵に鎮まる天皇の菩提寺として発足したとの傳承は、古くからこの地方で天皇の神靈を弔っていたことを示している。

さて明治二十三年に創祀されたものの神宮としての規模は狭小の上、施設も不十分であったので、明治四十五年七月、橿原神宮講社を設立して全国を七区に分け、広く講員を募って浄財を集め、境域拡張や神宮施設の整備の工事にとりかかり、大正四年神域の景相が全く一変して雄大莊嚴の觀を呈するようになった。その後昭和十六年紀元二千六百年記念式典挙行の記念事業の第二次整備拡張事業として、境域約一五万坪（四九二〇〇平方米）、社殿とその付属建物約一八〇〇坪（六〇〇〇平方米）に及ぶ広大な現規模を整えるようになった。この整備事業には全国より延一二十万人が勞力奉仕し、また八万本もの樹木が献木されたと記録されている。

神宮への参道は表・北・西の三つがあるが、それぞれの入口に社号標と鳥居が建っている。表参道から宮川の反橋を渡って二の鳥居を過ぎ南神門広場までの分れ道を北にとると、勅使参向時に参籠、潔斎する勅使館や祭典時に神宮の参籠・潔斎する齋館がある。左側（南側）には社務所・貴賓館・文華殿・神宮会館がある。貴賓館は広間・上壇の間・展望室・応接室からなり、廊下によって社務所と接続している。文華殿は重要文化財に指定されている織田家旧柳本藩邸を移築したもので、大書院・玄関など江戸中期の藩邸の遺構である。天保十五年（一八四四）の再建で、入母屋造り瓦葺、建坪四四六・二八平方米。神宮会館は昭和五十五年に神宮創建九十周年記念に建てられたもの。南神門広場は約六〇〇坪（二二〇〇平方米）で、正面左寄りに方形の庭が被所になっている。手前の左側に南手水舎があり、南神門の左右に脇門、左に接して神符授与所、右側に控所があり、正面に北神門が見える。南北両神門と延長二七〇米の透塀で囲まれた敷地は六六二〇坪（二二〇〇平方米）で、大正年間の整備である。左手の神楽殿は元御所の神嘉殿であったのを当神宮に下賜されて拝殿とされていたが、昭和六年現在地に移築された。入母屋造り、松皮葺で桁行二



橿原神宮拝殿と畝傍山



神楽殿(御饗殿)

一・八二米、梁行一二・一二米の重要文化財。神楽殿に接して参集殿がある。前方やや左寄りに両脇廻廊を連ねた入母屋造り銅板葺で二三・八五米に一二・四二米の外拝殿があり、四段の石階上正面に入母屋造り松皮葺で桁行一五・一五米、梁行七・二米の内拝殿が見える。その向うの幣殿へは祝詞舎で繋がれている。常殿は切妻造り松皮葺で桁行九・九一米、梁行一・六一米。最も奥の本殿は素木の入母屋造り松皮葺で、桁行一四・八五米、梁行八・九一米、軒の高さ一二・四二米で安政二年建造の元京都御所賢所であったのを当神宮創祀の時に下賜されたもので、重要文化財。

例祭は二月十一日の紀元節祭で、四月三日の神武天皇祭とともに盛大に営まれる。外に十月三日の秋季大祭、十一月二十三日の新嘗祭、二月十七日の祈年祭、一月の元旦祭、元始祭等である。

表参道北側の橿原森林遊苑は施設区域約一〇万平方米に及ぶが、紀元二千六百年当時、全国各地から寄進された樹木は三五〇種に上り、わが国の森林植物全種別の約三分の二がここに育っているという。苑内芝生地には野外ステージ、児童遊園、動物舎、休憩所など設けら

れている。南神門の外側には面積四万九五〇〇平方メートルの深田池があるが、池畔の休憩所を北に入った常緑樹の茂みの中の朱鳥居の連る参道奥に長山稻荷社がある。

字狐穴藪の内長山三七八番地で、神宮の末社である。創建年代不明。第二次大戦以前既に小さな祠があったといわれるが、第二次大戦後今日のように整備されたという。例祭は毎年初午の日と定められている。

久米御県神社 久米町字宮ノ谷七八六番地（旧村社）

祭神 高皇産霊命 大来米命 天あめのくしね穗根命

創建は明らかでないが、「延喜式神名帳」の「久米御県神社三座」に充てられている。「新撰姓氏録」右京神別中に「久

米直、高皇産霊命の八世の孫、味耳命うましみみの後也」とあり、「日本書紀」巻第三に神武天皇功臣を賞された記事の中に

「また大来米をして畝傍山の西の川辺の地に居らしめたまふ。今来目邑と号くるは此。其の縁なり」とある。当社は

久米直がこの地に自らの祖神である高皇産霊命と、その同系譜の二神をまつたことにはじまるとされている。ところが祭神については異説があって、前記『新撰姓氏録』左京神別上には「久米直 神皇産霊命の八世の孫、味耳命」とあ

ることから神皇産霊命が遠祖であるというし、また「五郡神社記」の「天穗津大久米命」とあるのは近世期に誤って

二柱神と解し、伝えたことから（高市郡神社誌）現在に至るまで上記三神名を祭神として「宗教法人法による届出書」

にも届出ることとなったという。しかもこの社名について「大和志」に「久米御県神社三座久米村今称三天神」とあ

るように、当社に奉納されている石灯籠にも殆ど「天満宮」「天神社」と陰刻されている点について、『高市郡神社

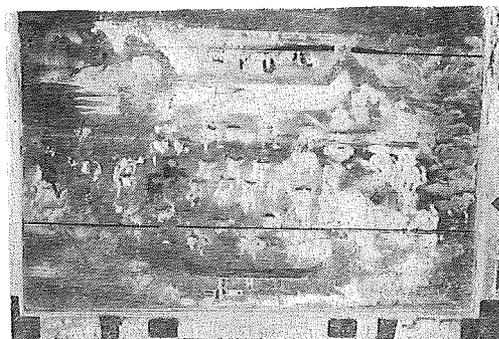
誌』によると、久米氏の衰微に伴ってその氏神も荒廃した際、近接地の久米寺の鎮守として天神をまつて当社を天

満宮と称したが、明治の「太政官布達」によって分離し、祭神名や社名も本来に復したのでないかといっている。旧

満宮と称したが、明治の「太政官布達」によって分離し、祭神名や社名も本来に復したのでないかといっている。旧



久米御県神社（久米町）



久米御県神社絵馬（久米町）

久米集落のほぼ中心で久米寺の東南に西面して鎮座する。集落の中央を走る道路沿いの社地は、四段の石段上にあり広庭の西・南・北の三方が石柵で囲まれ、その南西隅から道に沿って五基の石灯籠が建つが、北から「天満宮 天保十年亥（一八三九）八月吉日 氏子半兵衛 孫四郎」「天神社氏子安穩願主生野清八」「天満宮 天明七丁未年（二七八七）十二月吉日 久米村氏子中」「奉獻天満宮 天保九戌天（一八三八）九月吉日 願主稲葉久四良」「天神社氏子安穩明治十四年八月吉日願主森川伊平」との刻銘がある。広庭入口の石造明神鳥居は明治三十八年九月吉日堺市中之町中谷シカ・同中谷松藏・八木町稲葉半平が施主で、鳥居をはさんで左右二対の石灯籠に「御神灯 文政二己卯（一八一

九）八月廿四日」と「天満宮

延享元甲子年（一六七三）九月吉

日 世話係庄兵衛」とある。

広庭を入れてすぐ右の手水舎は一間四方の切妻瓦葺で、中に無銘の花崗岩の水盤がある。向って左側三基の石灯籠には「天神宮 安永七戌天（二七七八）八月吉日 施主久四良」と「天神社 明治十四巳年八月吉日」との刻銘がある。正面の狛犬銘に「奉獻 氏子中村中安全 安政

二乙卯歳（一八五五）十一月吉祥日」とある。割拝殿は桁行五間、梁行二間の玄関付で切妻造り。古い絵馬には「寛政四壬子（一七九二）八月日 松村齋雪山画 当村氏子」と「文政元戊寅（一八一八）十一月拾五穀旦」との墨書銘のあるもの、墨書銘が消滅した「ナモデオドリ」の絵馬などが目をひく。内庭は左右ブロック塀。石階上の神域は中央一間の入口をはさんで石の玉垣になっている。明治三十八年九月奉献の明神鳥居の向う本殿に通じる石畳の左右の石灯籠に「奉献 天満宮 宝永七庚寅歳（一七二〇）正月日」の刻銘がある。右側神具庫は一・五間に一間の切妻造り。

本殿は春日造り檜皮葺朱塗で、桁行一二五・五糎、梁行二一七糎、向拝の出が一〇糎。棟に千木鰹木がおかれている。昭和四十年代の改築。本殿に向かって右の境内社は、誉田別命、天児屋根命、大日靈貴命をまつる流造り檜皮葺朱塗の三間社で桁行七二糎、梁行一二四糎。向って左の境内社は熊野神社（祭神伊弉册命）で、春日造り桁行四五糎、梁行五五糎、朱塗檜皮葺である。上段の石灯籠に「久米宮石灯籠 延宝六年（一六七八）六月二十二日 敵火寺敬白」「奉寄進 享保十六亥天（一七三二）二月廿四日 施主久米村」などの刻銘が見える。

例祭は十月十五日で十四日夜宮祭。「宗教法人法による届出書」には「境内地一五四二坪九合九勺、氏子一二〇世帯八三〇人」とある。宮座は今二座あり、西座二八戸で古来大座ともいい、東座は一七戸、九月座は一二戸で営んでいる。十月十三日に神官の奉仕で当社神霊を一・五米の御幣に奉じて当屋の家に神迎えし十四日の夜宮祭終了後座祭を行う。かつては東・西両座とも宮田を所有していたという。今も西座に文政十年亥（一八二七）九月付「高市郡久米村宮講中定書」（六二名連判）や当時の宮座算用帳が残る。東座には宝暦貳年申（一七五二）ノ正月吉日の「御宮様永代詞受帳久米邑」「東講中」や天明五巳（一七八五）十一月廿五日から文化三寅年（一八〇六）までと以後安政六年八月廿四日までの「宮座算用帳」が残っている。なお祭事の用に供した御湯釜の銘に「久米御県神社御湯釜 奉祈願（一八五九）五穀豊饒 氏子安全 維時明治十九年丙戌旧八月吉日 五位堂村鑄物製造所作」とある。当社境内の木の

間にある大石を臥竜石というが、干天続きの時之を動かすと雨が降るといっているので雨乞行事として行われたと伝える。

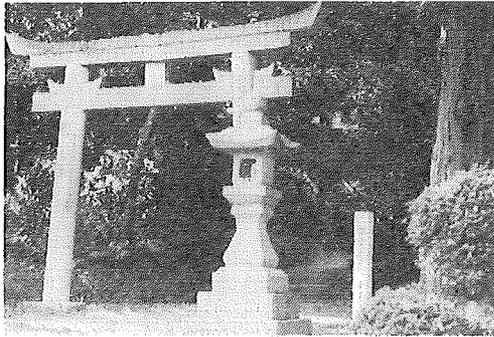
東大谷日女命神社
畷傍町字唐院六七番地（旧無格社）

祭神 姫ひめ踏た躰ら五十い鈴すず媛命

畷傍山の東南山裾、山頂から約四〇〇米の山林の中に東面して鎮座する。今、畷傍と御坊の氏神である。創建年代は明らかでない。「延喜式神名帳」東大谷日女命神社に充てられているが、江戸時代には熊野権現と称し伊弉册命を

祭神としてきたが、それ以前「東大谷日女命神社」であった証はない。明治十一年九月廿五日願出、同年九月廿七日許可の「鳥居士手土塀拜殿道石壇修繕普請」に関する文書に「氏神 熊野神社字トウイン鎮座」とあることは当時もまだ熊野神社と称していたことが実証できる。しかもこの式内社の所在について『大和志』は今の桜井市大字山田だとしているし、「大和国名鑑軌図」や伴信友の「神名帳考証」等では畷傍山の西の大谷村だと説いたが、当社では後者の説をとりしかも大谷村の東のこの地だとして、明治二十一年ごろ東大谷日女命神社と呼んで祭神を神功皇后としたがいくばくもなく祭神を姫踏躰五十鈴媛命と変更、同三十五年社名と祭神名の変更方を申請、無格社として許可され今日に及ぶ。

樞原神宮北参道から畷傍山頂への山道から当社参道へ入ると入口に花崗岩の水盤があり、「鎮守宮東大谷神社畷傍有志中」とあり、石灯籠に「献灯明



東大谷日女命神社（畷傍町）

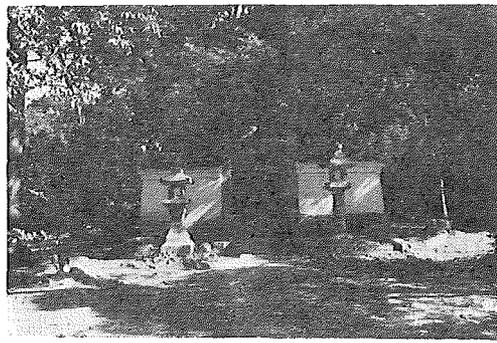
と記している。御湯釜の銘に「和州高市郡畝傍山明王寺両宮鎮守大明神御湯釜 施主氏子中敬白寛文十二壬子（二六七）九月八日」と記されている。御坊には以前大講一〇戸、古講八戸、新講八戸あり、前記神社誌によると元大講は享保十九甲寅年（一七三四）九月五日の組織で、明和元年甲申（一七六四）九月五日、再度の会合をしたとの古記録あり、当時の加入者二九戸で、元宮田地一反七畝あったが明治の初年に反五〇円で売却、預金してその利子で講中の行事を行ったという。古座に宝曆九年卯（一七五九）九月五日の「宮講中覚帳」があり、中に明和八載辛卯（一七七二）正月吉日規約を作るとあり、今も畑一反半共有その小作米として毎年九斗五升を収得、講行事費に充てていると記されている。両地域とも座祭は十月五日で十月一日に「お神酒さん」と称し座祭の打合を行う。「宗教法人法による届出書」には氏子一三〇戸、崇敬者八七〇人、境内地五一坪六合一勺と出ている。

池 田 神 社 畝傍町字池田四八番地（旧無格社）

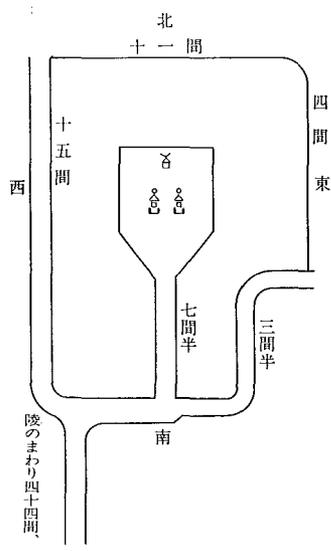
祭神 大日本彦和友尊（懿德天皇）
おおやまひこともとも

創立年代不明。古老の言では古来懿德天皇皇后陵と伝え、陵上に一小祠を建て、懿德天皇社と称したというが社名に皇后の名を逸したとみられる。今社前に立つ案内札に「イトクの森 古墳前期の前方後円墳 伝説イトク塚 全長約三〇米」とあり、神社はその後円部に鎮座する。あるいはこの小社は皇后の廟社として創祀されたのではないか。明治八年ころ、字名によって池田神社と改称されている。大正十一年八月の『高市郡神社誌』ならびに昭和二十八年五月十八日の「宗教法人法による届出書」に当時の大字区長の家所蔵の古図を転載し「社頭大字畝傍の北方にありて今尚円墳の形をなせり」とある。

畝傍山の東約一〇〇米の通称イトクの森の若桜友苑と向い合った北方に南面して鎮座する。畝傍山東山麓の東大谷



池田神社(畝傍町)



懿徳天皇の皇后陵古図
(高市郡神社誌より)

日女命神社に対し「下の宮」とも呼び、古来畝傍・御坊二集落の氏神であった。広庭向う正面に太神宮形と狩野形の石灯籠があるが、前者の刻銘に「御神灯 宝曆十庚辰年（一七六〇）九月八日 畝傍村孫八・坂松・三郎・善兵衛・藤松・和助・七兵衛・長吉・千太郎・新蔵・庄八・源兵衛」、後者には「御神灯 宝曆十辰年九月八日 御坊村畝傍村」とある。石階上の神域は近年整然と構築された白壁の瓦葺塀をめぐるし、正面に鉄格子の扉がついている。本殿前正面のやや小形の狛犬に「奉献 明治三十五年二月建之 植田忠司 梅田天葉堂」との銘がある。本殿は素木の春日造り銅板屋根の一間社で、棟に千木鏝木をのせている。桁行六六・五纏、梁行九四纏、向拝の出が四五纏。昭和二十八

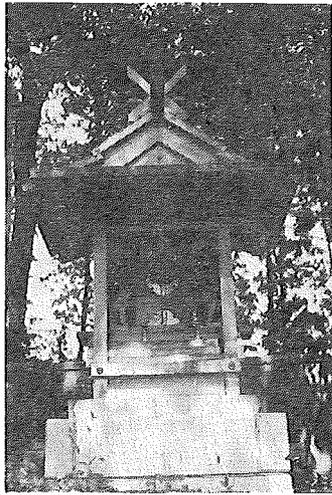
年の届出書に「例祭十月八日、祈年祭二月九日、勤勞感謝祭十二月八日、境内地一九六坪六合九勺氏子一三〇人、崇敬者七三〇人」とあるが、現在境域一〇一坪九合。信徒は三七〇人。宮座は東大谷日女命神社に同じ。

安寧天皇神社 吉田町字酒屋垣内二五七番地(旧指定村社)

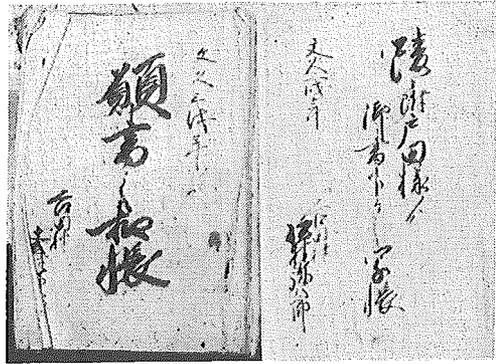
祭神 磯城津彦玉手看命(安寧天皇)

西池尻から大谷への通路を東に杉・松の茂る細い参道を登った畝傍山の西南麓に西面して鎮座する。『高市郡神社誌』には「元大字吉田字花蔭山同ア子山(ま)(現在安寧天皇山陵)の頂に鎮座ありて、古来安寧天皇を奉祀せり。蓋し天皇の御廟所なるべし」とあり、祭神について元禄(一六八八〜一七〇四)の周垣図に「安寧帝御宮」、享保(一七一六〜三〇)改図には「神功皇后の若宮」、寛政卯七年(一七九五)二月十九日の棟札には祭神天照大神とあるなど、さまざまに記録されてきたが、上記神社誌に「明治の時代に到りて、御陵兆域内に社殿の鎮座を禁ぜられ、移転料を下賜せられたるにより、即ち今の地に遷祀し、同時に祭神を古に復し現今に至れり」とある。創祀の時期は明らかでないが、畝火山口神社宮司大谷家所蔵の天正三年(一五七五)の「畝傍山古図」には既に描かれているので古くからの鎮座とみられる。

安寧天皇神社(吉田町)



大正九年五月の石鳥居をくぐって登る参道の一対の石灯籠に「御神灯 施主多武峯石室院戒忍 寛政十一己未歳(一七九九)九月吉旦」とあり、さらに一〇〇米ばかり登りつめた山腹広庭に明治二十五年九月の石灯籠と明治二十四年九月建之とある狛



遷座に関する文書

本殿棟札中最古のは

(表)

(二七九五)
寛政卯七月十九日
奉遷宮天照皇大神祝詞中臣三種大祓御祈禱
畝傍山社神主
大谷播磨守

(裏)

吉田村氏子中

犬が奉献されている。向って右側一對の石灯籠に「献灯 明和三年（一七六六）三月建之 安田宇平 同きぬ 久口」との刻銘がある。割拝殿は桁行二・五間、梁行二間の切妻造り棧瓦葺で、正面に「安寧天皇神社」の額が掛けられ、中の絵馬に「安政五戊午年（一八五八）九月十二日 当邑氏子」とある大閣記山崎合戦の図が最も古い。石段を登りつめた丘陵上のブロック塀に囲まれた本殿は素木の春日造りで、桁行七五・五糎、梁行一三・五糎、向拝の出が五四糎。屋根は銅板で葺かれ、棟に千木鱈木がおかれている。浜床に石造狛犬がおかれてある。本殿・拝殿とも昭和五十六年三月の改築。

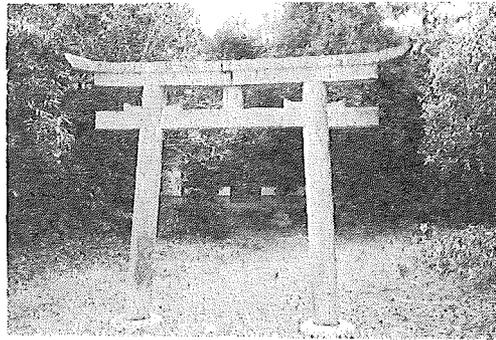
向って右側の境内社は豊受神社（祭神豊受姫命）で素木の春日造り銅板葺、桁行六〇・五糎、梁行九三糎。広庭右側の境内社稻荷神社（祭神保食神）は流造り素木で四五・五糎に六二糎、鉄板葺。

で、明治二十四年旧四月廿五日の銘には吉田神社、同四十二年五月九日の棟札には「奉正遷宮安寧天皇神社」とある。今氏は五二戸で、宮座は古座一戸、新座九戸。宮田は一反二畝二歩を共有。例祭は十月十三日であったが今十月十七日で、十月十一日に当屋請すると、例祭はじめ早苗振祭、夏祭の祭典給仕は皆当屋の勤めである。古座に「元文五年申（一七四〇）十一月吉日付宮講掛銀覺 吉田村」とある古帳簿がある外、松村家に「明治三十年十二月廿五日付宮座講地計算帳」や「文久三庚年改陵地面引地名寄帳」、文久二年（一八六二）の「安寧天皇山陵改修關係文書」や明治二十四年の「吉田神社拜殿再興寄付帳」、「字板井宮講中條約書」などが残されている。現境内地一五四坪。

八幡神社 山本町字垣内一五二番地（旧村社）

祭神 菅田別命

創立年代不明。本来は神武天皇の皇子神八井耳命をまつる宮とみられ、社頭を古来「岩井耳」といったのは「八井耳」から転訛したと考えられる。命は『日本書紀』卷四綏靖天皇の条に、「天皇の御兄で御弟に天位をゆずり『吾は當に汝の輔となり、神祇を奉典らむ』とまうす。是即ち多臣が始祖なり」とあり、『神武紀』には命の子孫は多氏の外小子部連以下一八氏をあげている。『紀』卷四に「四年の夏四月に、神八井耳命薨りましぬ。即ち畝傍山の北に葬る」とあり、『大和志』に「神八井耳命墓在山本村。称御陵山。在傍小祠曰岩井耳」とあるので当社が位置が命の陵墓であったとみられ、後世この塚の上に祠を建てて命を創祀したのではないかといわれる。現に本殿の棟札（明治二十六年六月七日）に「奉遷宮八井神社」とあるところからすると、当時八井神社と称して神八井耳命をまつっていたものと考えられる。八幡神をまつる時流にならって菅田別命を勧請、今日に及んだ。



八幡神社(山本町)

社頭は神武陵参道より約五〇〇米の畝傍山北麓に東面して鎮座する。境域は杉松や雑木の林に包まれて昼なお小暗く荒れている中に古色蒼然たる感がある。参道の中程から南に折れて約一〇〇米入った広庭入口に太神宮形石灯籠があるが「太神宮村中安全 安政七庚申年(一八六〇)三月立」とあり、明神鳥居に「奉納 明治二十五年九月十三日建設 氏子中」とある。拜殿前一对の石灯籠には「常夜灯 願満事春慶応三年卯(一八六七)八月日 若子中」との刻銘が見える。拜殿は切妻造り棧瓦葺で桁行三・五間、梁行一・五間。元は古い絵馬があったが今残る数枚は明治以来のものである。

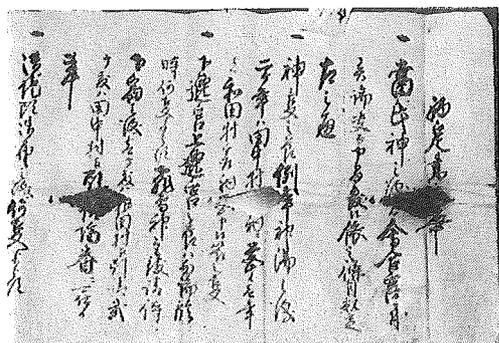
内庭の正面石段下の左右一对の石灯籠の銘に「元文五年申(一七四〇)九月吉日 山本村」と「元禄十三庚辰年(一七〇〇)六月吉日 和州高市郡山本村」とある。正面石階上神域にある本殿は、流造り素木で、屋根は銅板葺、棟に千木鯉木がおかれていて、桁行七六・五糎、梁行一〇一・五糎、向拝の出が四一糎。昭和五十三年の改築と、昭和二十五年五月十二日本殿屋根替、大正十二年十月二十一日本殿改造、「明治二十六年六月七日奉遷宮八井神社遷宮 畝火山口神社大谷教恵当村氏子総代」などの棟札がある。広庭の水盤の鈴に「天保七年(一八三六)四月改」とあり、神域左に陽石があるが、古来婦人が拜むと子宝にめぐまれるという。昭和二十七年の「宗教法人法による届出書」に「境内二三七坪、氏子九世帯六〇人」とあるが、今は氏子一一戸。

例祭は十月十三日で十二日の夜宮祭に御湯行事がある。十二日に座祭をするが、昔は宮田もあり、座祭に三升餅を供えるときにもあん付餅を氏子全戸に配ったが今は宮田なく、氏子へ配る餅も切餅で費用は山本町から出る。

馬立伊勢部田中神社 和田町字大坪一四〇〇番地（旧指定村社）

祭神 豊受姫命 誉田別命 天児屋根命

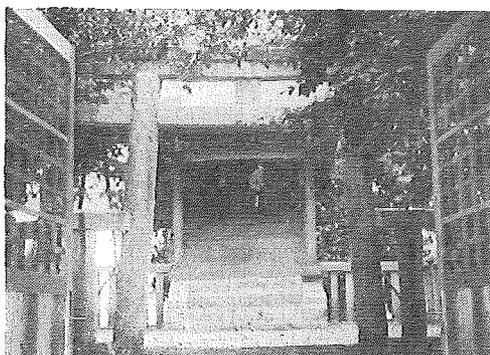
田中・和田・栄和町の接点に近い和田領に西面して鎮座する。『三代実録』卷十四に「清和天皇の貞観九年（八六七）正月廿五日丙寅授大和国正六位上馬立伊勢部田中神從五位下」とある。和田の所伝によると、元宇古宮の地に鎮座していたが、慶長（一五九六〜一六一五）年間飛鳥川の洪水で流され、今の地に遷座したという。『高市郡神社誌』によると、古宮とは古代豊浦の故地を指すが、当社と交渉がないといわれている。



安政6年の和田村・田中村氏神に関する定書

『大和志』は「昔在和田村^二後遷田中村界^一今称八幡二村共祭」とある。現在三間社の本殿中央に八幡宮、左に豊受姫命、右に春日神をまつるが、本来の祭神は豊受姫命であったとみられる。後世時流にならって春日神と八幡神を配祀し、却って八幡神を主神とするようになった。このことは現存の石灯籠の刻銘によっても知られる。広吉家文書（^{旧市史}史料集）によると延宝三卯年（一六七五）に当社について「除地一鎮守 八幡宮、天照大神宮、春日大明神 田中和田立会」となっているが、明治のころも八幡神社と呼び、同四十一年には八幡神社名で村社に指定を受けている。その後国史見在社の古名に復すべく出願、遂に大正八年十一月に前指定を取消して馬立伊勢部田中神社として指定された。

明治六年六月建之とある石灯籠、大正十年一月奉納の明神鳥居があり、水



馬立伊勢部田中神社（田中町）

盤には田中村の刻銘がある。正面一対の石灯籠の丸棹に「八幡宮御宝前寛文二年（一六六二）八月吉日 和田村敬白 田中村敬白」と陰刻されている。割拝殿は切妻造り瓦葺で、桁行五間、梁行二・五間。大正十年一月の改築後、昭和十一年三月八日田中・和田村によって改築。

神域はブロック塀に囲まれているが正面一対の石灯籠に「八幡宮 正徳五乙未年（一七二五）三月二十日 施主田中村白譽道清敬白」「御宝前戊戌享保三天（一七一一）八月晦日和田村」とある。玉垣下の狛犬は文久二戌年（一八六二）八月晦日の奉獻。大正十年建造の玉垣に囲まれた神域は三段の石階上であり、中央の石鳥居には明治二十七年六月建之とある。本殿は流造り朱塗の三間社で屋根は銅板葺、棟に千木鯉木をのせ、桁行二六六糎、梁行一九三糎、向拝は一八八糎に一〇二糎。浜床に木造狛犬がおかれている。

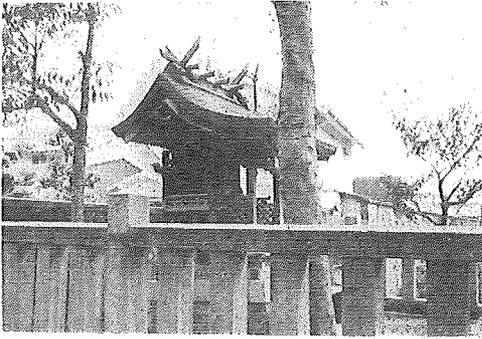
上旬の早苗振祭、十一月末の新嘗祭であるが、祈年祭・早苗振祭・例祭（夜宮）には御湯行事が行われる。「宗教法人法による届出書」には境内三八七坪、氏子一一〇世帯とある。宮座は内田中に四組（元講とその後のもの）外田中五組（元は四組のところへ新講加わる）和田一組、栄和町一組、内田中の元講は今五戸で以前は宮講地もあったが先年売却。当屋は伊勢のお祓で紙片を引きあげて選定したが今は予め順番を定めている。座祭は十月十日。午前中当屋で餅つきして子どもに馳走、夜は講中で座祭を行い、直会の膳につく。直会后当屋渡しするが次年度当屋は御幣を奉持して帰り床間にまつる。記録として「宮様諸道具並に神主扣帳 文政五年（一八二二）八月晦日 田中村役人」として講中の

定書当屋動人名その他記録が収められている。

三、鴨公地区

春日神社 醍醐町字音羽二〇〇番地（旧無格社）

祭神 天児屋根命



春日神社（醍醐町）

創建の年代不明。社頭の石灯籠に元禄六癸酉年（一六九三）九月吉日 願主 醍醐村中との銘のあるところから、また『高市郡神社誌』に当社の宮講古帳簿に延宝四年（一六七六）調製のあるところと記されている点からみて、十七世紀中葉末ごろにはすでにこの神社が存在していたことになる。

醍醐集落の南に西面して鎮座し、浄土宗養国寺と近接しているが、養国寺は元薬師如来を本尊とする一草庵であったのを、浄土宗に転宗して今日に及ぶという。但し当社は元は現在地の西北約二〇〇米の位置の小房と初瀬街道を結ぶ道路の西沿いの字堂屋敷より現地に遷座されたというが、年代は明治のころと伝えられる。

拝殿は広庭の南に東面して建ち、桁行三間、梁行二間の棧瓦葺切妻造り。内部に多数の絵馬が奉納されているが、殆ど明治以降のものである。拝殿の向うの石鳥居左側に春日神社の石標があり、一對の狛犬に「奉獻 氏子 安

政三丙辰歳（一八五六）十一月吉日」とある。石灯笼には「文化六己巳年（一八〇九）八月吉日 春日氏子中」「奉献
 明治二十年 朋友中周旋人森田政七」などの銘がある。石階上の神域は、鉄の扉のある中門をはさんで正面と三方が
 石造玉垣に囲まれていて、本殿までの石畳の左右に一对の石灯笼があるが、その銘に「奉寄進春日大明神 元禄六癸
 酉年（一六九三）九月吉日 願主醍醐村中」とある。

本殿は素木の流造りで、屋根は銅板葺の一間社。棟に千木鯉木が着けられ、桁行六〇・五糎、梁行九五糎、向拝の
 出が五三糎。浜床に像高一八糎の木造狛犬がおかれている。本殿は昭和三十八年の改築。殿内棟札に

(表) 于時明治三庚午年十二月三日
 奉皆造春日社八意思兼命大廣前

(裏) 祭主 醍醐村神主 池田小菊
 醍醐村庄屋 森村庄右衛門
 同 役人 森川喜八郎
 年寄 吉井八兵衛
 大工頭 梁喜七
 助 作兵衛

とあり、神鏡表に「明治十八年酉十一月吉日醍醐村春日社」とある。

氏子二九〇戸で、例祭十月十日。宮座講は三組あり、元明神講七戸（元八人講といった）、大講一六戸、新講は弘化
 三年（一八四六）の発足といわれ一〇戸。元明神講が最も古く次に大講・新講になっている。座祭は九月三十日であっ
 たが、本年から九月最終の日曜日に改められた。第二次大戦まで元明神講に田二反一畝二二歩、大講に三反九畝四歩

あった。現に拝殿内に三講の御湯釜三個ある。大講の湯釜は内徑三三・五糎、深さ三〇・五糎、銘に「春日大明神御湯釜 寛政元己酉年（一七八九）七月晦日改五穀成就家内富貴延命無難長久為安全願主高市郡醍醐村明神講中明治十二年卯七月晦日新調 吹元五位堂杉田卯平」。元明神講の湯釜は内徑三六糎、深さ二九糎、銘に「奉納春日神社明治治五年壬寅旧七月改鑄、高市郡鴨公村大字醍醐元明神講」とあり、新講のは無銘で徑三二糎、深さ二七糎。但『高市郡神社誌』には、大正十一年当時の新講湯釜として「文久二年壬戌（一八六二）七月晦日奉納高市郡醍醐村新明神講中安全五位堂津田五兵衛作之」とある。なお同書に元明神講より奈良春日大社へ寄進した石灯籠が若宮社參道向って左側に一基あり、正面に「春日社 醍醐村平井利助 膳夫村喜多七平 今井町恒岡新次」右に「明治十五年十二月再興」左に「天文十四年（一五四五）正月吉日 奉寄進春日社鎌田春日講結永敬白」とあると刻まれている。なお元明神講では毎年一回南都春日神社に参詣して灯明料年七十七錢を進献したとも記されている。

八 幡 神 社 上飛驒町字垣内一五四番地（旧村社）

祭神 菅田別命

創建年代不明。口碑に当社は元、今の社頭より西北方約三〇〇米の上飛驒千軒丘陵上の堂阪付近に鎮座していたが、約二〇〇年前現地に遷座したという。旧地は古宮と称し、松の古木の下に小祠があったが、付近開墾のためこの小祠も当社に遷したが腐朽してしまつたと伝える。一説には旧社地は延喜式内社鷺栖神社の跡で、今の社殿の西を南北に通じる坂路が、『釈日本紀』にある「藤原宮は高市郡鷺栖坂の北西にあり」との鷺栖坂だとの説である。洪水の時、古宮の位置から四分の地に流れたのが今の鷺栖神社であるというが、真偽の程は明確にし難い。

なお『高市郡神社誌』に記され、当社頭現存の金石文中最古の銘をもつ内庭の石灯籠には、「奉寄進八幡宮御宝前



八幡神社(上飛驒町)

延宝六戊午(一六七八)七月」とある。

社地は上飛驒集落の東北、日高山の上に西面して鎮座する。石段登り口には神域と俗界を境する意か陰陽の二石がおかれている。明治三十九年十月氏子中によって建てられた明神鳥居をくぐって登りつめると、広庭右側に、花崗岩の箱形水盤があって、「奉献氏子天保十一年(一八四〇)旧正月吉日」の銘が見える。正面の割拝殿は桁行三・五間、梁行二間の切妻造り棧瓦葺格子窓付で、多数の絵馬はすべて明治以降の奉納である。内庭には、神域への石階をさんで左右二対の石灯籠と狛犬がある。前述した延宝六年午七月の「奉寄進八幡宮御宝前」と「八幡宮願主玉忍哉善六 享保十四己酉(一七二九)九月日」と「八幡宮于時文久三癸歳(一八六三)二月吉日 当氏子」とある。いずれも狩野形石灯籠。狛犬には「奉納明治三年十一月日村中安全」とある。石階上の神域は正面朱塗のカラー鉄板で葺かれた屋根の鉄扉付中門を

はさんだ木造玉垣と、他の三方コンクリート塀に囲まれている。

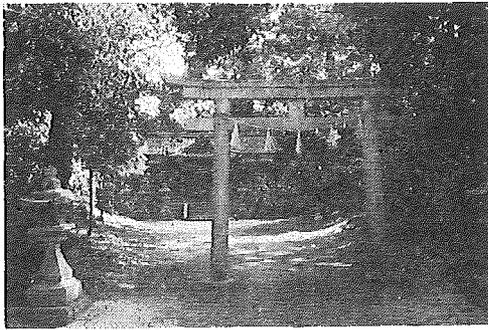
本殿は朱塗り流造り銅板屋根で、桁行八七纏、梁行一四〇・五纏、向拝の出が六八・五纏の間社。棟に千木鯉木がおかれている。殿内に三個の箱形厨子が奉安され、中央が主神の誉田別命であるが、左右二神は不明。納められている棟札に「奉遷宮八幡皇大神氏子安穩守護」「明治三十一年旧三月二十二日」等墨書されている。

境内一六八坪、氏子一六戸。例祭は十月十五日の夜で、元は十月十六日であった。宮座は一戸で十月一日に座祭を営むが、当日は講員揃って宮に参詣後、直会にうつる。元は宮田一反二畝あり、その収穫で毎年の宮行事に充当し

たという。六月の早苗振祭、八月二十八日の風日待があるが、氏子中食事をたずさえて拝殿に籠って風害排除の祈願をしたという。御湯行事は早苗振祭と秋の本宮祭に行なう。

春日神社（高殿町）

祭神 天児屋根命



春日神社（高殿町）

別所集落の南西端にある小丘陵上に西面して鎮座する。古来、別所・高殿・法花寺三大字の氏神。「旧市史」史料集所収の「広吉家文書」の高殿村明細に文禄四年（一五九五）の検地当時から四分村の鷺栖神社と一緒とあり、慶安元年（一六四八）法花寺村が同村から分村、元文四年（一七三九）さらに別所村が高殿村から分村したが、当時は現在と同じように高殿・法花寺・別所三所の鎮守として春日大明神をまつたが、この宮は「社無之松林斗」であったという。古老の言では、江戸中期ごろ四分の鷺栖神社の神霊を分祀したと伝える。現在境域の石灯籠中最古のものは「安永六年（一七七七）」銘のもので、当社創祀間もないころの献灯ともみられる。

参道入口の法花寺宮講中と堺市藤本治三郎奉献とある明神鳥居をくぐって突き当る道角には、春日造りの五一糶、七七糶の小祠があるが、社名・祭神は不明。左側に俗に白山神社とも「ハジヨウさん」とも呼ぶ鹵痛の神を祀るが、社殿なく木造鳥居と石灯籠が建っている。鹵痛の人は旧正十五日朝、竹

の盒に祝の小豆粥を入れ白紙で包んで水引をかけ鳥居にかけておく。全治するとの伝承がある。広庭入口には明治二十三年八月建立の石灯籠、明治十一年五月吉日寄進の大石灯籠がある。百度石や春日神社の石標の付近にある石灯籠に「常夜灯 寛政三亥（一七九二）正月吉日 願主高殿村弥次郎」とあり、明神鳥居に明治四十二年十月十五日などの銘があり、水盤に「献納 明治十一年寅四月吉日 高殿村川田忠造」とある。石段上社地の拝殿前石灯籠に「春日社 村山本甚兵衛巽庄治郎 慶応元年（一八六五）八月立之」の外「明治十三年辰正月」「明治十七年旧八月」「明治二十三年寅八月建設」など紀年銘の石灯籠が奉納されている。拝殿は桁行四・五間、梁行二間玄関付の切妻造り棧瓦葺の割拝殿で昭和四十七年の改修。拝殿前狛犬に「奉献三ヶ村氏子中 安政六年末（一八五九）八月吉日 世話人高殿村七兵衛・喜兵衛・八三郎、別所村利兵衛・善次郎、法花寺村長兵衛・吉左衛門」との刻銘がある。

内庭左右と中門をはさんで正面には石の玉垣、向う側の神域はブロックの高塀となっている。本殿と拝殿は一・五間に二間の切妻造屋根によって繋がれている。

本殿は素木の春日造り銅板屋根で、棟に千木鰹木をおく。桁行一〇五・五糎、梁行一六〇糎、向拝の出が八〇・五糎。浜床に明治九年十一月一日立と刻まれた石造狛犬が奉納されている。殿内二枚の棟札には「奉遷宮春日神社氏子安全祈所 社掌池田文吾 明治廿年十二月廿九日」、「奉遷宮 春日神社本殿屋根修理 正遷宮三文字氏子安全 昭和三十一年七月十二日高殿・別所・法花寺」とある。例祭は十月三日で二日の夜宮祭に御湯行事を行う。宮座は別所一五戸で一座、法花寺一七戸一座。座祭十月一日。前日新しい櫛・御幣をいただき宮迎えし、祭礼終るとその日に宮送りする。元は宮田九畝が字タキヒにあり、収穫物の売却金を当屋の入用に宛てていたという。当社の南側の畑地はかつて寺であったと伝えるが、神宮寺跡だろうか。残されている御湯釜に「和劾今井町御湯講中 安政四丁巳年十二月 鑄物師小原永太郎」との銘があり、内径三〇糎、高さ二六糎。現在氏子二〇戸、社地七七九坪。